

参考：平成30年度事業計画（各局区別一覧）

目次

| | |
|--------------|-------|
| • 各局等共通 | 1 |
| • 環境政策局 | 2 |
| • 行財政局 | 3 |
| • 総合企画局 | 4～6 |
| • 文化市民局 | 7～11 |
| • 産業観光局 | 12 |
| • 保健福祉局 | 13～21 |
| • 子ども若者はぐくみ局 | 22～26 |
| • 都市計画局 | 27 |
| • 建設局 | 28 |
| • 会計室 | 29 |
| • 北区役所 | 30 |
| • 上京区役所 | 31 |
| • 左京区役所 | 32～33 |
| • 中京区役所 | 34 |
| • 東山区役所 | 35 |
| • 山科区役所 | 36 |
| • 下京区役所 | 37～38 |
| • 南区役所 | 39～40 |
| • 右京区役所 | 41 |
| • 西京区役所 | 42～43 |
| • 西京区洛西支所 | 44～45 |
| • 伏見区役所 | 46～47 |
| • 伏見区深草支所 | 48 |
| • 伏見区醍醐支所 | 49～50 |
| • 市会事務局 | 51 |
| • 選挙管理委員会事務局 | 52 |
| • 監査事務局 | 53 |
| • 人事委員会事務局 | 54 |
| • 消防局 | 55～58 |
| • 交通局 | 59～60 |
| • 上下水道局 | 61 |
| • 教育委員会事務局 | 62～67 |

該当施策の対応一覧表

| I 各重要課題の取組(計画の第2章部分) | | II 教育・啓発, 相談・救済の取組(計画の第3章部分) | | | |
|--|------------------------|------------------------------|-------------------|--------------------------|-----------------|
| 1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり | | 1 教育・啓発 | | | |
| 男女1 | DV対策 | 教育・啓発1 | 人権教育(家庭教育) | | |
| 男女2 | 雇用・意思決定 | | 人権教育(学校等における人権教育) | | |
| 男女3 | 啓発・広報 | | 人権教育(社会教育) | | |
| 男女4 | 保育・学校教育 | | 人権啓発(市民への啓発等) | | |
| 男女5 | 全般に関わる取組 | | 人権啓発(企業・団体等への啓発) | | |
| 2 子どもを共に育む社会づくり | | 教育・啓発2 | 人権啓発(関係機関等との連携) | | |
| 子ども1 | 京都はぐくみ憲章の推進 | | 2 相談・救済 | | |
| 子ども2 | 児童虐待対策の推進 | | 相談・救済1 | 各種の相談に応えられる体制の充実 | |
| 子ども3 | 不登校, いじめ, 問題行動 | | 相談・救済2 | 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実 | |
| 子ども4 | ニート, ひきこもり | 相談・救済3 | 人権擁護委員活動との連携 | | |
| 子ども5 | 子育て支援ネットワークの充実 | 相談・救済4 | 相談機関等に関する情報の通知 | | |
| 子ども6 | 子育て家庭への支援 | III 計画の推進(計画の第4章部分) | | | |
| 子ども7 | 子育てを支え合える地域社会づくり | | | | |
| 子ども8 | 携帯電話・インターネット | | | | |
| 子ども9 | 安全教育 | | | | |
| 3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり | | | | 1 推進体制と職員研修 | |
| 高齢者1 | 虐待 | | | 推進・研修1 | 推進体制 |
| 高齢者2 | 権利擁護 | | | 推進・研修2 | 職員研修 |
| 高齢者3 | 認知症施策 | | | 2 関係機関, 関係団体等との連携 | |
| 高齢者4 | 介護サービス | | | 連携1 | 関係機関, 関係団体等との連携 |
| 高齢者5 | 見守り | | | 3 進行管理と評価 | |
| 高齢者6 | 社会参加 | 進行・評価1 | 進行管理 | | |
| 高齢者7 | 世代を超えて支え合う意識の共有 | 進行・評価2 | 評価 | | |
| 高齢者8 | 学校教育 | | | | |
| 高齢者9 | 全般に関わる取組 | | | | |
| 4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり | | | | | |
| 障害者1 | 障害者虐待の防止 | | | | |
| 障害者2 | 障害のある人の権利擁護の促進 | | | | |
| 障害者3 | 精神障害のある人が安心して暮らせるまちづくり | | | | |
| 障害者4 | 障害のある人の就労支援 | | | | |
| 障害者5 | 発達障害児者及びその家族への支援の充実 | | | | |
| 障害者6 | 相談支援 | | | | |
| 障害者7 | ユニバーサルデザイン・まちづくり | | | | |
| 障害者8 | 社会参加・交流の促進 | | | | |
| 障害者9 | 啓発 | | | | |
| 障害者10 | 保育・学校教育 | | | | |
| 障害者11 | 共生社会の実現に向けたネットワークの充実 | | | | |
| 障害者12 | 全般に関わる取組 | | | | |
| 5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組 | | 1 推進体制と職員研修 | | | |
| 同和問題1 | 第三者による住民票の写し等の不正取得の防止 | 2 関係機関, 関係団体等との連携 | | | |
| 同和問題2 | 啓発 | 3 進行管理と評価 | | | |
| 同和問題3 | 教育 | | | | |
| 同和問題4 | 全般に関わる取組 | | | | |
| 6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重 | | 1 教育・啓発 | | | |
| 多文化1 | コミュニケーション支援 | 教育・啓発1 | 人権教育(家庭教育) | | |
| 多文化2 | 生活支援 | | 人権教育(学校等における人権教育) | | |
| 多文化3 | 多文化共生の地域づくり | | 人権教育(社会教育) | | |
| 多文化4 | 保育・学校教育 | | 人権啓発(市民への啓発等) | | |
| 多文化5 | 全般に関わる取組 | | 人権啓発(企業・団体等への啓発) | | |
| 7 安心して働き続けられる職場づくり | | 教育・啓発2 | 人権啓発(関係機関等との連携) | | |
| 職場づくり1 | 真のワーク・ライフ・バランスの推進 | | 2 相談・救済 | | |
| 職場づくり2 | 啓発・広報 | | 相談・救済1 | 各種の相談に応えられる体制の充実 | |
| 8 感染症患者等の人権尊重 | | | 相談・救済2 | 相談・救済に関わる関係機関等による連携の充実 | |
| 感染症1 | 相談・検査体制 | 相談・救済3 | 人権擁護委員活動との連携 | | |
| 感染症2 | 人材育成 | 相談・救済4 | 相談機関等に関する情報の通知 | | |
| 感染症3 | 啓発 | III 計画の推進(計画の第4章部分) | | | |
| 感染症4 | 教育 | | | | |
| 9 犯罪被害者等の人権尊重 | | | | | |
| 犯罪被害1 | 支援対策 | | | | |
| 犯罪被害2 | 啓発・教育 | | | | |
| 10 ホームレスの人権尊重と自立支援 | | | | | |
| ホームレス1 | 勤労 | | | | |
| ホームレス2 | 社会参加 | | | | |
| ホームレス3 | 相談 | | | | |
| 11 高度情報化社会における人権尊重 | | | | | |
| 高度情報化1 | 携帯電話・インターネット | | | | |
| 高度情報化2 | 啓発・広報 | | | | |
| 高度情報化3 | 第三者による住民票の写し等の不正取得の防止 | | | | |
| 12 様々な課題 | | 1 推進体制と職員研修 | | | |
| 様々1 | LGBT等の性的少数者 | 推進・研修1 | 推進体制 | | |
| | 刑を終えて出所した人 | 推進・研修2 | 職員研修 | | |
| | アイヌの人々 | 2 関係機関, 関係団体等との連携 | | | |
| | 婚外子 | 連携1 | 関係機関, 関係団体等との連携 | | |
| | 東日本大震災等に起因する人権問題 | 3 進行管理と評価 | | | |
| 13 複数課題に関する事業 | | 進行・評価1 | 進行管理 | | |
| 複数課題1 | 複数課題に関する事業 | 進行・評価2 | 評価 | | |

各局区等共通

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|------------------------------|--------|-------------------------------------|--|-------|-----------|
| 1 | 刊行物等への啓発標語の掲載 | 継続 | より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | 本市が発行する印刷物等に人権啓発標語を掲載する。 | 各局区等 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 公用車による啓発（巡回啓発、ステッカー掲示） | 継続 | 人権問題を広く市民に周知するとともに、人権尊重の意識の普及高揚を図る。 | 憲法月間・人権月間等において公用車に人権啓発プレートを掲示する。 | 各局区等 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出 | 継続 | より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | バス営業所、地下鉄駅及び本市の施設の玄関等に人権啓発看板や啓発のぼり旗、啓発標語パネル等を掲出する。 | 各局区等 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 地域団体の人権研修支援（資料提供等） | 継続 | 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権擁護思想の普及高揚を図る。 | 地域団体等が行う人権研修会を支援し、人権問題に関する講演の中で、参考資料を配布するなど、人権擁護思想の普及高揚を図る。 | 各区・支所 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 市庁舎等の障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修 | 継続 | 障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 | 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 | 各局区等 | 障害者 7 |
| 6 | 人権行政に関する情報の職員への提供 | 継続 | 職員一人一人が人権意識を高めるための情報提供を行う。 | 人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 | 各局区等 | 推進・研修 2 |
| 7 | 人権行政の視点からの所属事務事業の点検 | 継続 | 人権尊重の視点で市政を推進する。 | 人権尊重の視点で市政を推進するため、所属事務事業を点検し、必要な改善を図る。 | 各局区等 | 推進・研修 1 |
| 8 | 人権教育に関する情報提供等職員の自主的な研修等の条件整備 | 継続 | 自主的な人権研修を促進するための条件整備を図る。 | 人事課等からの情報を職員に周知し、自主的に参加しやすい条件整備を行う。また、職員が人権問題について自主的に勉強会や研修を行うための資料の提供、講師の紹介、研修時間の確保などの協力をを行う。 | 各局区等 | 推進・研修 2 |
| 9 | 職員研修 | 継続 | 人権文化の構築に関する理解を深めるための職員研修を実施する。 | 5月を「憲法月間」、12月を「人権月間」として研修推進の月間に位置付け、所属における研修を実施する。 | 各局区等 | 推進・研修 2 |

環境政策局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---|--------|---|--|---------|-----------|
| 1 | 職員研修 | 継続 | 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施 | 子供や女性の人権、同和問題などに関して、所属において、討論を中心とした研修を実施する予定である。 | 環境総務課 | 推進・研修 2 |
| 2 | ごみ減量・分別に係る啓発チラシの外国語版、点字版、音声テープ版、CD版の作成・配布 | 継続 | 外国人や障害者に対して、ごみ減量・分別リサイクルの取組を周知する。 | ごみ減量・分別リサイクルに係る啓発チラシの外国語版（英語、中国語、ハングル）を作成するとともに、障害者への周知として点字版と録音版を作成し、対象者へ配布する。 | ごみ減量推進課 | 複数課題 1 |
| 3 | 有料指定袋制の実施に伴う福祉施策 | 継続 | ごみの減量に一定の制約がある紙おむつの支給を受けておられる方や、在宅で腹膜透析を実施されている方等に対して、「負担の公平性」の原則を踏まえ、指定袋を一定枚数配布する制度を設けている。 | 昨年度の実績を踏まえ、有料指定袋制の実施に伴う福祉施策の状況を把握・管理し、今後の展開について検討していく。 | ごみ減量推進課 | 複数課題 1 |
| 4 | ユニバーサルデザインに対応した観光トイレの充実 | 継続 | 誰もが快適に利用できるように、ユニバーサルデザインに対応した観光トイレ（※）の充実を図る。 ※観光客向けのトイレが必要な場所にある民間施設の所有者の御協力を得て、観光客や市民の皆様が開放いただくトイレ | 洋式便器化・バリアフリー化等の改修に対する助成を行う。 | まち美化推進課 | 障害者 7 |
| 5 | ごみ収集福祉サービス（まごころ収集）の実施 | 継続 | ごみ出しが困難な要介護高齢者等への生活支援として、定期的に収集するごみ（燃やすごみ、缶・びん・ペットボトル、プラスチック製容器包装、小型金属類・スプレー缶、雑がみ）を自宅の玄関先まで回収に伺う。 | 引き続き、機会あるごとに制度の広報・周知に努めるとともに、居宅介護支援事業所等としっかり連携・調整しながら、ごみの排出支援が必要な方が利用できる制度として運用していく。 | まち美化推進課 | 高齢者 9 |
| 6 | ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備 | 継続 | 公衆トイレの新規設置や改修の機会において、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが快適に利用できるよう整備する。 | ユニバーサルデザインに対応した公衆トイレの整備を継続して行う。 | まち美化推進課 | 障害者 7 |

行財政局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|-----|-----------------------------|--------|--|--|-------|-----------|
| 1 | 職員研修 | 継続 | 憲法月間・人権月間において、所属単位で研修を実施する。 | 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上につながるよう、30年度においてもビデオや講義・討議による研修を継続する。 | 総務課 | 推進・研修 2 |
| 2 | 市庁舎等の身体障害のある方・高齢者対応設備の設置・改修 | 継続 | 身体障害のある方や高齢者が安心して利用することのできる市庁舎を目指す。 | 「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、身体障害のある方や高齢者が、より安心して利用しやすい市庁舎を目指す。 | 庁舎管理課 | 障害者 7 |
| 3-1 | 職員研修 [人権研修の実施] | 継続 | 職員を対象に研修を行い、人権問題に対する意識を高めるとともに理解を深める。 | 人権文化の構築に向けて、研修推進月間と位置付ける5月「憲法月間」及び12月「人権月間」に、すべての職員を対象とした人権に関する理解を深める研修を実施する。また29年度と同様に、聴覚言語障害に関する基礎知識や手話を学ぶ「手話講座」及び「ワンポイント手話研修」を実施する。 | 人事課 | 推進・研修 2 |
| 3-2 | 職員研修 [局区等研修の充実] | 継続 | 局区等において人権研修が積極的かつ効率的に進められるよう、奨励・支援を行う。 | 29年度と同様に、職員研修支援窓口及び研修教材の充実を図るとともに、局区等が人権等研修を実施する場合、人事課が外部研修機関を委託先として指定し、予算の範囲内で研修に係る費用の支援を行う。また、研修推進月間と位置付ける5月の「憲法月間」、12月の「人権月間」に、所属における研修を奨励・支援することで、人権問題の意識を高める。 | 人事課 | 推進・研修 2 |
| 3-3 | 職員研修 [研修教材や研修資料の充実] | 継続 | 人権研修に資する資料等の更なる充実を目指す。 | 研修ビデオや研修資料の収集に努め、庁内イントラネットのホームページにおいて、広く職員に対して情報提供を行う。 | 人事課 | 推進・研修 2 |

総合企画局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---|--------|---|---|--------------|-----------|
| 1 | テレビ広報の一部への字幕挿入 | 継続 | 聴覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。 | 聴覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、テレビ広報番組等の一部に字幕を挿入する。 | 市長公室 広報担当 | 障害者 12 |
| 2 | 各種広報媒体を活用した広報啓発活動の展開 | 継続 | すべての市民が共に生きる社会の構築に向け、各種広報媒体を活用した啓発活動を行う。 | 人権文化の構築に向け、市民しんぶんやラジオの市政番組等を活用し、市民に情報提供を行う。 【予定】 ○市民しんぶん記事 ・毎号、「心のカギ」などのコーナーで人権に関する情報を掲載（寄稿文の紹介など） ・その他、人権啓発イベント等を随時掲載 ○ラジオ番組 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板（京都駅前、ゼスト御池）、庁舎内テレビモニターで随時発信 | 市長公室 広報担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 市民しんぶん視覚障害者版 | 継続 | 視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。 | 視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、市民しんぶん点字版・文字拡大版・テープ版・デイジー（CD）版を発行する。 【予定】 発行部数（毎月） 点字版 … 195部（全市版）、250部（区版） 文字拡大版 … 345部（全市版）、385部（区版） テープ版… 160セット（全市版）、170本（区版） デイジー版 … 250部（全市版）、260部（区版） | 市長公室 広報担当 | 障害者 12 |
| 4 | インターネットによる情報の発信 | 継続 | すべての市民が共に生きる社会の構築を目指す。 | 京都市ホームページ「京都市情報館」について、見やすく、情報を得やすいサイトとなるよう改善を図るとともに、視覚に障害のある方や外国籍の方に市政に関する情報を提供するため、ホームページのアクセシビリティ推進、自動翻訳による英語・ハングル・中国語（簡体字・繁体字）の市政情報の発信等を行う。 | 市長公室 広報担当 | 複数課題 1 |
| 5 | 広報媒体を活用した集中的な啓発活動の展開（憲法月間・人権月間における啓発活動） | 継続 | 人権尊重の機運を高める契機とするため、5月の憲法月間や12月の人権月間等において、市民しんぶん等において集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 | 広報媒体を活用した集中的な啓発活動を展開し、市民啓発の相乗効果を図る。 【予定】 ○市民しんぶん記事 ・月間や週間について、催し情報などと合わせて情報を掲載 ○ラジオ番組 ・「明日への歩み」5・8・12月の毎週日曜放送 ・「人権インフォメーション」5・8・12月の毎日放送 ○電光掲示板（京都駅前、ゼスト御池）、庁舎内テレビモニターでの随時発信 | 市長公室 広報担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 生活ガイドブック「暮らしのてびき」視覚障害者版 | 継続 | 視覚に障害がある方に対して市政の情報を提供する。 | 視覚に障害のある方にも市政に関する情報を提供するため、京都市生活ガイドブック「暮らしのてびき」デイジー（CD）版を発行する。 【予定】 デイジー版 … 100本 | 市長公室 広報担当 | 障害者 12 |
| 7 | 国際文化市民交流促進サポート事業 | 継続 | 市民主体の国際交流と外国籍市民等の社会参加を促進し、世界とつながるまち・京都、多文化が息づくまち・京都の実現を図る。 | 外国籍市民等に事業に登録していただき、市内の様々な団体の催しに登録者を派遣する。講演や文化紹介を通して、市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する。 | 国際化推進室 | 多文化 3 |
| 8 | 外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業 | 継続 | 外国籍市民等が、行政サービスの利用や手続等について問い合わせをしたい場合に、市政に関する知識を有し、英語や中国語を話せる者が電話で通訳・相談を行う。 | 行政機関及び外国籍市民等に対する事業の周知を徹底し、サービスの利用を促進する。 | 国際化推進室 | 多文化 1 |
| 9 | 社会科見学受け入れ事業（国際交流協会） | 継続 | 社会見学授業として、国際交流会館の機能の紹介や外国籍市民等を取り巻く状況説明、事業概要説明などの後、現場で働くスタッフやボランティア活動の見学、留学生との交流などを行う。 | 利用者の希望も採り入れ、多くの学校や団体に国際交流会館に来てもらう。 | 国際化推進室 | 多文化 5 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-------------------------------|--------|---|--|--------|-----------|
| 10 | 京都市多文化施策審議会の開催 | 継続 | 地域における多文化共生の推進に関する事項について、調査し、審議する。 | 「多文化施策審議会」の会議を開催する（30年度は3回を予定）。外国籍市民等の地域協働について議論を進めていただき、本市の多文化共生施策についての意見を求めていく。 | 国際化推進室 | 多文化 5 |
| 11 | 医療通訳派遣事業 | 継続 | 外国籍市民等が安心して医療サービスを受け、安全に暮らすことができる社会を目指す。 | 外国籍市民等が医療機関を利用する際に医療通訳者を派遣する。 | 国際化推進室 | 多文化 2 |
| 12 | 啓発物品の作成及び配付 | 継続 | 啓発物品を作成・配布し、外国籍市民等との共生を訴えかける。 | 他の人権問題を扱う行政機関が啓発活動を行う機会等に合わせて実施し、総合的な啓発活動を行うことにより、市民啓発の効果が上がるようにする。 | 国際化推進室 | 多文化 3 |
| 13 | 連続フォーラム「チョゴリときもの」（国際交流協会） | 継続 | 日本社会における在任韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深める。 | より多くの市民に、日本社会における在任韓国・朝鮮人の歴史や現状に対する理解を深めていただくため、連続フォーラムを実施する。 実施予定日：平成31年2月 | 国際化推進室 | 多文化 3 |
| 14 | kokokaオープンデイ（国際交流協会） | 継続 | すべての市民が気軽に利用できる国際交流拠点場としての「kokoka（国際交流会館）」を紹介するとともに、外国籍市民等による文化の紹介などを通して市民レベルでの国際交流を推進する。 | 世界の食の紹介やフリーマーケットなど市民が気軽に参加できるような企画内容を検討している。それらの企画を通して、外国籍市民等も身近な生活者であることを気づいてもらうように工夫する。 実施予定日：平成30年11月3日 | 国際化推進室 | 多文化 3 |
| 15 | 国際理解プログラム「PICNIK」（国際交流協会） | 継続 | 京都市内の小・中学校が実施する国際理解教育の授業に留学生を講師として派遣する。 | 広報用パンフレットを市内小中学校に送付して当事業の利用を促すとともに、学校現場の意識を高めることを強化する。留学生に対しては広く登録説明会を実施し、当事業の広がりを促進する。利用件数増加に対応するため、コーディネーター対応を強化し、市内各大学との連携強化に努める。 | 国際化推進室 | 多文化 3 |
| 16 | 世界の絵本展（国際交流協会） | 継続 | 絵本を通して広く異文化に親しむ機会を提供する。 | 外国の絵本の展示、紹介や読み聞かせを行う。 実施予定日：平成30年8月 | 国際化推進室 | 多文化 3 |
| 17 | 外国人のための住宅支援事業（国際交流協会） | 継続 | 外国籍市民等が安心した生活を送ることができるよう支援する。 | 協会の外国籍市民等向け住宅情報提供サイト「HOUSE Navi」を、日本賃貸住宅管理協会と協働で運営することにより内容の充実を図り、物件情報及び多言語対応可能な不動産業者の情報を提供する。 | 国際化推進室 | 多文化 2 |
| 18 | GKP キャリアガイダンス&ジョブフェア（国際交流協会） | 継続 | 日本での就職を目指す留学生を支援する。 | 就職活動に関する情報の提供や採用担当者との面接会、交流会等を実施する。また、英語で業務遂行が可能な方たちを対象とした、英語での企業説明会及び面接会、交流会を実施する。併せて、留学生の就職の機会をより広げるため、中小の京都地場企業の情報提供及び交流会を実施する。 他団体と協働でイベントやOB・OGミーティングを定期的実施するとともに、Web上で恒常的に企業と留学生が情報交換できる場を設ける。また、英語によるJob Fairを開催。 実施予定日：平成31年3月 | 国際化推進室 | 多文化 2 |
| 19 | 京都市生活ガイドのWEB上での公開（国際交流協会） | 継続 | 外国籍市民等に生活に必要な情報を提供する。 | 生活に必要な情報について、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語の5言語によるWEBでの情報発信。 | 国際化推進室 | 多文化 1 |
| 20 | 外国人のための各種相談事業（国際交流協会） | 継続 | 外国籍市民等の日常生活上の疑問やトラブルの解消に役立つアドバイスを提供する。 | 外国籍市民等からの相談に常時応じるほか、定期的に弁護士、行政書士等各専門家による相談会を実施することで、相談者に問題解決へのアドバイスを提供する。各相談事業の連携により、相談者のスムーズな問題解決に役立っている。 | 国際化推進室 | 多文化 1 |
| 21 | 国際化に関するボランティア活動育成事業（国際交流協会） | 継続 | kokokaボランティアの組織化及び活動の充実を図る。 | ボランティア人材の育成を図り、地域の中で多様な文化・言語背景を持つ人々が共生できる社会づくりを進める。また、kokokaボランティアブログなどにより、ボランティア相互の交流を広げるとともに、活動の紹介を行う。 | 国際化推進室 | 多文化 3 |
| 22 | 日本語学習支援事業 | 継続 | 外国籍市民等がより円滑な生活を送れる社会の実現を目指す。 | 市内の各地域において、ボランティアによる外国籍市民への日本語学習支援が進むよう、日本語教室の開講を支援する事業を実施する。 | 国際化推進室 | 多文化 1 |
| 23 | ハイトスピーチなど特定の民族や国籍に対する差別事象への対応 | 改善 | 外国籍市民等が安心、安全に暮らせる社会の実現を目指す。 | 特定の民族や国籍等に対して誹謗中傷する憎悪表現である「ハイトスピーチ」等の差別事象について、関係機関・団体と緊密に連携し適正に対応するとともに、多文化を尊重し、差別を許さない意識啓発を行う。また、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）を踏まえた公の施設等の使用手続に関するガイドラインを策定する。 | 国際化推進室 | 多文化 3 |

| 番号 | 事業名 | 新規・ 継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|------------------------|------------|----------------------------------|--|--------|-----------|
| 24 | 地域・多文化交流ネット ワーク促進事業 | 継続 | 多様な文化的背景を持つ人々と地域住民との交流 を促進する。 | 多文化共生の地域づくりの一環として、地域福祉及び多文化共生の促進を目的として、住民主体の地域 交流を深める事業を行う。 | 国際化推進室 | 多文化 3 |

文化市民局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-------------------------|--------|---|---|-----------|-----------|
| 1 | 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進 | 改善 | 市民ひとりひとりが、それぞれのライフステージに応じた生きがいと充実感を得て人生を送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を定着させる。 | 「真のワーク・ライフ・バランス」を推進するため、企業や市民の優れた取組を発掘・発信する表彰制度等を実施するほか、各局等で実施する様々な事業を通じて、「真のワーク・ライフ・バランス」や「働き方の見直し」について、市民の皆様と考えていただく日を「『真のワーク・ライフ・バランス』の日」として位置付け、各種イベント等での啓発を実施する。 さらに、平成30年度には、「真のワーク・ライフ・バランス」の重要な要素である「働き方改革」を推進するため、様々な媒体を活用し、先進的な実践例や文化的で心豊かなライフスタイルなどを発信・紹介することを通じて、働き方改革の取組を見える化し、気運を醸成するとともに、市民、企業等における「真のワーク・ライフ・バランス」の理念の普及・理解の浸透及び実践促進を図るための取組を行う。 | 男女共同参画推進課 | 職場づくり 1 |
| 2 | 第4次「きょうと男女共同参画推進プラン」の推進 | 継続 | 「きょうと男女共同推進プラン」に基づいた事業に取り組むことで、男女共同参画社会の実現を目指す。 | 「きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」に基づき、重点分野である「DV対策」及び「真のワーク・ライフ・バランスの推進」をはじめとした様々な事業を計画的に実施する。 | 男女共同参画推進課 | 男女 5 |
| 3 | 男女共同参画センター「ウィングス京都」の運営 | 継続 | 男女共同参画推進社会を目指すための拠点施設として男女共同参画センターを運営する。 | 男女共同参画推進のための拠点施設である京都市男女共同参画センターにおいて、市民の多様なニーズに対応した啓発活動や男女共同参画に関する講座等を実施する。 ・啓発冊子「男女共同参画通信」の発行 ・「みんなで考える男女共同参画講座」をはじめとした講座や研修等の実施 | 男女共同参画推進課 | 男女 3・5 |
| 4 | DV対策事業 | 継続 | DV被害の相談をはじめ、被害者の自立に向けた多様な支援を実施する。 | 「きょうと男女共同参画推進プラン（改定版）」における「京都市DV対策基本計画」に基づき、京都市DV相談支援センターを本市のDV対策の中核的施設として、初期の相談から自立促進に向けた支援まで、継続的な支援に取り組むとともに、男性のためのDV電話相談やDV予防講座、若年層をはじめとする市民への普及啓発等、DV根絶に向けた様々な取組を実施する。 | 男女共同参画推進課 | 男女 1 |
| 5 | 男女共同参画苦情等処理制度 | 継続 | 男女共同参画に関する苦情や要望を聴取し調査することで、よりよい男女共同参画社会を目指す。 | 性別による人権侵害と認められる行為や本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等に対し、弁護士等専門知識を有する苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じて、当該関係者に対し助言・是正の要望等を行う。 | 男女共同参画推進課 | 男女 5 |
| 6 | 市の附属機関等における女性委員の登用の推進 | 継続 | 男女がともにあらゆる分野での政策・方針等の意思決定過程に参画できる社会の実現を目指す。 | 平成32年度に「男女いずれの委員の登用率も35%を超える附属機関等の割合が65%」となることを目標とし、事前協議の徹底や人材情報の提供等を通じて、女性委員の登用促進を図る。 | 男女共同参画推進課 | 男女 2 |
| 7 | 女性の活躍推進 | 継続 | 自らの意思によって働き又は働こうとする女性がその思いを叶えるとともに、男女が共に多様な生き方、働き方を実現することにより、「生産性が高く持続可能なまち・京都」の実現を目指す。 | 行政や経済団体等で構成される「輝く女性応援京都会議」において策定した「京都女性活躍応援計画」に基づき、「積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進」、「『働き方改革』の推進による環境づくり」、「起業・創業の推進」等にオール京都体制で取り組み、女性活躍支援拠点「京都ウィメンズベース」を中心に研修等を実施するなど、女性の活躍を推進する。 | 男女共同参画推進課 | 男女 2 |
| 8 | 市民活動総合センターの管理・運営 | 継続 | NPOやボランティア団体等による公益的な市民活動を、特定分野や領域を越えて総合的に支援するとともに、市民の交流及び連携の推進を図る。 | 公益的な市民の活動を支援するため、NPOに関する講座及び相談業務の実施、スモールオフィス（机や収納庫等を配置したコンパクトな事務所機能）の設置・運営等の事業を行う。 | 地域自治推進室 | 複数課題 1 |
| 9 | 事前登録型本人通知制度の運用 | 継続 | 第三者による住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障するため。 | 引き続き「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めていく。 | 地域自治推進室 | 同和問題 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-------------------------------|--------|--|--|---|-----------|
| 10 | 犯罪被害者支援策の推進（支援対策） | 継続 | 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた取組を推進する。 | 犯罪被害者等のために、相談や必要な情報を提供し、被害直後から中長期にわたって途切れのない支援を行うワンストップ窓口として、（公社）京都犯罪被害者支援センター内に京都府犯罪被害者総合相談窓口を設置し、被害直後における生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供や心のケアなどの様々な支援を行う。 | くらし安全推進課 | 犯罪被害 1 |
| 11 | 犯罪被害者支援策の推進（啓発・教育） | 改善 | 犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現を目指す。 | 犯罪被害者等を社会全体で支える地域社会の実現に向け、犯罪被害者等が置かれている状況や支援に関することについて市民や事業者が理解を深めるために、『いのちを紡（つむ）く週間（5月21日～27日）』や『犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）』などにおいて、ホンデリング*やパネル展示などの広報啓発活動を行うとともに、学校・家庭・地域が連携した教育活動を実施する。 ※読み終わった本など不要となり寄贈された書籍を売却し、その売却代金を（公社）京都犯罪被害者支援センターの支援活動に活用する取組。 | くらし安全推進課 | 犯罪被害 2 |
| 12 | 「同和行政最終後の行政の在り方総点検委員会」を踏まえた改革 | 継続 | 平成21年3月に提出された「同和行政最終後の行政の在り方総点検委員会報告書」に基づき、適正な人権施策に取り組む。 | 引き続き、改革、見直しに着手した事業を着実に実施していく。 (1)自立促進援助金制度の見直しについて ・借受者に対して丁寧な説明を行ったうえで、返還免除制度を的確に適用しつつ、奨学金の返還を要する場合には、借受者に対して、返還を求めている。また、正当な理由なく返還に応じない借受者に対しては、訴訟提起などの法的措置を含め、適正な債権管理を進めていく。 ・「京都市奨学金等返還事務監視委員会」の開催 (2)改良住宅の管理・運営及び建替えについて ・既存の改良住宅について、公営住宅も含め、京都市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、適切な維持管理や改善事業を進め、長期有効活用を図る。 (3)崇仁地区における環境改善について ・「京都市崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書」に基づき、着実に住宅地区改良事業を進める。 (4)市立浴場の地区施設について ・市立浴場の運営に当たっては、住民生活に支障を来さないよう十分留意しつつ、運営経費の削減など、より一層の効率化を図るとともに、改良住宅への浴室整備等の状況を踏まえて、市立浴場の統廃合について検討していく。 ・旧学習施設や保健所分室の施設については、引き続き、全市民的な観点から転用を検討する。 (5)市民意識の向上に向けた人権教育・啓発の在り方について ・広報、学習機会の提供、自主的な取組の支援を中心に、関係機関とも連携を図りながら、啓発の取組を推進する。 | (1)(4)(5)について 人権文化推進課 (2)(3)(4)について 都市計画局 すまいまちづくり課 | 同和問題 4 |
| 13 | 「人権ゆかりの地」の発信 | 継続 | 京都市内に数多く存在する名所・旧跡を「人権ゆかりの地」として紹介する案内マップを作成し、人権の視点から見た京都の魅力を国内外に広く発信する。 | 平成28年3月に発行した「人権ゆかりの地マップ」（日本語、英語、中国語、ハングル）で作成）を引き続き京都総合観光案内所などで配布するとともに、市ホームページにも掲載する。また、マップに掲載している「人権ゆかりの地」の一部について、紹介動画を作成し、人権文化推進課フェイスブックページ「きょうCOLOR」で発信する。 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 14 | フェイスブックページを活用した情報の発信 | 継続 | 人権に関する情報を、更に多く、よりタイムリーに発信するため、主に若年層をターゲットとして、フェイスブックページを活用して情報を発信する。 | 人権文化推進課フェイスブックページ「きょうCOLOR」で、本市が実施する人権に関するイベント、講座等の開催案内のほか、人権に関する法令・制度の改正などの情報を発信する。 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 15 | 人権擁護委員による特設相談の実施 | 継続 | 京都人権啓発活動ネットワーク協議会の構成機関による連携協力の一環として、人権擁護委員による特設相談を本市施設でも実施することにより、市民が人権に関する困りごとについて相談できる機会を提供する。 | 【開催予定】 日時：毎月1回（原則第4木曜日、午後1時～4時） 場所：京都市消費生活総合センター | 人権文化推進課 | 相談・救済 3 |
| 16 | 人権啓発サポート制度 | 継続 | 市民や企業が実施する人権に関する研修や啓発活動を支援する。 | 市民や企業が人権に関する研修や啓発活動を行う際に、研修等の相談、講師の紹介やビデオの貸出し、資料の提供等を行う。 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 17 | 京都市人権レポートの発行 | 継続 | 「人権文化の息づくまち・京都」の実現を図る。 | 人権文化推進計画に基づき、実施している様々な取組の中から、取組の一部を分かりやすく発信するために発行する。 ※人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の中で掲載するものとし、単独での発行は行わない。 | 人権文化推進課 | 進行・評価 1 |
| 18 | 「京都市人権相談マップ」の発行 | 継続 | 人権上の問題が起こった場合に適切な機関・窓口相談ができるよう、相談・救済に係る機関、制度等の周知を図る。 | 【発行予定】 内容：市内の相談・救済に係る機関、制度等 時期：9月頃 | 人権文化推進課 | 相談・救済 4 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--------------------------------|--------|--|---|---------|-----------|
| 19 | 世界人権問題研究センター「人権大学講座」 | 継続 | 人権に関する講座を開講することで、多くの方に人権の大切さを啓発する。 | 世界的な広い視野に立ち、総合的に人権問題を研究することを目的に設立された世界人権問題研究センターにおいて、より一層人権が尊重される社会の実現を目指して開講する。 開催時期：6月から1月にかけて年12回 テーマ：未定 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 20 | 京都人権啓発行政連絡協議会への参画 | 継続 | 京都人権啓発行政連絡協議会（京都地方法務局、京都労働局、京都府等により構成）に参画し、人権擁護思想の普及・高揚のための啓発活動を推進する。 | 企業において、人権が尊重された良好な職場環境の保持、公正な採用選考等の主体的な取組を支援するため、人権研修会等の啓発活動を実施する。 ・企業内人権啓発推進員設置を働き掛ける啓発文書の送付 実施時期：9月上旬（予定） 発送数：約5,500通（予定） ・企業向け人権研修会 開催時期：10月下旬（予定） テーマ：未定 ・人権週間街頭啓発 実施時期：12月上旬（予定） | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 21 | 人権擁護委員との連携及び活動の支援 | 継続 | 市民に対する人権啓発や人権相談・救済を効果的に行うためには人権擁護委員との連携が不可欠であるため、人権擁護委員との連携及び活動の支援を行う。 | 人権擁護委員の活動の周知や広報などの支援に取り組みとともに、本市が実施する様々な事業において人権擁護委員に活動してもらう機会を設ける。 また、市内の人権擁護委員活動の円滑な運営を図るとともに、自由人権思想の普及啓発及び人権擁護に寄与することを目的として、京都人権擁護委員協議会に対して助成金を交付する。 | 人権文化推進課 | 相談・救済 3 |
| 22 | 京都市人権文化推進懇話会の運営 | 継続 | 人権施策の基本方針等を定めた「京都市人権文化推進計画」を着実に推進するため、外部の視点で施策の点検や必要な助言を求める京都市人権文化推進懇話会を設置・運営する。 | 京都市人権文化推進懇話会を開催する。 開催時期：7月上旬（予定）、3月下旬（予定） 議題：平成30年度取組実績、平成31年度事業計画 | 人権文化推進課 | 進行・評価 2 |
| 23 | 人権文化推進会議による庁内の連携充実 | 継続 | 本市における人権行政の推進に関して、各局・区等が互いに連絡し、調整を図ることにより、人権行政の円滑かつ総合的な推進を図る。 | 人権文化推進会議を開催し、各局・区等の連携の充実に努める。 開催時期：4月下旬（予定） 議題：平成30年度事業計画 | 人権文化推進課 | 推進・研修 1 |
| 24 | 「四字熟語人権マンガ」の募集 | 継続 | 難しいイメージで捉えられがちな「人権」を四字熟語とマンガで表現した作品を募集し、人権について考える機会を市民に提供するとともに、人から人への身近なメッセージとして広く発信する。 | 【実施予定】 募集：7月～10月頃 入賞作品は人権週間ポスター等の印刷物への掲載や、人権啓発パネル展での展示等を行い、広く発信する。 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 25 | 人権啓発イベント「ヒューマンステージ・イン・キョウト」の開催 | 継続 | 著名人によるコンサートやトークを中心とした人権啓発イベントを開催することにより、幅広く市民に対して、人と人との交流の大切さや人権について考える機会を提供する。 | 【開催予定】 日時：平成31年1月26日（土） 場所：ロームシアター京都サウスホール | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 26 | 人権啓発パネル展の開催 | 改善 | 多数の市民が訪れる地下街「ゼスト御池」において、人権啓発パネルを展示することにより、広く市民に人権に関する情報を発信する。 | 様々な人権課題をテーマとし、憲法月間（5月）、人権強調月間（8月）及び人権月間（12月）に開催する。 平成30年度は、より多くの市民の方の目に触れてもらうために開催期間等の延長やパネル内容の充実を図る。 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 27 | 人権資料展示施設（ツラッティ千本、柳原銀行記念資料館）の運営 | 継続 | 市民に対して同和問題をはじめとする様々な人権課題への正しい理解と人権意識の高揚を図る啓発施設として、人権資料展示施設「ツラッティ千本」及び「柳原銀行記念資料館」を運営する。 | 【実施予定】 常設展：地域の歴史、文化や生活資料等を中心とした展示。年間を通して開催 特別展及び企画展：特定の人権課題をテーマとし、年1回ずつ開催 人権研修：希望する来館者（団体）に対する人権研修 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-----------------------|--------|---|--|---------|-----------|
| 28 | 人権総合情報誌「きょう☆COLOR」の発行 | 継続 | 市民・企業という枠を超え、一人一人が共に社会に生きる構成員として人権について考えてもらうことを目的として、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」を発行する。 | 【発行予定】 内容：著名人インタビュー、大学生による人権関連施設の紹介、企業等における先進的な取組の紹介、各種人権課題に関する特集記事等 時期：憲法月間（5月）及び人権月間（12月）に向けて発行する。 5月号…4月下旬発行 12月号…11月下旬発行 部数：各17,000部 配布：区役所・支所、市立図書館等 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 29 | 人権月間ポスターの掲示 | 継続 | 人権月間（12月）を周知する啓発ポスターを作成し、市政広報板や市バス・地下鉄車内等に掲示することにより、人権擁護思想の普及・高揚を図る。 | 【実施予定】 時期：人権月間（12月） 掲示：市政広報板、市バス・地下鉄車内や区役所・支所等 作成枚数：13,000枚 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 30 | 人権啓発活動補助金の交付 | 継続 | 市民（団体）が自主的に行う啓発活動に対し補助金を交付することにより、広く市民の間に人権尊重の理念を普及させる。 | 対象経費の2分の1の範囲内で100万円を上限として、補助金を交付する。 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 31 | 京都人権啓発推進会議への参画 | 継続 | 京都人権啓発推進会議（京都府、京都府人権擁護委員連合会、京都市教育委員会等により構成）に参画し、基本的人権の擁護啓発事業を推進する。 | 【取組予定】 ・街頭啓発 ・人権擁護啓発ポスターコンクール：小・中・高等学校の児童・生徒を対象とする。 ・啓発ポスターの掲示 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 32 | 京都人権啓発活動ネットワーク協議会への参画 | 継続 | 京都人権啓発活動ネットワーク協議会（京都地方務局、京都府、京都府人権擁護委員連合会等により構成）に参画し、構成機関の連携協力による効果的な人権啓発活動を検討のうえ、実施する。 | 【取組予定】 ・人権の花運動：保育園、幼稚園、小学校の園児・児童に人権の花である水仙を育ててもらう事業 ・スポーツ組織（京都サンガF.C.）と連携協力した人権啓発活動 ・街頭啓発 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 33 | 企業等に対する公正採用選考の実施の働き掛け | 継続 | 職業選択の自由と就職の機会均等の保障について啓発する。 | 企業等に対する公正な採用選考の実施を促す啓発文書の送付を行う。 実施時期：5月上旬 発送数：約5,500通（予定） | 人権文化推進課 | 職場づくり 2 |
| 34 | 企業向け人権啓発講座の開催 | 継続 | 企業が様々な視点から人権課題の現状を知り、対応について考え、企業内における人権尊重の風土づくり及び企業と社会の持続的な成長を支援する。 | 近年の社会情勢と企業のニーズを捉えながら、新しい課題も採り入れた各回異なるテーマと内容で、年10回程度開催する。 開催時期：6月～3月（年10回） テーマ：第1回：LGBT等の性的少数者 第6回：未定 第2回：ハラスメント・メンタルヘルス 第7回：障害のある方 第3回：介護とワークライフバランス 第8回：ワーク・ライフ・バランス 第4回：CSR 第9回：障害のある方 第5回：同和問題 第10回：同和問題 | 人権文化推進課 | 職場づくり 2 |
| 35 | インターネットにおける事業計画書の掲載 | 継続 | 京都市人権文化推進計画に掲げる施策について、具体的な事業計画を市民に発信する。 | 京都市情報館に、平成30年度事業計画及び平成29年度取組実績を掲載する。 | 人権文化推進課 | 進行・評価 1 |
| 36 | 人権文化推進協力企業感謝状贈呈制度 | 継続 | 本市の人権施策に積極的に協力し、その功績が顕著な企業に対して感謝状を贈呈するとともに、その活動の内容を広く周知することにより、様々な実践活動の更なる普及、促進を図り、人権課題に取り組む企業のすそ野を広げる。 | 市内に活動の拠点を置く企業のうち、本市の人権施策に理解を示して積極的に協力いただき、その功績が顕著な企業（※）に感謝状を贈呈する。 ※ 人権文化推進課が開催する企業向け人権啓発講座等において人権課題の解決に向けた自社の取組事例を紹介した企業で、その内容が簡潔・明瞭で分かりやすく、他社への広がりが見込められるもの。 ○取組内容の継続的な発信 感謝状贈呈後、人権文化推進課のフェイスブックページやホームページ等において、企業における取組内容の情報を継続的に発信し、他の企業や市民の関心を高め、様々な実践活動の市内全体への普及につなげる。 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--|--------|--|---|------------|-----------|
| 37 | 北朝鮮人権侵害問題啓発週間における取組 | 継続 | 市民の間に広く拉致問題等についての関心と認識を深める。 | 12月10日～16日までの北朝鮮人権侵害問題啓発週間に、区役所、区役所支所等の本市施設において、国が作成したポスターを掲示する。 | 人権文化推進課 | 教育・啓発 2 |
| 38 | LGBT等の性的少数者に係る取組の推進 | 新規 | LGBT等の性的少数者の方が安心して、生き生きと暮らせるよう取組を推進する。 | 引き続き、市民や企業等に対する意識啓発に取り組むとともに、他都市の取組事例等も参考にしながら、平成30年度から次の取組について検討を進める。 ①各種申請様式等における性別記載欄の見直しの方向性の検討 ②職員向けのLGBT等の性的少数者に関する手引きの作成 ③本市施設における多機能トイレの表示の在り方の検討 | 人権文化推進課 | 様々 1 |
| 39 | 人権文化推進計画中間見直しに係る市民意識調査の実施 | 新規 | 市民の人権に関する意識や関心、具体的な施策のニーズ、人権相談の現状など、人権施策全般に関する状況を把握するとともに、現行の人権文化推進計画の中間見直しの参考とする。 | 平成30年11月に市民意識調査を実施し、平成31年3月中に調査結果をまとめる。 (現行の人権文化推進計画(平成27年2月策定。計画期間:平成27年度～平成36年度)) (予定) 実施時期:平成30年11月上旬～中旬 対象者:市内在住の18歳以上の男女3,000人 | 人権文化推進課 | 進行・評価 2 |
| 40 | 京都市民法律相談事業の実施 | 継続 | 弁護士が専門的な立場から相談に応じることで、問題解決の一助とする。 | 人権問題など日常生活の中で起こるあらゆる法律問題に関して、弁護士が専門的な立場から相談に応じる無料法律相談を実施する。 消費生活総合センターでは毎週月曜日の午後1時15分～午後3時15分、火・木曜日の午後1時15分～午後3時55分、金曜日の午後1時15分～午後3時35分及び毎月第2・第4水曜日の午後6時～午後8時に実施する。また、区役所・支所においても毎週水曜日に実施する。 | 消費生活総合センター | 相談・救済 1 |
| 41 | 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発 | 継続 | インターネットやスマートフォン等の使い方について、正しい知識や危険性等について情報を提供することにより、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図る。 | 「京都市消費者教育推進計画」に基づき、消費生活専門相談員等を講師として派遣する出前講座、ネットトラブルの現状や対策について解説するネットトラブル対策講座、年齢階層に応じた消費者教育冊子・教材の配布、消費者標語の募集、本やDVDの貸出し等の様々な消費者教育・啓発の取組を進めることにより、引き続き、高度情報化社会がもたらす消費者トラブルの未然防止を図る。 | 消費生活総合センター | 高度情報化 1・2 |

産業観光局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--|--------|--|--|-----------|-----------|
| 1 | インターネットを活用した情報の発信 | 継続 | インターネットにより広く情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 | 企業に対してCSR（企業等の社会的責任）に関する諸情報を提供する。 | 産業企画室 | 職場づくり 2 |
| 2 | 講座の開催 | 継続 | 企業が直面する人権課題を取り上げ講座を開催することで、企業の人権に関する取組の支援を図る。 | 企業ニーズを捉え、最新の課題も採り上げながら、CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの講座を開催する。 | 産業企画室 | 職場づくり 2 |
| 3 | ビデオ等の貸出し（人権啓発サポート制度） | 継続 | 人権に関するビデオを貸し出すことで、情報を提供し、企業の取組の支援を図る。 | CSR（企業等の社会的責任）に関するテーマの視聴覚教材の整備拡充などに努める。 | 産業企画室 | 職場づくり 2 |
| 4 | 京都ブラックバイト対策協議会における取組 | 継続 | 京都労働局、京都市、京都府で構成する本協議会では、学生アルバイトを法定労働条件に満たない劣悪な労働環境で勤務させる等の「ブラックバイト」の根絶に取り組む。 | 京都労働局、京都府等との連携の下、労働法制の一層の啓発や公的な相談窓口の効果的な周知に努める。 | 産業企画室 | 職場づくり 2 |
| 5 | 海外観光宣伝（「Kyoto City Official Travel Guide」での情報発信） | 改善 | ますます多様化する外国人観光客のニーズに応じた情報を提供するため、引き続き、外国人旅行者向け京都観光ウェブサイト「Kyoto City Official Travel Guide」において、多言語でのきめ細やかな情報発信に取り組む。 | 京都市観光協会がDMO（Destination Marketing/Management Organization）としての本格稼働することに伴い、情報発信機能の一元化、効率化を図るため運営をDMOに移管。基本インフラとしての役割を見直し、さらなる機能・コンテンツの充実を図る。 | 観光MICE推進室 | 多文化 5 |
| 6 | 観光案内標識の整備 | 継続 | 国内外の観光客が周辺の観光資源をじっくり歩いて楽しむための多言語表記の観光案内標識の整備に取り組む。 | 平成23年9月に取りまとめた「京都市観光案内標識アップグレード指針」に基づき、平成23年度から平成27年度の5箇年計画で、観光案内標識の整備を重点的に進めた。 平成28年度からは年間50基設置を目標として、4言語に対応する名所説明立札（駒札）の充実を5箇年計画で進め、国内外の観光客に地域観光資源の魅力を発信していく。 | 観光MICE推進室 | 多文化 5 |
| 7 | ユニバーサルツーリズムの推進 | 改善 | 年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが楽しむことができる京都観光の実現を図る。 | ホームページにて観光モデルコースや観光関連施設のバリアフリー情報を紹介するとともに、ユニバーサルツーリズム・コンシェルジュによる無償の個別相談を行う。平成30年度は、新たな観光のテーマに沿ったコースを開拓し、より幅広い層に京都の魅力を楽しんでいただく。また、車いすレンタル制度についても、引き続き利便性向上等の取組を進めていく。 | 観光MICE推進室 | 多文化 5 |
| 8 | ムスリム観光客の受入環境整備 | 継続 | ムスリム（イスラーム教徒）観光客に快適で満足度の高い京都観光をしていただくため、ムスリムの宗教上の習慣（食事、礼拝等）にも配慮した受入環境整備を推進する。 | ムスリム観光客向けウェブサイト（英語、アラビア語、トルコ語、マレー語）での情報発信、ハラール対応可能な施設の拡大等により、受入環境整備に取り組む。 | 観光MICE推進室 | 多文化 5 |
| 9 | 観光事業者を対象とした外国人観光客等についての理解を深めるための取組の推進 | 改善 | 日本とは異なる文化、風習を持つ外国人観光客等について理解を深めていただけるよう、関係団体と連携し、外国人観光客と観光事業者が互いに尊重し合う、誰もが安心して楽しく観光できる、やさしさあふれる、おもてなしのまちづくりを進めることで、「人権文化の息づくまち・京都」の実現を目指す。 | 平成30年度から観光経営の担い手育成に取り組む大学との連携したマーケティング実施を行うこととしており、新たな機会を通じて外国人観光客等についての理解を深めていただけるよう取組を推進する。 | 観光MICE推進室 | 多文化 5 |

保健福祉局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------------------|--------|---|---|-----------------|-----------|
| 1 | 地域における見守り活動促進事業 | 継続 | 支援が必要な一人暮らし高齢者や障害のある方などに関する名簿を作成することで、緊急時の迅速な対応等にもつなげる日常的な見守り体制の充実を図る。 | 高齢サポートの職員や担当ケアマネジャー等が対象となる方のご自宅を訪問することなどによって、地域の関係機関や団体に住所・氏名等の個人情報を提供してよいかを伺い、同意が得られた方の名簿を貸し出して、日頃の見守りにつなげる。 | 保健福祉総務課・健康長寿企画課 | 高齢者 5 |
| 2 | みやこユニバーサルデザインの推進 | 継続 | ユニバーサルデザインの考え方を京都の生活文化に取り入れた、全ての人暮らしやすい社会環境づくりを「みやこユニバーサルデザイン」と位置付け、その推進を図る。 | ○審議会の開催 ○みやこユニバーサルデザイン賞の募集、表彰 ○ユニバーサル上映補助 ○映画館におけるユニバーサル上映の促進 ○ユニバーサルデザイン消費者啓発の実施 ○人にやさしいサービス宣言事業の実施 ○冊子「UDアイデア・ヒント集」の発行 ○みやこユニバーサルデザイン普及啓発（アドバイザー派遣、既存イベントとの連携した周知活動、みやこUD推進主任連絡会議、庁内普及啓発等） | 障害保健福祉推進室 | 障害者 7 |
| 3 | ほほえみ交流活動支援事業 | 継続 | 障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。 | 手話や車いすなどの障害体験講習会など障害や障害のある人の理解促進を図る福祉教育・啓発事業を学校・児童館等と協働で実施する障害者団体に対して、開催経費等の助成や側面的支援を行うことにより、障害のある人もない人も相互に交流できる機会を創出する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 4 | 障害を理由とする差別の解消の推進 | 継続 | 障害を理由とする差別の解消を推進することを通じて、障害のある人もない人もすべての人が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合うまちづくりを実現する。 | ○対応要領に基づく取組 全庁を対象として平成28年1月に策定した「京都市対応要領」に基づき、庁内の次のような取組を進めていく。 ・ 各々の事務事業を行うに当たっての「不当な差別的取扱い」の禁止及び「合理的配慮」の提供 ・ 個々の合理的配慮を的確に行うために必要な「環境の整備」 ・ 障害を理由とする差別に関する相談への的確な対応 ・ 相談対応事例を踏まえた取組の推進（障害者差別解消支援地域協議会の運営を含む。） ・ 効果的な職員への研修（法の趣旨や対応要領の周知及び障害に関する理解の促進） ○啓発活動 障害に関する理解の促進等に係る啓発に加えて、法の趣旨等についても、あらゆる機会を捉え、市民や事業者に向けて発信する。 ・ 啓発リーフレットの配布 ・ 広報誌等への掲載 ・ 啓発講座・シンポジウム開催 ・ 研修講師の派遣 など | 障害保健福祉推進室 | 障害者 2 |
| 5 | 障害者休日・夜間相談受付センターの設置（障害者24時間相談体制等構築事業） | 改善 | 障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らし続けられるよう、障害福祉サービスの利用等様々な支援を切れ目なく提供できるための相談体制を構築する。（障害者地域生活支援拠点等の整備） | 平成27年6月から一部地域を対象として実施してきた、「京都市障害者24時間相談体制構築モデル事業」の対象地域を全市に拡大する。 ○休日・夜間相談受付センターの設置 休日・夜間相談受付センターを1箇所設置し、全市域に対象拡大して土日祝日等及び夜間・早朝時間帯の相談受付を行うことにより、相談支援体制の充実を図る。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 6 |
| 6 | 心の輪を広げる障害者理解促進事業における作品募集 | 継続 | 障害のある人とない人との相互理解を促進する。 | 「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、優秀作品を表彰する。また、応募のあった作品を、ほほえみ広場等で展示・紹介し、障害のある人の理解促進を図る。 ○作品募集期間 平成30年7月初旬～同年9月初旬 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 9 |
| 7 | 補助犬啓発事業 | 継続 | 視覚・聴覚・肢体障害のある人の日常生活を支援し、社会参加を促進する。 | 市民の理解を深め、同伴できる民間施設等の拡大を図るための啓発を行う。 また、補助犬に関する相談窓口を設置する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 9 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---|--------|--|--|----------|-----------|
| 8 | 障害者の就労支援対策 | 継続 | 障害のある人が、生きがいと希望を持って働くことができるためには、その能力と適性とライフステージに応じて、生涯にわたって継続的に支援することが必要である。そのため、「福祉」、「教育」、「企業」の融合・連携を図り、総合的視点から障害のある人の就労支援を推進する。 | <p>障害者就労支援プロモーターが障害福祉施設利用者及び支援者を対象とした研修会や企業を対象とした障害者雇用企業見学会等を実施する。</p> <p>また、「京都市障害者就労支援推進会議」及びその部会を開催し、関係機関・団体等と協働して、取組を進める。さらに、障害のある人を対象に実施する京都市役所における職場実習及びチャレンジ雇用については、取組を継続しながら、一般就労のためのより効果的な手法の確立を図る。</p> <p>加えて、障害者雇用に意欲のある企業を対象にアドバイザーの派遣や備品購入の費用を助成する制度を実施する。</p> <p>長期的な定着支援については、京都市域における職場定着支援の中核として、本市独自に「京都市障害者職場定着支援等推進センター」を設置し、就業先の職場訪問などによる職場定着支援の強化と長期的な定着状況の把握、一般就労者に対する仲間づくり支援などの事業を、障害者就業・生活支援センターと緊密な連携を図りながら実施し、一般就労者の長期就労をサポートする環境を整備する（なお、平成30年度に企業における精神障害者の雇用義務化が実施されることを踏まえ、平成29年度から、京都市障害者職場定着支援等推進センターに、新たに南部分室を設置したうえで、精神障害者対応の専門職員2人を増配置し、重点的に対応している）。</p> | 障害者福祉推進室 | 障害者 4 |
| 9 | 障害者虐待防止対策事業 | 継続 | 障害者虐待の防止、早期発見のため、関係機関との協力体制・支援体制を強化し周知・啓発に取り組むことにより、障害者虐待の防止及び障害のある人や養護者への支援を促進し、障害のある人の権利利益を擁護する。 | <p>○協力体制づくり及び障害者虐待対応に関する事例検討 京都市障害者自立支援協議会に設置している障害者虐待防止検討部会において、虐待防止、早期発見、早期対応のための協力体制づくりや虐待事例に関する検討を行う。</p> <p>○支援体制の強化 行政機関及び障害者地域生活支援センターを含む関係機関との連携により、通報時における事実確認、相談援助、処遇検討に関する会議を行うとともに、家族関係の修復や不安解消に向けた家庭訪問あるいは緊急一時保護等の措置など、障害のある人への虐待に迅速かつ適切に対応できるよう支援体制を強化する。</p> <p>○周知・啓発 リーフレットの配布や研修等の開催により、地域住民や相談窓口業務従事職員あるいは障害者福祉施設従事者等（居宅介護等事業者を含む。）に対し虐待に該当する行為や通報義務について周知し、虐待防止や早期発見を促進する。</p> | 障害者福祉推進室 | 障害者 1 |
| 10 | ほほえみ広場の開催 | 継続 | 障害のある人もない人も、すべての人が日々の暮らしの中で、いきいきとした人生を築くことのできる社会を目指し、障害のある人に対する正しい理解と認識を一段と深めるとともに、自立の促進と障害者福祉の増進を図る。 | <p>障害のある人もない人も共に交流できる催しである「ほほえみ広場」を開催することにより、障害の有無にかかわらず共生社会の実現を促進する。</p> <p>【開催予定】</p> <p>○日 時 平成30年10月予定</p> <p>○場 所 梅小路公園（予定）</p> <p>○内 容 ステージ企画、レクリエーション、ほっとはあと製品（授産製品）の販売や飲食模擬店（予定）</p> | 障害者福祉推進室 | 障害者 8 |
| 11 | 点訳・音訳手話・要約筆記者、盲ろう通訳介助員等養成及び京都市手話言語条例の施行に伴う手話の普及啓発 | 継続 | ①視覚、聴覚障害者のコミュニケーション手段である点字、音訳、手話、要約筆記技術を指導し普及することによって、視覚、聴覚障害者の自立と社会参加の援助を図り、もって障害者福祉の増進に寄与する。 ②平成28年4月1日に「京都市手話言語がっつなく心豊かな共生社会を目指す条例」が施行されたことに伴い、手話に係る普及啓発をより積極的に行う。 | <p>○点訳・音訳奉仕員養成講座</p> <p>○手話奉仕員養成講座</p> <p>○手話通訳者養成事業</p> <p>○要約筆記者養成事業</p> <p>○盲ろう通訳介助員養成事業</p> <p>○京都市広報番組（手話紹介、学習番組）の制作・放送</p> | 障害者福祉推進室 | 障害者 8 |
| 12 | 障害者法律・結婚・住宅等の相談事業の充実 | 継続 | 身体障害者の社会活動に必要な援助を行い、身体障害者の自立生活と社会参加を促進する。 | 身体障害者が社会に参加していくために生じる様々な問題に対し、障害者福祉関係をはじめ様々な団体及び関係機関の協力のもとに、法律相談、結婚相談、住環境相談等の相談事業を行う。 | 障害者福祉推進室 | 障害者 6 |
| 13 | 知的障害者専門相談事業 | 継続 | 在宅の知的障害のある人の、自主的な社会活動を育成・支援する。 | 在宅の知的障害のある人が抱える、法律や人権等に関わる専門的な相談に応じて、それぞれの分野の専門家が法的助言・相談等を行う。 | 障害者福祉推進室 | 障害者 6 |
| 14 | 障害者相談員設置事業 | 継続 | 身体・知的・精神（発達障害を含む。）の3障害の障害者相談員が、同じ背景を持つ立場で相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で地域における相談支援体制の充実を図る。 | 身体・知的・精神（発達障害を含む。）の3障害の京都市障害者相談員を設置し、障害者団体・家族団体等との連携を図る中で、当事者活動のメリットであるピアカウンセリング機能を活かし、同じ背景を持つ立場で、相談支援を要する障害のある人やその家族からの生活上の相談に応じ、助言その他の必要な援助等を実施していく。 | 障害者福祉推進室 | 障害者 6 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-------------------------|--------|--|--|-----------|-----------|
| 15 | 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の派遣 | 継続 | 聴覚障害者、中途失聴者、難聴者等の社会生活上の意思疎通を円滑にする。 | 手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう通訳介助員の派遣事業を実施し、意思伝達手段を確保する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 16 | 聴覚言語障害者等の生活訓練事業の充実 | 継続 | ノーマライゼーションの理念を実現し、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進する。 | 身体障害のある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れ、また、社会参加を通じて生活の質的向上が図れるよう必要な施策を実施する。また、手話を必要とする中途失聴者・難聴者やその家族を対象とした手話講座を開催するなど、手話学習の機会を確保し、聴覚障害者の社会参加を支援する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 17 | 身体障害者障害別体育大会の開催 | 継続 | スポーツを通じて残存能力の維持向上を図り、障害のある人の自立支援と積極的な社会参加を促進する。 | 肢体、視覚、聴覚障害者ごとにスポーツ大会を実施する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 18 | 知的障害者スポーツ大会の開催 | 継続 | 障害者スポーツの一層の発展を図ると共に、社会の知的障害者に対する理解と認識を深め、知的障害者の自立と社会参加を推進する。 | 知的障害者のボウリング大会を実施する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 19 | 全国車いす駅伝競走大会の開催 | 継続 | 障害のある人の社会参加の促進と障害者スポーツの振興を図るとともに、社会の障害者に対する一層の理解と認識を深める。 | 全国の身体障害者を対象とする車いす駅伝競走を開催する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 20 | いきいきハウジングリフォーム事業 | 継続 | 重度障害のある人が住み慣れた家での生活を暮らしやすくし、また、介護する人の負担を軽くする。 | 住宅改造や移動機器の設置に必要な費用の一部を助成する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 7 |
| 21 | 京都市障害者雇用促進啓発事業 | 継続 | 障害のある人の雇用の一層の促進を図るとともに、障害のある人に対する理解と認識を深め、障害のある人の自立と社会参加を促進する。 | 障害者雇用促進月間について、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構京都支部と連携した取組を進める。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 4 |
| 22 | 精神科救急医療システム | 継続 | 精神障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるための体制を確保する。 | 休日、夜間において病状が急変した時に相談し、状況に応じた適切な医療を速やかに受けるための体制を確保する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 3 |
| 23 | 自動車運転免許取得助成 | 継続 | 身体障害者の自立と社会参加を促進する。 | 身体障害者が自動車運転免許(第1種普通免許)を取得する費用を助成する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 24 | 自動車改造費助成 | 継続 | 身体障害者の自立と社会参加を促進する。 | 身体障害者が自ら所有し運転する自動車を、障害状況に応じて改造する場合の費用を助成する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 25 | 重度障害者タクシー料金助成 | 継続 | 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成することにより、日常生活の利便と社会参加の促進を図る。 | 重度障害者に対して、タクシー料金の一部を助成する。 ○対象者 次のいずれかに該当する障害があり、市バス・地下鉄の福祉乗車証の制度を利用していない方(福祉乗車証との選択制) (1) 身体障害者手帳(1・2級)の交付を受けている方 (2) 療育手帳(A判定)の交付を受けている方 (3) 精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている方 ○助成額 1枚につき500円の助成(1,000円以上乗車の場合に限り2枚まで使用可能)で、月4枚年間48枚の利用券を交付する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 26 | 障害者情報バリアフリー化支援事業 | 継続 | 障害のある人の情報バリアフリー化を推進するとともに、自立と社会参加の促進を図る。 | 障害のある人が障害のない人と同様にパソコン等の情報機器を利用するための支援を行う。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |
| 27 | 市バス・地下鉄福祉乗車証交付事業 | 継続 | 社会参加の機会が少なくなりがちな障害のある人の行動圏を拡大し、積極的な社会参加を促進する。 | 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者とその介護人に対して、市バス・市営地下鉄運賃を無料にする福祉乗車証を交付する。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 8 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------------------|--------|---|--|-------------------------------------|-----------|
| 28 | こころのふれあい交流サロンの運営 | 継続 | 精神障害のある人の地域交流や社交の場を確保するとともに、精神障害に関する地域啓発を推進する。 | 精神障害のある人が地域で安心して過ごせる場や地域住民との交流を図れる場を確保するとともに、定期的にサロン担当者との懇談会を開催することで、各サロン同士の連携を深め、サロン運営の更なる充実を図る。 平成26年4月から、障害者地域生活支援センターに併設されたサロンを機能強化型サロンとして2箇所設置し、当該サロンから他のサロンに専門職を派遣するなど、サロン利用者の相談にも積極的に対応している。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 3 |
| 29 | 障害者地域生活支援センター運営事業、基幹相談支援センター運営事業 | 継続 | 障害のある人やその家族等からの地域生活や福祉に関する様々な相談に応じて、福祉サービスの利用援助（情報提供）等の相談支援を行う。また、障害理解の普及・啓発や権利擁護の取組等を行う。 | 市内5つの障害保健福祉圏域ごとに3箇所ずつ、3障害（身体・知的・精神障害）対応型の障害者地域生活支援センターを設置し、相談支援を行う。また、同圏域ごとに1箇所ずつ、障害者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとしても設置し、相談支援実施の後方支援を行うとともに、障害理解の普及啓発や権利擁護の取組等を行う。 | 障害保健福祉推進室 | 障害者 6 |
| 30 | 京都市障害者施策推進審議会 | 継続 | 障害当事者、その家族、事業者、市民、学識経験者等で構成される審議会において、本市の障害者施策について意見聴取しながら取組を推進する。 | ○京都市障害者施策推進審議会の開催（時期未定） | 障害保健福祉推進室 | 障害者 11 |
| 31 | 京都市地域自殺対策推進センター運営事業 | 継続 | 保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図り、本市の状況に応じた自殺対策の推進を統括する。 | ①各区における自殺の実態把握、計画に基づき実施する事業に関する情報収集、分析、情報提供。 ②障害保健福祉推進室を自殺対策推進センターとして位置づけ、関係機関により構成される連絡調整会議を開催、地域の関係機関や自殺対策に積極的なボランティア等と連携を図り、自殺対策のネットワークの強化を行う。 ③国及び京都府との連携により、自殺の現状等情報収集を図る。 | 障害保健福祉推進室 | 複数課題 1 |
| 32 | 重度心身障害者医療費支給事業 | 継続 | 重度心身障害者の保健の向上と福祉の増進を図る。 | 1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方等に対し、医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり） | 障害保健福祉推進室 | 障害者 12 |
| 33 | 高齢者・障害者権利擁護推進事業 | 継続 | 認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者の権利が擁護され、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができる社会を構築する。 | 「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」において、本市における権利擁護事業の連携の在り方等について検討を行い、また、市民や介護職員等への啓発を行うなど、高齢者・障害者の権利擁護対策の推進を図る。 昨年度の実績を踏まえ、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」、成年後見セミナー、高齢者虐待に関する研修及び講演等の開催により、関係団体との連携を密にし、今後、より一層の市民啓発を図っていく。 | 障害保健福祉推進室 介護ケア推進課 | 高齢者 2 |
| 34 | 発達障害者支援センター「かがやき」の運営 | 継続 | 発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう支援する。 | 発達障害のある方とその家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、就労支援、発達支援及び普及啓発・研修の4機能の事業を展開 | 障害保健福祉推進室 子ども若者はぐくみ局 児童福祉センター | 障害者 5 |
| 35 | 地域リハビリテーション推進事業 | 継続 | 障害や疾病があっても、住み慣れたところできっと安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉及び生活に関わるあらゆる機関、組織が協力して行う活動のより一層の推進を目指す。 | ○ 地域リハビリテーション推進研修事業 ○ 総合支援学校等教職員研修事業 ○ 障害福祉サービス事業所等訪問支援事業 ○ 電動車椅子講習会 ○ 体力測定会&からだの相談会 ○ 失語症のある方の相談支援事業 ○ 福祉用具・住宅環境等専門相談事業 ○ 地域カエルのお出かけ講座事業・関係機関等への講師派遣研修 ○ 地域リハビリテーション交流セミナー ○ 地域リハビリテーション推進会議 | 地域リハビリテーション推進センター | 障害者 12 |
| 36 | 高次脳機能障害者支援センター | 継続 | 「高次脳機能障害専門相談窓口」として、「京都市高次脳機能障害者支援センター」を設置し、高次脳機能障害のある市民の支援を行う。 | ○ 個別支援（地域生活支援、就労支援等） ○ 事業所支援（講師派遣、訪問支援） ○ 地域カエルのお出かけ講座事業 ○ 各種研修（入門研修、専門研修等） ○ 普及啓発（市民向け講演会やフェア等） | 地域リハビリテーション推進センター | 障害者 12 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--------------------------------|--------|---|--|------------------------------------|-----------|
| 37 | くらしとこころの総合相談会 | 継続 | 自殺の危機に直面している人たちが、精神疾患等の問題だけではなく、経済的問題、雇用問題、家庭問題等、様々な問題を同時に抱えていることを踏まえ、多職種の相談員で相談会を開催する。 | ○定例相談 原則：毎月第4火曜日 午後2時～午後7時 ○土曜相談 年3回 相談内容： ①弁護士・司法書士によるくらしの相談 ②心理士によるこころの相談 ③僧侶によるいのちの相談 ④職場のメンタルヘルス相談（京都産業保健総合支援センター産業カウンセラー） ⑤保健師によるからだとこころの健康相談 ⑥自死遺族、遺族相談（自死遺族サポートチーム） ※ 一人につき45分 ※ 相談無料 | こころの健康増進センター | 複数課題 1 |
| 38 | 講演会及びシンポジウムの開催 | 継続 | 市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者、自殺に関する問題への理解を深めてもらう。 | 精神保健福祉分野における重要かつ先進的な話題をテーマとして選定し、講演会、シンポジウム、共同作業所等の作品の展示等を実施し、市民等に対して、心の健康問題、精神疾患及び精神障害者への理解を深めてもらう。 | こころの健康増進センター | 障害者 3 |
| 39 | 精神保健福祉に関する映画・ビデオ等の収集、提供 | 継続 | 精神保健福祉について、市民や医療機関に啓発する。 | 精神保健福祉に関するビデオを収集し、研修等の目的で使用する団体や各区のネットワーク等に随時貸出ししていく。 | こころの健康増進センター | 障害者 3 |
| 40 | 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会活動支援 | 継続 | ①市内で活動する精神保健福祉ボランティアグループ間の交流・学習等を促す。 ②精神に障害を持つ方に関する市民への啓発活動 ③精神保健福祉ボランティアの養成、育成を行う。 | 京都市精神保健福祉ボランティア連絡協議会の下記の活動を支援することにより、精神保健福祉に関する啓発活動等に取り組む。 ○講演会や講座の開催 ○幹事会 ○通信の発行 | こころの健康増進センター | 障害者 3 |
| 41 | 精神障害者法律相談 | 継続 | 精神に障害のある方の人権を擁護し、地域社会における自立、社会参加を支援する。 | 法的に弱い立場に陥りがちな精神に障害のある方の人権救済を目指し、京都弁護士会に委託して毎月2回、弁護士及び相談員による法律相談を行う。 | こころの健康増進センター | 障害者 3 |
| 42 | 精神保健福祉相談事業 | 継続 | 市民の方の心の悩みから保健、医療、福祉、社会参加に至る幅広い相談に応じる。 | 電話相談及び来所相談を実施する。 | こころの健康増進センター 各区役所・支所 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 43 | 精神障害者訪問指導事業 | 継続 | 精神に障害のある市民を援助する。 | 各区役所・支所障害保健福祉課の精神保健福祉相談員・保健師が中心となって、精神に障害のある市民の家庭の訪問活動を強化し、本人の状況、家庭環境、社会環境などの実情を把握し、医療、日常生活、社会復帰等について相談援助を行っていく。 | こころの健康増進センター 各区役所・支所 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 44 | 精神障害者地域生活安定化支援事業 | 継続 | 精神に障害のある方の地域での孤立を防止し、地域生活が安定して送れるようグループワーク等を実施する。 | 各区役所・支所障害保健福祉課において、毎月1～3回の事業を実施する。（実施回数は区役所・支所により異なる） | こころの健康増進センター 各区役所・支所 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 45 | 京都市精神障害者社会適応訓練事業 | 継続 | 精神に障害を持つ市民が本格的に就労する際に必要となる能力（集中力、対人能力、仕事に対する持久力、環境適応能力など）を養い、就労を通じた社会参加と生活の自立を目指す。また、精神に障害を持つ訓練生に対する理解を深める。 | 精神に障害を持つ市民を対象として、精神の障害に対して一定の理解を持った一般の協力事業所に通い、作業等に取り組んでもらう。また、同時に一般に広く協力事業所を募り、定期的に事業主向け研修を行う。 | こころの健康増進センター 各区役所・支所 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 46 | こころのふれあいネットワークの構築 | 継続 | 精神保健福祉施策への市民参加を促進する。 | 関係機関・団体の参加及び協力を得て、精神障害に関する講演会・学会等との開催、区民ふれあいまつりなどの交流イベントの活用・開催、ネットワークを通じた各種の情報交換、サロンの活動支援、ボランティアの育成、各区役所・支所障害保健福祉課における地域精神保健福祉事業への参加など、様々な地域啓発活動の充実を図る。 | こころの健康増進センター 各区役所・支所 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 47 | こころのふれあいネットワーク構成員の区民ふれあい事業への参加 | 継続 | 市民が気軽に参加できる催しを通じて、精神障害について考える機会の提供を図る。 | 精神障害について市民への啓発を行うために、区民ふれあいまつりなどの交流イベント等を活用し、様々な地域啓発活動を推進する。 | こころの健康増進センター 各区役所・支所 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------------------|--------|---|---|------------------------------------|-------------------|
| 48 | 機関紙「こころここ」及び啓発冊子の発行 | 継続 | 精神障害者に対する市民への啓発を行うとともに、社会資源などの情報提供をする。 | 各種の冊子、パンフレットの発行を行う。 ○センター機関紙「こころここ」の発行 ○こころの健康に関するリーフレットの発行 | こころの健康増進センター | 障害者 3 |
| 49 | 精神保健福祉相談員及び関係職員の研修 | 継続 | 各区役所・支所障害保健福祉課・教育機関等の職員が、精神疾患や精神障害者に対して正しい知識や理解に基づいて、業務を実施することができるよう研修会等を実施する。 | 関係職員を対象とした研修会や講演会の開催 | こころの健康増進センター | 障害者 3 |
| 50 | こころのふれあいネットワークによる学習会の実施 | 継続 | 精神に障害のある市民に対する正しい知識の普及・啓発を目的とする。 | こころのふれあいネットワークの活動として、精神疾患や精神障害に関する学習会を開催する。 | こころの健康増進センター 各区保健福祉センター・支所 | 障害者 3 |
| 51 | 精神障害者バレーボール京都市大会の開催 | 継続 | 精神に障害のある市民がスポーツを楽しむ機会と環境を整備し、精神障害者スポーツ活動の普及及び振興を図ることにより、精神に障害のある市民の社会参加を推進する。 | 精神障害者バレーボール京都市大会実行委員会に委託して、以下のとおり開催する。 日時未定、会場：京都島津アリーナ ※京都市内の施設に練習の拠点を置く精神障害者バレーボールチームを参加対象とする。 | こころの健康増進センター | 障害者 8 |
| 52 | 精神障害者地域移行・地域定着支援事業の地域移行支援連絡会への参画 | 継続 | 精神科病院に入院している精神に障害のある市民が本人の意向に即して、地域で充実した生活ができるよう、精神科病院から地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援をする。 | 行政、精神科病院、相談支援事業者、福祉サービス事業者及びピアサポーター等で構成する地域移行支援連絡会に参画し、事業の運営・内容の検討、関係機関との連絡調整、必要事項の協議等を行う。 | こころの健康増進センター 各区役所・支所 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 53 | 統合失調症及びうつ病の市民のための就労支援講座 | 継続 | 精神障害者の社会復帰及び就労の促進を図る。 | 統合失調症及びうつ病を中心とした精神障害のある市民に、障害を持ちながら就労するために必要な知識や情報を伝えるために、就労に関する講座を開催する。 | こころの健康増進センター | 障害者 4 |
| 54 | 精神障害者雇用支援連絡協議会 | 継続 | 精神障害者に対して職場復帰、雇用促進及び雇用継続等の雇用の各段階に応じた効果的な支援を実施する。 | 行政、精神科医療、産業保健、福祉等の関係機関、団体等、事業主等から成る職業リハビリテーションネットワークをつくり、精神障害者及び事業主の個々の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな支援を実施する。 | こころの健康増進センター | 障害者 4 |
| 55 | ホームレスの自立の支援等 | 継続 | 個々の状況に応じた丁寧で粘り強い支援に取り組みることにより、ホームレスの自立を支援する。 | ○ホームレスが生活している場所を訪問し、日常生活や健康面の相談支援を行う「ホームレス訪問相談事業」を引き続き実施する。 ○「京都市自立支援センター」を引き続き運営し、就職活動の拠点となる宿泊場所を提供するとともに、ハローワークと連携し、就労支援に取り組むことで、ホームレスの就労による自立を支援する。 ○「京都市ホームレス居宅定着支援事業」を実施し、ホームレスが居宅生活に移行した後、地域社会の中で安定した生活を送ることができるよう集中的な定着支援を実施する。 ○多重債務等、法的な問題を抱え自立が阻害されているホームレスに対する「ホームレス無料法律相談事業」を引き続き実施する。 | 生活福祉課 | ホームレス 1 2 3 |
| 56 | 重度障害老人健康管理費支給事業 | 継続 | 重度心身障害者の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。 | 京都市内に住所を有する後期高齢者医療の被保険者で、1級又は2級の身体障害者手帳を持っている方、知能指数（IQ）が35以下である方、3級の身体障害者手帳を持ち、かつ知能指数（IQ）が50以下である方に対し、後期高齢者医療の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり） | 保険年金課 | 障害者 12 |
| 57 | 「国民健康保険の手引き」（外国語冊子）の配布 | 継続 | 外国人に対して国民健康保険制度の周知を図る。 | 外国人向けに解説した冊子（英語、中国語、ハングル、日本語併記）を作成し、市内の各大学、国際交流会館及び各区役所・支所・京北出張所で配布する。 2年に一度作成（更新）しており、今回の作成は31年度の予定である。 | 保険年金課 | 多文化 2 |
| 58 | 福祉ボランティアに関する情報システムの活用及び情報誌の発行 | 継続 | 福祉を中心としたボランティア活動の情報収集・提供について支援を行う。 | 「京都市福祉ボランティアセンター」における情報システムを活用し、登録団体やボランティア募集、助成金等の情報について広く提供を行うとともに、ボランティア募集やイベント等の情報を掲載する情報誌を毎月発行する。 | 健康長寿企画課 | 複数課題 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------------|--------|--|--|---------|-----------|
| 59 | ボランティアに関する各種講座の開催 | 継続 | 福祉ボランティアに係る人材を養成する。 | 「京都市福祉ボランティアセンター」及び各区社会福祉協議会に設置している「区ボランティアセンター」において、福祉を中心としたボランティア活動の研修会・各種講座を開催する。 | 健康長寿企画課 | 複数課題 1 |
| 60 | ～地域で気づき・つながり・支える～認知症総合支援事業 | 改善 | 認知症の早期発見・早期相談・早期診断の連続した支援に対応するため、地域全体で認知症の人やその家族を支え合う取組を進める。 | 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるよう、認知症の人やその家族に早期に関わり、訪問活動による情報収集やアセスメント、本人・家族等への心理的サポート、受診勧奨や医療・介護サービスに至るまでの支援などを実施する「認知症初期集中支援チーム」を、現在平成29年度までの3箇所（【北区・上京区】・【下京区・南区】・【西京区】）に加えて、新たに3箇所設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図る。 また、京都市「認知症高齢者の行方不明時における早期発見に関する連携要領（平成28年3月策定）」に基づき、行方不明リスクの高い方の事前相談・登録制度の運用や発見協力依頼情報の提供等を円滑に実施するとともに、情報提供先となる地域ネットワークの拡充を図ることにより、行方不明になりにくい環境整備と行方不明になった場合でも早期発見できるよう取組を進める。 更に、引き続き「若年性認知症支援連携プロジェクト」を継続しつつ、障害分野と介護分野で相互に活用できる制度・サービス等を踏まえた新任・初任者（介護関係者、障害保健福祉関係者）向け研修を検討・実施し、若年性認知症の人や家族への支援の必要性の意識付けや啓発を行うとともに、相談の対応力向上を図る。 | 健康長寿企画課 | 高齢者 3 |
| 61 | 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業 | 継続 | 高齢者が、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行う。 | 認知症に対する正しい知識や具体的な対応方法等を学び、地域や職域などで認知症高齢者や家族などを見守る「認知症サポーター」や、同講座の講師となる「キャラバン・メイト」を養成するとともに、同講座の修了者を対象とした、認知症や介護に関する知識等の更なる向上を図る一歩前進のための「認知症サポーター・ステップアップ（アドバンス）講座」を実施する。 また、認知症の診察に習熟し、かかりつけ医への助言その他支援を行う「認知症サポート医」の養成及び「かかりつけ医認知症対応力向上研修」を実施するとともに、病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修（訪問研修）を実施する。 | 健康長寿企画課 | 高齢者 3 |
| 62 | シルバー人材センターへの助成 | 継続 | 概ね60歳以上の高齢者に対し、雇用関係でない臨時的かつ短期的な就業を提供することにより、追加的収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や積極的な社会参加を図る。 | 高齢者の経験や能力を活かせる臨時的かつ短期的な仕事を提供する「シルバー人材センター」への支援を行うことで、高齢者の積極的な社会参加を図っていく。 | 健康長寿企画課 | 高齢者 6 |
| 63 | 老人クラブへの活動費補助 | 継続 | 老人クラブ（すこやかクラブ京都）の多彩な活動を支援し、高齢者の積極的な社会参加及び生きがいの充実を推進する。 | 同一地域内に住む概ね60歳以上の方が集まり、社会奉仕活動、教養講座開催、健康増進活動を行う老人クラブに対し、活動費の一部を補助する。 | 健康長寿企画課 | 高齢者 6 |
| 64 | 老人スポーツの普及事業 | 継続 | 高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、老人スポーツの普及振興を図る。 | 各区において老人スポーツの普及事業を1年を通じ実施する。 | 健康長寿企画課 | 高齢者 9 |
| 65 | 市民すこやかフェアの開催 | 継続 | 市民が気軽に参加できる催しを通じ、長寿社会を考える機会の提供を図る。 | 高齢者をはじめ、あらゆる世代の市民が、スポーツや文化活動を通じて交流し、「明るく豊かな長寿社会」を考える契機となるイベントとして開催する。 | 健康長寿企画課 | 高齢者 7 |
| 66 | ねんりんピックへの選手派遣 | 継続 | 京都市における高齢者の生きがいの充実、社会参加の推進等を図る。 | 健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与する全国健康福祉祭に京都市代表選手団を派遣する。 | 健康長寿企画課 | 高齢者 9 |
| 67 | 老人福祉員設置事業 | 継続 | 地域において高齢者が安心して日常生活を営むことができるようにすることにより、ひとり暮らし高齢者等の福祉の向上を図る。 | 老人福祉員が、概ね65歳以上の一人暮らしの高齢者を訪問し、安否の確認、話し相手となることで、地域の一人暮らし高齢者を見守る。 【主な活動】 ①家庭訪問や電話による高齢者の安否確認、②高齢者の日常生活等の話し相手、③関係民生委員・児童委員への連絡及び連携、④福祉事務所など関係機関への連絡及び連携、⑤その他高齢者の福祉向上を図る上で必要なこと 【その他】 ①各老人福祉員の活動の一助とするべく、毎年1回、京都市全域の老人福祉員を対象に研修を実施 ②京都市内各区において、各区の事情に応じて研修を実施 | 健康長寿企画課 | 高齢者 5 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------------|--------|---|--|-----------------------|-----------|
| 68 | 一人暮らし高齢者全戸訪問事業 | 継続 | 高齢サポートの専門職員が、専門的な知識や経験に基づく訪問活動を実施することにより、支援が必要な高齢者を把握し、必要に応じて介護サービスの利用、日常的な見守り等の適切な支援に繋げていくとともに、地域のネットワーク構築、高齢サポートの認知度を向上させる。 | 高齢サポートの専門職員（保健師又は経験のある看護師、社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員等）による、市内の一人暮らし高齢者への戸別訪問活動を実施する。 | 健康長寿企画課 | 高齢者 5 |
| 69 | 京都市高齢者虐待シエルトア確保事業 | 継続 | 虐待シエルトア確保事業を実施し、高齢者の生命・身体の安全を確保する。 | 要介護状態にない高齢者等が、一時的に虐待等から避難するための居室の確保を図る。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 1 |
| 70 | 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業 | 継続 | 言葉や日常生活習慣の違いにより、保健福祉サービスの利用が困難な高齢又は障害のある外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。 | 外国語によるコミュニケーションが可能な支援員による訪問・支援活動等を行う団体に助成金を交付する。 | 介護ケア推進課 | 多文化 2 |
| 71 | 高齢者虐待防止事業 | 継続 | 高齢者が住み慣れた地域において、尊厳が保たれ、安心して生活できる地域社会の構築を目指す。 | 高齢者虐待の防止を目的として、一般市民に対する広報・啓発としてのリーフレット作成、講演会の開催を行うとともに、養護者や高齢者福祉に携わる関係者等に対する研修を実施する。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 1 |
| 72 | 老人医療費支給事業 | 継続 | 高齢者（65歳～69歳）の保健の向上と福祉の増進を図る。 | 所得税非課税世帯に属する方に対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給する。 ※昭和25年8月1日以前生まれの方は寝たきり・一人暮らし・老人世帯に該当する方も対象（所得制限あり） | 介護ケア推進課 | 高齢者 9 |
| 73 | 京都市成年後見支援センターの設置・運営 | 継続 | 認知症高齢者等が増加する中で、一層高まる成年後見制度の需要に対応するため、制度を必要とする方々の相談からその利用までの一貫した支援を行う。 | 長寿すこやかセンター内に設置した「京都市成年後見支援センター」において、成年後見制度に関する相談や利用に至るまでの支援を行う。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 2 |
| 74 | 京都市居住支援協議会 | 継続 | 高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。 | 高齢者の入居が可能な「すこやか賃貸住宅」や、高齢者の住まい探しに協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」の情報発信を行うほか、高齢者が抱える住まいに関する不安や疑問に応える「高齢者の住まいの相談会」の定期開催等の取組を行う。 | 介護ケア推進課 都市計画局住宅政策課 | 高齢者 9 |
| 75 | 市民後見人の養成 | 継続 | 認知症高齢者等の増加による成年後見制度利用者の増加に伴い、不足が見込まれる後見人を確保する。 | 後見人の確保に資するとともに、後見人不足の解消により制度利用が促進されることから、家庭裁判所や弁護士会、大学等の各関係団体の協力を得ながら、市民後見人の養成及び活用を進める。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 2 |
| 76 | 敬老乗車証の交付 | 継続 | 高齢者の生きがいづくりや介護予防に役立てる。 | 高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 9 |
| 77 | 老人福祉センターの運営 | 継続 | 高齢者の健康で明るい生活を支援する。 | 高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所や機会を提供するとともに、各種の相談に応じる。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 6 |
| 78 | 老人クラブハウスへの助成 | 継続 | 高齢者の生きがいづくりの充実を図る。 | 高齢者の集会、クラブ活動及び慰安の場として、高齢者の生きがいを高めるために設置された老人クラブハウスに対し助成する。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 6 |
| 79 | 老人の日記念行事を通じた取組 | 継続 | 広く市民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高める。 | 多年にわたり社会の発展に寄与されてきたことを感謝し、長寿を祝うための取組を実施する。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 7 |
| 80 | 介護保険パンフレットの外国語版、点字版の配布 | 継続 | 外国籍の方及び障害のある方に対して、制度の周知を図り、理解を深める。 | 介護保険制度のしくみ等を説明したパンフレットの外国語版（英語、中国語、ハングル、日本語併記）及び点字版を配布する。 | 介護ケア推進課 | 複数課題 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 | |
|----|----------------------|--------|--|--|------------------------------|-----------|---|
| 81 | 介護サービスの提供 | 継続 | 住み慣れた地域や住まいでの生活が継続できるよう、加えて特別養護老人ホーム入所者のその人らしい生活と継続を図るよう、介護サービスの充実を進める。 | 在宅生活を支えるための居宅系サービスや地域に根差した小規模な施設・居住系サービスの整備及び特別養護老人ホームの個室・ユニットケアを推進する。 | 介護ケア推進課 | 高齢者 | 4 |
| 82 | AIDS文化フォーラムin京都 | 継続 | HIV/AIDSに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また、多くの市民、特に若者に向けた啓発の場として、市民による市民のためのフォーラムとして開催し、「エイズ問題の啓発」「性の多様性の理解」「共に生きること」を目的とする。 | 平成23年度から毎年9月～10月にエイズに関わる各種団体・個人が集まりAIDS文化フォーラムin京都を開催しており、本市も共催として参画している。今年度も引き続き参画し、講演会等による啓発及び臨時的HIV検査を実施する。 日程：9月下旬～10月初旬 場所：未定（予定） 内容 講演、ワークショップなど （若者の視点・文化の視点・陽性者の視点・医療の視点・教育の視点・セクシュアリティの多様性を理解するという視点） 主催：AIDS文化フォーラムin京都 運営委員会 共催：京都府、京都市など | 健康安全課 子ども若者はくくみ局 育成支援課 | 感染症 | 3 |
| 83 | HIV検査普及週間における啓発体制の確立 | 継続 | HIVやエイズに関する関心を喚起し、HIV検査の浸透・普及を図るために国が提唱している検査普及週間において、広く市民を対象に、HIV啓発体制を拡充する。 | HIV検査の普及を図るため、広く市民を対象に啓発活動を実施する。 | 健康安全課 | 感染症 | 1 |
| 84 | 世界エイズデー街頭啓発事業 | 継続 | エイズについて正しく理解し、エイズ蔓延防止と感染者・患者の差別・偏見の解消を図る。 | 12月1日世界エイズデーの関連事業として関係団体等と協働して、街頭啓発イベント等を実施する。 | 健康安全課 | 感染症 | 3 |
| 85 | エイズ相談・カウンセリング体制の確立 | 継続 | 感染不安の解消に役立ち、行動変容の機会となる効果的な相談を実施するとともに、HIV陽性者の心理的ケアを目的とする。 | エイズ相談やカウンセリング時にエイズに関する正しい知識を伝える。 | 健康安全課 | 感染症 | 1 |
| 86 | エイズ啓発パンフレット作成・配布 | 継続 | エイズに関する正しい知識を伝え、エイズ蔓延防止と、エイズ患者・HIV感染者に対する差別・偏見を解消する。 | エイズ啓発パンフレットを市内高校、大学・短期大学、成人式参加者に配布し、市民向けの配布のために区役所窓口を設置する。 | 健康安全課 | 感染症 | 3 |
| 87 | 「HIV検査」の実施 | 継続 | 感染不安を持つ市民を対象に無料・匿名で実施するHIV検査について、更なる受検機会の確保を図る。 | 下京区役所において昼間検査、夜間検査（即日検査）を実施すると共に、委託医療機関において土日検査（即日検査）を実施する。また、希望者には、併せて性感染症検査も実施する。 | 健康安全課 | 感染症 | 1 |
| 88 | エイズ専門講師による担当職員研修会 | 継続 | 区役所・支所におけるエイズ相談・カウンセリング体制を充実させる。 | 国が実施する研修会へ担当職員を派遣し、派遣した職員による担当者研修、及び外部専門講師を招いた研修会を実施する。 | 健康安全課 | 感染症 | 2 |

子ども若者はぐくみ局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---|--------|---|--|-------------------------|-----------|
| 1 | 「京都はぐくみ憲章」の推進 | 継続 | 「京都はぐくみ憲章」をいつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として実践する行動の輪を広げ、「はぐくみ文化」の息づくまちの実現を目指す。 | 社会の宝である子ども、若者を市民ぐるみ・地域ぐるみで健やかに育む「はぐくみ文化」の息づくまちの実現を目指して、市民団体等の実践行動とも協調した市民との共汗の取組を進め、憲章の更なる普及促進を図る。また、「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」（平成23年4月施行）に基づき、「推進協議会」の開催や毎年の取組目標である「行動指針」の策定、「実践推進者表彰」の実施、「憲章の日」（毎年2月5日）を契機とした啓発活動等を通じて、いつでも、どこでも、だれもが、「自分ごと」として、憲章を実践する行動の輪が更に広がるよう推進していく。 | はぐくみ創造推進室 | 子ども 1 |
| 2 | 広報紙「京都はぐくみ通信/GoGo土曜塾」の発行 | 継続 | 「京都はぐくみ憲章（子どもと共に育む京都市民憲章）」の理念の下、学校休業日において、京都市内の小・中学生及びその保護者を対象に実施される体験活動情報に加え、子育ての素晴らしさや家庭教育の大切さに関する啓発記事を掲載することで、広報紙の充実を図る。 | 年6回（各17万部）発行し、小・中学生のいる各家庭に加え、保育園や幼稚園など未就学児の家庭の保護者にも配付する。 | はぐくみ創造推進室 | 子ども 1 |
| 3 | 京都はぐくみネットワーク | 継続 | 子どもの健全育成に関わる団体をはじめとした幅広い分野で活躍している団体等が連携し、子ども・若者を地域ぐるみ・社会ぐるみで育む「京都はぐくみ憲章」の実践推進を図る。 | 「京都はぐくみ憲章」の理念があらゆる場で実践される社会の実現に向けた取組の推進 ・子どもを取り巻く緊急課題の課題解決に向けた連続講座等の開催、 ・「京都はぐくみ通信/GoGo土曜塾」等による情報発信 | はぐくみ創造推進室 | 子ども 1・5・7 |
| 4 | AIDS文化フォーラムin京都 | 継続 | HIV/AIDSに取り組む団体・個人の発表・交流の場として、また、多くの市民、特に若者に向けた啓発の場として、市民による市民のためのフォーラムとして開催する。 | 日程：2018年9月29日（土）、9月30日（日） 場所：同志社大学（予定） 内容 講演、ワークショップなど （若者の視点・文化の視点・陽性者の視点・医療の視点・教育の視点・セクシュアリティの多様性を理解するという視点） 主催：AIDS文化フォーラムin京都 運営委員会 共催：京都府、京都市など | 育成推進課 保健福祉局 健康安全課 | 感染症 3 |
| 5 | 「HIV・性感染症検査及び予防啓発事業」（北青少年活動センターと北保健福祉センターが連携） | 継続 | 若者がHIV・性感染症等について学び、自発的に感染症予防行動がとれることを目指す。 | 京都市北青少年活動センターにおいて、HIV・性感染症に関する情報提供や意見交換会、予防啓発的なプログラム（HIV即日検査等）を実施していく。 また、若者が同世代に向けて情報を発信する取組をサポートする。 | 育成推進課 | 感染症 3 |
| 6 | 東山アートスペース | 継続 | 東山青少年活動センターにおいて、知的障がいのある青少年の余暇の充実（創造・創作活動）をはかる。 | ・通年コース（月1回/全9回）予定 その他 作品展等 | 育成推進課 | 障害者 12 |
| 7 | 外国籍市民との交流事業の推進 | 継続 | 青少年ボランティアによる、日本語を母語としない人たちへの日本語学習支援と交流を図る。 また青少年が異文化と交流することにより、異文化への理解を深め、多文化共生社会の担い手となる青少年を育成する。 | ○にほんご教室（通年） ○多文化共生啓発プログラム・異文化交流イベント（主催・共催含む）（通年） | 育成推進課 | 多文化 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-------------------------|--------|---|--|----------|-------------|
| 8 | レンアイリョク向上委員会エイズデー企画 | 継続 | 「セクシュアルヘルス」の観点から青少年の性に関連してHIV/AIDSに関連した啓発活動を行い、正しい理解を促進することにより、感染予防及びHIV/AIDSへの偏見のない社会を目指す。 | 世界AIDSデー（12月1日）にあわせて、HIV/AIDS啓発ポスターの掲示、グッズの配布、情報提供などを行う。 | 育成推進課 | 感染症 3 |
| 9 | 表現活動へのお誘い〜からだではなそう〜 | 継続 | 障害のある青少年の余暇活動の充実を目的とする。 | ・前期・後期（月1回/全5～6回（各期））予定 その他活動発信（写真展）を行う | 育成推進課 | 障害者 12 |
| 10 | 子ども・若者総合支援事業の推進 | 継続 | 子ども・若者総合支援事業の推進 | ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者に対して、「子ども・若者総合相談窓口」、「子ども・若者支援地域協議会」などの取組を中心とした、幅広い関係機関の連携による総合的継続的な支援を推進する。 | 育成推進課 | 子ども 4 |
| 11 | 子どもはぐくみ室の運営 | 継続 | 保健と福祉の垣根を越え、子どもや子育て家庭に関する相談に対する総合相談窓口として、ニーズへの「気づき」、必要な支援への「つなぎ」を行う「子育て支援コンシェルジュ」としての役割を担うことで、一つの窓口にて切れ目のない支援を行うことを目的とする。 | 保健と福祉の更なる融合により、子ども・子育てに係る総合相談窓口としての機能を高め、相談に対するより円滑かつ適切な、質の高い支援を実施する。また、地域におけるネットワークの拠点を構築し、連携することで、地域で育てる風土を高め、子育てしやすいまちづくりを推進する。 | 育成推進課 | 子ども 2・5・6・7 |
| 12 | 地域子育て支援ステーションの設置 | 継続 | 保健と福祉の垣根を越え、子どもや子育て家庭に関する相談に対する総合相談窓口として、ニーズへの「気づき」、必要な支援への「つなぎ」を行う「子育て支援コンシェルジュ」としての役割を担うことで、一つの窓口にて切れ目のない支援を行うことを目的とする。 | より身近な地域における子育て支援ネットワークの拠点として、市内すべての児童館、保育園（所）及び認定こども園を「地域子育て支援ステーション」に指定し、子育て講座等の開催や子育てに関する情報提供など、子育て中の家庭に気軽に利用してもらえる取組を行う。 なお、事業担当者に対する子育て支援等に関する研修は、継続して実施する。 | 育成推進課 | 子ども 5・7 |
| 13 | 親と子のこころの電話相談員の養成 | 継続 | 子育てのこと、友達や身体のことなど、様々な悩みに直面しながら身近に相談できる相手がなく、一人悩んでいる「親」や「子」に対して、電話を通して相談に当たるボランティアを養成し、子どもの健全育成を図る。 | ○第19期生養成研修会 11回開催 ○個別事例研修会 12回開催 ○相談員全体研修会 4回開催 ○相談員宿泊研修会 1回開催 ○相談員1日研修会 1回開催 | 育成推進課 | 子ども 6 |
| 14 | 親支援プログラム「ほっこり子育てひろば」の実施 | 継続 | 子どもを育てる不安・悩み・喜び、子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性、親としての心構えについて、親同士が話し合い、交流するプログラム「ほっこり子育てひろば」では、交流することで、自ら気づき学ぶとともに、同じような悩みを抱く親同士や、地域で子育てを支援する者が結ばれ、喜びと共に子どもを育てていくことを目指している。 | 幅広く周知に努めるとともに、学校・幼稚園・保育園・保健センター・児童館・こどもみらい館等にて、実施していく。 | 育成推進課 | 子ども 6 |
| 15 | ひとり親家庭等医療費支給事業 | 継続 | ひとり親家庭等の保健の向上を図り、福祉の増進に寄与する。 | 母子家庭の児童とその母親及び父子家庭の児童とその父親並びに父母のない児童に対し、その児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの医療保険の自己負担額に相当する額を支給する。（所得制限あり） | 子ども家庭支援課 | 子ども 6 |
| 16 | 子ども医療費支給事業 | 継続 | 子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。 | 中学校3年生までの子どもに対し、医療保険の自己負担額と、当該制度の一部負担金との差額を支給する。（所得制限なし） | 子ども家庭支援課 | 子ども 6 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------------------|--------|--|--|--------------------------------|-----------|
| 17 | 児童虐待防止に係る広報啓発 | 継続 | 児童虐待の早期発見及び通告義務について啓発する。 | 昨年度までの実績を踏まえ、ポスター掲示やチラシ配布場所の拡大を検討するなど、より効果的な市民啓発を行えるよう取り組んでいく。 | 子ども家庭支援課 | 子ども 2 |
| 18 | 貧困家庭の子ども・青少年対策の推進 | 継続 | 「京都市はぐくみ憲章」の理念の下、子ども等が、家庭の経済状況等から生じる「困り」により、将来を左右されることなく、希望を持って成長し、活躍していけるよう、社会全体で家庭の「子育て力」を高め、子ども等の成長を支えていくために、必要な支援策等を行う。 | 平成29年3月策定の「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」に基づき、支援策等を進めていく。 | 子ども家庭支援課 | 子ども 6 |
| 19 | 子ども食堂など、民間による子どもの居場所づくりへの支援 | 継続 | 「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」が、より多くの地域で継続的に行われていくための支援を実施 | <ul style="list-style-type: none"> 「子どもの居場所づくり」に関する手引きの作成やアドバイザー派遣 「子どもの居場所づくり」助成制度 | 子ども家庭支援課 | 子ども 6 |
| 20 | 里親支援事業 | 継続 | 何らかの事情により、家庭で生活できない子どもたちを、できる限り家庭的な環境の中で養育する制度である「里親制度」の普及のため、広く市民に対する里親制度の啓発を行ったり、養育里親に対する研修を実施する。また、里親委託を推進するため、関係機関との連携・調整や、里親相互の相談援助、交流促進など、里親に対する支援を総合的に推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> ○普及啓発、研修 里親経験者による講演会や里親制度の説明会等の実施、制度に関するパンフレットの整備、広報誌によるPR活動、養育里親、専門里親研修の実施 ○里親家庭への支援 里親家庭への訪問相談。相互交流の支援。家事養育支援 | 児童福祉センター | 子ども 6 |
| 21 | 児童虐待防止等に関する関係機関職員、民生・児童委員等に対する専門研修の実施 | 継続 | 児童虐待防止等に関する活動を効果的に行う。 | 教職員、施設職員、民生・児童委員等の関係機関職員を対象として、児童虐待の早期発見・早期対応等、児童相談所と一体となった援助活動を実施できるよう専門的な研修を実施する。 | 児童福祉センター | 子ども 2 |
| 22 | 「子ども虐待SOS専用電話」等による通告・相談受付 | 継続 | 児童虐待に対して迅速かつ的確に対応する。 | 児童虐待に関する通告や相談などを専用電話（TEL801-1919）及び児童相談所全国共通ダイヤル（189番）により、夜間・休日を含め24時間365日受け付ける。 | 児童福祉センター | 子ども 2 |
| 23 | 児童虐待防止ホームページによる情報提供 | 継続 | 虐待の未然防止と早期解決を図る。 | 虐待をしまいそう、してしまったと悩む保護者が、インターネットのホームページ上で様々な子育て支援情報や子育てへのヒントを気軽に閲覧することにより、自身の問題解決の一助とするとともに、虐待を知った市民の本市への通告方法等についての情報提供を行う。 | 児童福祉センター | 子ども 2 |
| 24 | 児童虐待に関する職員の専門性の向上 | 継続 | 虐待ケースの処遇の向上を図る。 | 児童虐待の防止に向けて、日常の業務の中で大きな課題となっている虐待家庭の支援等をテーマとして児童福祉センター職員を対象に研修を行う。 | 児童福祉センター | 子ども 2 |
| 25 | 児童相談所の体制強化 | 継続 | 児童虐待に係る相談・通告に対し迅速かつ適切な対応を行うとともに、対応後のフォローを含めて一貫した取組を行うことができるよう、児童相談所の機能充実を図る。 | 虐待家庭に対する支援に関して家族再統合に向けた取組の一環として、民間団体等が行う心理療法の手法を盛り込んだ様々な保護者支援プログラムの実施や職員の専門性の向上により、児童相談所における保護者支援機能を強化する。 | 児童福祉センター | 子ども 2 |
| 26 | 子育てサポートプログラム普及推進事業 | 継続 | 早期の子どもへの発達支援のため、保育所等における子どもの発達支援や保護者支援に関するコンサルテーションを行い、地域の支援体制の強化を図る。 | 民間保育園保育士対象の発達支援コーディネーター養成研修や保護者支援に関するコンサルテーションを行うとともに、その手法・ツールを開発し普及させることにより地域における発達支援に関わる人材育成を図り、地域の支援体制の強化をする。 | 児童福祉センター | 障害者 5 |
| 27 | 発達障害者支援センター「かがやき」の運営 | 継続 | 発達障害のある人と家族が地域で安定した生活を送ることができるよう支援する。 | 発達障害のある方とその家族が地域で安定した生活を送ることができるよう、発達障害者支援センター「かがやき」において相談支援、就労支援、発達支援及び普及啓発・研修の4機能の事業を展開 | 児童福祉センター 保健福祉局 障害保健福祉推進室 | 障害者 5 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------------------|--------|--|--|----------------|------------|
| 28 | 「保育の主体は子どもである」との視点からの保育・指導計画に基づく保育の実践 | 継続 | 子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を創り出す力の基礎を培う。 | 厚生労働省告示の平成30年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、少子化など保育所を取り巻く実態や地域のニーズなどを十分に把握したうえで、保育所ごとに策定する保育計画・指導計画によって、「保育の主体は子どもである」という視点に立って、子どもの自主性、意欲を喚起し、子ども自身が選択することを重視した保育、子ども一人一人の人格を尊重した保育を展開する。 | 幼保総合支援室 保育所 | 教育・啓発 1 |
| 29 | 障害のある児童の保育の充実 | 継続 | 自分を大切に感じ、愛されているという自尊心や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 | 厚生労働省告示の平成30年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境のもとで、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるような保育を展開する。 | 幼保総合支援室 保育所 | 障害者 10 |
| 30 | 幅広い地域からの利用と交流 | 継続 | 自分を大切に感じ、愛されているという自尊心や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 | 厚生労働省告示の平成30年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、幅広い地域からの利用を受け入れることにより、子どもが人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う保育を展開する。 | 幼保総合支援室 保育所 | 教育・啓発 1 |
| 31 | 男女の共生を進める保育の推進 | 継続 | 自分を大切に感じ、愛されているという自尊心や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 | 厚生労働省告示の平成30年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないように、配慮する保育を展開する。 | 幼保総合支援室 保育所 | 男女 4 |
| 32 | 異文化を持つ人との共生を進める保育の推進 | 継続 | 自分を大切に感じ、愛されているという自尊心や自我を育み、人に対する愛情と信頼感を育てるとともに、自主、協調の態度を養い、社会性の芽生えを培うため、人権を大切にすることを育てる保育を推進し、「自立と共生」の関係づくりを行う。 | 厚生労働省告示の平成30年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、保育士等は、子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるよう配慮する保育を展開する。 | 幼保総合支援室 保育所 | 多文化 4 |
| 33 | 地域の保護者・児童の自立の支援等 | 継続 | 家庭環境に対する配慮や地域との連携などきめ細かな保育を必要とする子どもについて、家庭との密接な連携のもとに、日常生活の基礎的事項について、子どもが十分に身に付けることができるよう配慮した保育を行う。 | 厚生労働省告示の平成30年「保育所保育指針」や「京都市未来こどもはぐくみプラン」を基本とし、地域社会との交流や連携を図り、一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、援助を行っていく。 | 幼保総合支援室 保育所 | 教育・啓発 1 |
| 34 | 地域子育て支援事業の拡充 | 継続 | 保育所に蓄積されている専門的な子育てにかかわる知識や情報を地域に広げ、すべての子どもの育ちと親の子育て支援に取り組むため、「京都市未来こどもはぐくみプラン」の重要施策である「子育て支援ネットワーク」の身近な地域レベルのネットワークとして事業を実施。 | 昨年度実施した各保育所での子育て講座等の実績を踏まえ、出産前からの子育てに不安を抱く夫婦や子育て家庭向けに様々な講座や体験教室を開くことにより、継続して子育ての不安の軽減を図っていく。 | 幼保総合支援室 保育所 | 子ども 6 |
| 35 | 子育て学習会・子育て講演会の開催 | 継続 | 子育て学習会等を通して保護者や住民の育児力向上を図る。 | 子どもの人権、児童虐待、障害のある子どもの保育など、人権に関わる問題について学習機会を提供する。昨年度の研修の実績を踏まえ、アンケートや参加人数により今後更に充実させるべく内容を吟味していく。 | 幼保総合支援室 保育所 | 教育・啓発 1 |
| 36 | 保護者会活動の支援 | 継続 | 子どもを慈しむ育むために、親子が他の家族とともに一緒に過ごす時間を持つような活動を支援する。 | 育児講座や親子の集いなど、継続して保護者会活動の支援を行っていく。 | 幼保総合支援室 保育所 | 教育・啓発 1 |
| 37 | 保育所に関する外国語パンフレット等のHPへの掲載 | 継続 | 本市に在住する外国人の方に、保育所や認定こども園、小規模保育事業所等に関する情報を効果的に発信する。 | 本市に在住し、保育所、認定こども園、小規模保育事業所等の利用を希望する外国人の方向けに、保育の利用手続き等を説明した外国語版「保育利用申込みの御案内」を京都市HPに掲載する | 幼保総合支援室 保育所 | 多文化 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--------------------|--------|--|--|------------------------|------------|
| 38 | 保育所職員研修 | 継続 | 「子どもの主体性を尊重する保育」「人権を大切に育てる保育」を子どもや保護者と適切に関わって実施するとともに、多様な保育ニーズに対応する「地域子育て支援」を推進する。 | 把握、分析、処理する力、業務に対する意欲、専門的な知識や技術、広い視野と豊かな人間性を持つ職員を育成する。 昨年度の研修の実績を踏まえ、「子どもの主体性を尊重する保育」「人権を大切に育てる保育」を職員が保育所において実践できるように、今年度も幼保総合支援室主催・保育所内部での自主研修・保育所への講師の派遣など様々な方法により研修を実施する。 | 幼保総合支援室 保育所 | 推進・研修 2 |
| 39 | 「こどもみらい館」における事業の推進 | 継続 | 乳幼児の健やかな育成を図る。 | 子育てに役立つ情報や気軽に話し合える場の提供、親子のふれあいを深める講座の開催、子育てに悩む親の相談に応じるなど、子育て支援を総合的に実施する。 ・子育てなんでも相談（対面相談・健康相談・電話相談） ・子育てセミナー ・子育てパワーアップ講座 ・すこやか子育てサロン ・子育ての井戸端会議 ・子育て図書館の運営 | 子育て支援総合センター こどもみらい館 | 子ども 6 |

都市計画局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------|--------|---|---|---------------------------|-----------|
| 1 | 京都市居住支援協議会 | 継続 | 高齢者が民間賃貸住宅に円滑に入居できる環境整備を進めるため、構成団体である不動産団体、福祉団体、京都市及び京都市住宅供給公社が相互に協力しながら取組を進める。 | 高齢であることを理由に入居を拒まない民間賃貸住宅「すこやか賃貸住宅」や、高齢者の住まい探しに協力いただける「すこやか賃貸住宅協力店」の情報発信を行うほか、高齢者が抱える住まいに関する不安や疑問に応える「高齢者の住まいの相談会」の開催等の取組を行う。 | 住宅政策課 保健福祉局 介護ケア推進課 | 高齢者 9 |
| 2 | バリアフリーに配慮した建築物の整備の促進 | 継続 | すべての人が安全で快適に利用できる都市の施設と空間が整ったまちづくりの推進を図る。 | 建築物を建築する際には、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例に定める施設整備基準に適合するよう指導を行う。 また、「みやこユニバーサルデザイン優良建築物顕彰制度」の普及啓発により、バリアフリー整備の一層の促進を図る。 | 建築審査課 | 障害者 7 |
| 3 | 交通バリアフリーの推進 | 改善 | 高齢者や障害のある方をはじめ、すべての人が安心・安全で円滑に移動することのできる社会を実現するため、駅等のバリアフリー化を推進する。 | 平成30年度は、東福寺地区において、利用者代表等が参画する「連絡会議」を開催し、「移動等円滑化基本構想」を改訂する。 また、策定済の「移動等円滑化基本構想」に基づいて実施する、駅のバリアフリー化整備に対して補助金を交付するとともに、市民がお互いに理解し、支え合う、「心のバリアフリー」を推進する。 | 歩くまち京都推進室 | 障害者 7 |
| 4 | 「市営住宅住まいのしおり」外国語版の配布 | 継続 | 市営住宅に居住する外国人にも、適切かつ正確な情報を提供し、公平な情報の提供を図るため。 | 市営住宅に居住する外国人向けに「市営住宅住まいのしおり」外国語（英語・中国語・ハングル）版を作成し、希望者に配布する。 | 住宅管理課 | 多文化 2 |

建設局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--------------------|--------|--|---|------------------|-----------|
| 1 | 「人にやさしいみちづくり」の推進 | 継続 | 歩道の段差や勾配の解消を図り、どのような人にとっても暮らしやすい社会を実現する。 | 「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」に基づき、歩道の段差解消や勾配の改善などに取り組み、「人にやさしいみちづくり」を推進していく。 | 道路環境整備課 土木管理課 | 障害者 7 |
| 2 | バリアフリーに適應した公園整備の推進 | 継続 | 誰もが安心して円滑に利用できる公園の整備を図る。 | 「バリアフリー新法」、「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例」、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」、「京都市人にやさしいまちづくり要綱」等に基づき、バリアフリーに適應した公園の整備を推進する。 | みどり政策推進室 | 障害者 7 |

会計室

| 番号 | 事業名 | 新規・ 継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|------|------------|----------------------------|----------------------|-----|------------|
| 1 | 職員研修 | 継続 | 研修の機会を通して、職員一人一人の意識の向上を図る。 | ビデオや講義・討議による研修を継続する。 | 会計室 | 推進・研修 2 |

北区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-----------------------|--------|--|--|---------------------|-----------|
| 1 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 区民に対して人権尊重の意識高揚を図ることを目的に、市民しんぶん区版において「憲法月間」「人権月間」の時期を中心に、人権啓発に関する記事を掲載する。 市民しんぶん北区版への掲載予定記事 5月15日号…憲法月間啓発 11月15日号…人権月間啓発事業 12月15日号…人権啓発作品展の周知 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 憲法月間における啓発 | 継続 | 基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指し、区民の人権擁護意識のより一層の普及と高揚を図る。 | 基本的人権に対する正しい理解と認識を深め、すべてのひとの人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組の一環として、5月の憲法月間に庁舎内で啓発活動を実施する。 場 所：北区役所庁舎内 啓発物：垂れ幕等 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 区民ふれあいまつりにおける舞台での人権啓発 | 継続 | 多数の区民に人権に関する情報を提供する。 | 多数の区民の参加が見込める「北区民ふれあいまつり2018」において、舞台等での人権啓発を行う。 日時：5月27日（日）（予定） 場所：清明高校 内容：人権に関する舞台での啓発活動 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 人権啓発作品展 | 継続 | 人権擁護意識の普及高揚を図る。 | 人権月間に、小学生児童による絵画、習字、標語等の作品展を実施する。 日時：12月3日～17日 場所：北区役所1階、キタオオジタウン 内容：区内小学校児童生徒等による絵画、習字等の作品を展示 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 人権月間啓発事業 | 継続 | 区民の人権擁護意識の普及高揚を図る。 | 人権月間事業として、広く人権問題を考える場を持つことを目的に講演会や映画等を実施する。 日時：12月中 場所：北文化会館（予定） 内容：講演会、映画上映等の開催 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 北区こころのキャンパスネットワーク | 継続 | こころに障害のある方もない方も、すべての人が安心していきいきと暮らし続けていけるまちづくりを図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 合同スポーツ大会の開催 内容：卓球、ゼンガ、玉入れ等 日時：6月、10月（2回開催） 予定場所：障害者スポーツセンター 作品展開催 日時：未定 場所：未定 当事者の集い（年10回） | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 7 | 精神保健福祉事業（家族懇談会） | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 交流会、医師との懇談会等の実施 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

上京区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------|--------|--|--|---------------------|-----------|
| 1 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 市民しんぶん区版に、憲法月間・人権月間の関連事業や人権問題に関する事業の紹介など人権啓発の記事を掲載し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 <30年度予定> 未定 「憲法月間 映画のつどい」(日時未定) 未定 「人権月間 講演のつどい」(日時未定) 未定 「上京こころのふれあいネットワークイベント」(日時未定) | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 庁舎内における人権コーナー設置 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 人権啓発パネル展示コーナーを設置。 日 時：憲法月間期間中(5月) 人権月間期間中(12月) 場 所：上京区総合庁舎内 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 憲法月間「映画のつどい」 | 継続 | 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。 | 多くの人に参加していただくため、日本語字幕、音声ガイド付きで映画を上映する。 また、開催日当日、会場内到人権啓発パネルを設置し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 日 時：未定 内 容：未定 場 所：同志社大学寒梅館ハーディーホール | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 人権月間「講演のつどい」 | 継続 | 区民や企業に対して、人権問題について真剣に向き合い、人権意識の高揚を図ることを目的とする。 | できるだけ多くの人に人権問題について考えていただくために、時宜に合ったテーマで講演会を開催する。 また、開催日当日、会場内到人権啓発パネルを設置し、区民に対して人権尊重の意識高揚を図る。 日 時：未定 内 容：人権講演会 場 所：未定 講 師：未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置 | 継続 | 多くの区民に人権に関する情報を提供する。 | ・上京区民ふれあいまつりにおける啓発コーナー設置 日時・場所とも未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 街頭啓発の実施 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 日 時：5月、12月 (日時未定) 内 容：憲法月間及び人権月間に伴う街頭啓発(啓発物品配布) 場 所：北野天満宮、堀川丸太町イズミヤ周辺(予定) | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 上京こころのふれあいネットワークイベント | 継続 | こころの病を持つ人々に対する理解を促し、障害のある人もない人もともに安心して暮らせるまちづくりをめざす。 | 関係機関と連携を図り、より広く市民に向け、障害への理解を深めてもらえるよう、啓発活動等を実施する。 日 時：未定 内 容：講演会、地域住民との勉強会、啓発パネル展示 等 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 8 | 精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」 | 継続 | 回復途上にある在宅の精神障害のある方の社会復帰を促進する。 | 在宅の精神障害のある方が保健福祉センターに集い、ミーティング、創作活動、施設見学、スポーツ等の所内外の活動を行う。 実施予定回数：12回 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

左京区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---|--------|--|---|---------------------|------------|
| 1 | 市民しんぶん左京区版「左京ボイス」及び左京区役所ホームページへの人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版やホームページに人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 人権について考えるための事業を広く区民に周知する。 【30年度計画】 ・5月（予定） 「憲法月間」の周知 ・8月（予定） 「人権啓発パネル展」の開催を周知 ・10月（予定） 「人権月間」関連事業の開催を周知 | 地域力推進室 企画担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 人権強調月間「人権啓発パネル展」 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 日時：8月中旬～下旬 内容：啓発パネルの展示 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 人権月間「心のふれあいみんなの広場」 | 継続 | 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図る。 | 人権月間を機会とし、改めて人権尊重の意識の高揚を図るため、区民を対象に、人権を考える契機となる講演会もしくは映画鑑賞会を実施する。 ・心のふれあいみんなの広場 日時：12月上旬～中旬 場所：未定 参加者：200～300人 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 人権月間「児童絵画展」 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 人権月間を機会として、左京区内の小学生の描いた、人権をテーマにした児童絵画を区役所で展示予定。 日時：12月上旬～中旬 場所：左京区総合庁舎1階区民ロビー | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 地域ぐるみによる街頭啓発 | 継続 | 幅広い区民に対して人権について考える機会を提供する。 | 憲法月間・人権月間に人権擁護思想の普及高揚を訴えるために、区民を対象に啓発物品を配布し、街頭啓発を実施する。 5月上旬～中旬 場所未定 12月上旬 場所未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 窓口での相談を随時開催（法律相談 毎週水曜日）。通年にわたり、弁護士・市職員が対応する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |
| 7 | 区民ふれあい事業 | 継続 | 幅広い区民の方々が参加できる事業を通じて、区民相互の積極的な交流とふれあいを深める。 | <ul style="list-style-type: none"> 第36回左京区民煎茶会 日時：5月下旬～6月中旬 午前10時～午後3時 左京区民ふれあいまつり2018 日時：7月下旬 午前11時～午後3時 左京区民ふれあいセミナー 日時：8月中旬～下旬 第26回左京区民ふれあいウォーキング 日時：11月23日（金/祝） 午前9時～午後1時 第22回左京区民正月いけ花教室 日時：12月中旬 午後1時30分～3時30分 第28回左京区民作品展 日時：2月上旬～中旬のうち3日間 午前10時～午後5時（最終日のみ午後3時まで） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |
| 8 | 事前登録型本人通知制度の運用 | 継続 | 第三者による住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利・利益の侵害の防止を図るとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事実を知る権利を保障する。 | 制度の内容を記した、ポスターの掲示、チラシの窓口での配布又は配架及びモニタ広告等により、制度の周知に努める。 | 市民窓口課 | 同和問題 1 |
| 9 | 左京こころのふれあいネットワークイベント～こころときめき芸術祭～ | 継続 | こころの病のある人々に対する理解を促し、障害のある人もない人も共に安心して暮らせるまちづくりを目指す。 | より広く一般市民に向け、病気の予防、障害への理解を深めてもらえるよう工夫する。 【実施予定】 ・日時：平成30年10月25日（木）26日（金）（予定） ・場所：左京区役所大会議室（予定） ・内容：舞台発表、合同作品展、作業所祭り等 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------|--------|---|--|----------|-----------|
| 10 | 精神保健事業「精神障害者家族懇談会」 | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 精神障害者を抱える家族の方々が、保健センターに集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。更に勧奨し参加者を増やす。 ・実施回数 8回（予定） | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 11 | 精神保健事業「地域生活安定化支援事業」 | 継続 | 精神に障害のある方を対象に、社会復帰にむけた活動を通じて精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 回復途上にある精神障害者の円滑で無理のない社会復帰を促すため、個別相談指導を行う。 ・実施回数 12回（予定） | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 12 | 左京区要保護児童対策地域協議会 | 継続 | 関係機関の円滑な連携を進め、虐待の早期発見・対応につなげる。 区域内の要保護児童等を網羅的に把握することで、事例の放置、支援漏れを防ぐ。 | 代表者会議 6～7月頃実施予定 実務者会議 6, 9, 12, 3月実施予定 | 子どもはぐくみ室 | 子ども 2 |
| 13 | さきょうほっこりベビーフェスタ（仮称） | 新規 | 妊娠中から地域で子育てを支える人たちとのつながりを持ち、孤立せず安心して子育てできる環境を整える。 | 様々な専門職からアドバイスを受けられる機会とし、具体的な育児不安を解消し、地域での子育てを支える人たちとのつながりを持つきっかけの場を提供する。 また、コンサートを同時に開催し、心身ともに穏やかな時間を過ごしてもらおう。 9月頃実施予定 | 子どもはぐくみ室 | 子ども 6 |

中京区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------------------|--------|--|---|---------------------|-----------|
| 1 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 人権啓発パネル展、人権施設見学会等、区民を対象とした人権啓発事業を市民しんぶん区版に掲載する。 掲載予定：5月15日号、8月15日号、11月15日号 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 子どもふれあい鑑賞会 | 継続 | 子どもたちを楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深める。 | 子どもたちを楽しみながら優しさや思いやりについて理解を深めることを目的として開催する。 開催日：7月下旬 場所：未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 小・中学生による人権啓発ポスター展等の開催（書初め展） | 継続 | 小・中学生に人権の大切について考える機会を提供する。 | 書初展を行う。 開催日：31年1月18日～2月1日 場所：区役所1階区民ホール | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 継続 | 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴える。 | 憲法月間・人権月間を機会に、広く市民に人権の大切さを訴えるための街頭啓発を行う。 5月（二条駅周辺）、12月（未定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 区役所等における人権パネル展の開催 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、パネル展を実施する。 「人権啓発パネル」展 日時：5月14日～5月31日（予定） 場所：区役所1階区民ロビー | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 地域啓発推進協議会による連携充実 | 継続 | 中京区内の行政機関が各種事業の企画・立案会議を開催し、人権文化の構築を目指す。 | 人権文化の構築を目指して、各種事業の企画・立案会議を開催する。 日時：随時 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 人権施設体験講座等の開催 | 改善 | 人権啓発事業の一環として区民相互の人権意識の浸透と高揚を図る。 | 区民相互の人権意識の浸透と高揚を図ることを目的に、人権にかかわる体験教室等を開催し、人権の大切さを考えるを実施する。 日時：9月頃 内容：人権に関わる体験教室等（手話等） （平成30年度は、より多くの方への啓発を目指すため事業内容を変更予定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 8 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談を実施する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |
| 9 | 人権講演会 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 人権月間取組として、「人権問題」をテーマとした講演会又は映画鑑賞会を実施する。 日時：12月中 場所：未定 内容：未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 10 | こころ・愛・ふれあいネットワーク（中京精神保健ネットワーク事業） | 継続 | こころの病気や障害について区民の方々に理解を深めていただき、地域で必要な支援を住民が正しく認識して、こころの病を持つ方が安心して地域で生活できるまちづくりをめざす。 | こころの病気や障害をもっている人が地域の中で安心して自立した生活を送ることができるよう、関係機関が協力して支えあう、市民参加型のネットワーク事業を実施する。 【開催予定】 区内での健康教室（関係機関と調整）、区民の集う場でのパネル展示等 実施予定回数：5回 講師 ネットワーク参画機関等 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 11 | 精神保健事業「精神障害者家族懇談会」 | 継続 | こころの病気や障害のある方の家族を対象に、暮らしの中での精神的ストレスを和らげるとともに、当事者の将来を見据えた学びの機会を通し、こころの健康を維持する。 | 家族に精神障害者を抱える方が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割や将来の生活のあり方等について学ぶ機会を提供する。 実施予定回数：4回 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 12 | 精神保健事業「精神障害者地域生活安定化支援事業」 | 継続 | 支援者との関係づくり及び当事者同士の仲間づくりにより、精神障害者が地域で孤立することを予防し、地域生活の安定を図る。 | 在宅にある精神障害者が保健センター等に集い、ミーティングやスポーツ等センターの活動を行う。 実施予定回数：12回 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

東山区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------|--------|---|--|---------------------|-----------|
| 1 | 地域の人権啓発活動支援 | 継続 | 地域が自ら主体となって実施する人権啓発の取組へ支援を行い、東山区の人権啓発活動の更なる充実を図る。 | 地域の各種団体やNPO等が実施する人権啓発を目的とした事業について、東山区役所、東山区地域啓発推進協議会が支援することで、地域が主体となった人権啓発活動の推進を図る。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 憲法月間人権啓発作品展 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 「区内小・中学生人権作品展」として開催 日程：5月初旬～中旬 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 東山区民ふれあいひろばにおける人権啓発 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 日程：未定 場所：東山開晴館 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 憲法月間啓発のぼりの掲出 | 継続 | 市民に人権擁護思想の普及を図る。 | 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 人権強調月間パネル展 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 人権の大切さについて考えるパネル展示を開催する。 場所：東山区総合庁舎1階展示ホール テーマ、内容は未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 人権関係講演会 | 継続 | 講演会等を開催し、市民に人権について考えてもらう機会を作る。 | 人権に係る講演会等の開催 日時：8月頃を予定 場所：未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 人権月間映画の集い | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 人権問題をテーマにした映画を上映する。 日 時：12月中旬 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 8 | 人権月間啓発 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 9 | 人権月間啓発のぼりの掲出 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 市民に人権擁護思想の普及を図るために実施する。 掲示場所：東山区総合庁舎 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 10 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 憲法月間、人権月間等に実施される関連事業をはじめ、人権啓発事業等を広く区民に周知し、参加を呼び掛けるとともに、人権啓発記事を掲載することで、区民の人権尊重の意識高揚を図る。 掲載予定号：4月15日号、7月15日号、11月15日号 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 11 | 東山区こころのふれあいネットワーク | 継続 | こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 | こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりを目指す。 ・七夕まつり（こころのふれあい交流サロン「ふらっとすべす」共催 7月） ・東山こころのふれあい卓球交流会 9月 ・東山こころのふれあい作品展 11月 ・こころのふれあいネットワーク講演会 11月 ・クリスマスイベント（こころのふれあい交流サロン「ふらっとすべす」共催 12月） ・こころのふれあいネットワーク総会 3月 ・実務者会議 4回/年 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 12 | 精神障害者家族懇談会 | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 精神に障害のある方を抱える家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、障害者を地域で支える方法について考え、精神に障害のある方及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。 ・内容：精神障害者を抱える家族の交流会及び学習会 ・日程：5月、8月、10月 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

山科区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------------|--------|--|--|---------------------|-----------|
| 1 | 市民しんぶん山科区版への人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 10/15号 12月の人権月間の取組として関連記事を掲載 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 山科区HPへ情報を掲載 | 継続 | 広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 12月の人権月間の取組として関連事業を掲載 10/15掲載 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 「人権啓発リーダー研修会」の実施 | 継続 | 地域の各種団体役員を対象に、人権に対する幅広い知識を習得してもらうとともに、地域等における人権啓発の面で、リーダーとしての役割を果たしてもらえることを目的として実施する。 | 「人権啓発リーダー研修会」 日 時：5月18日（金）（予定） 場 所：区役所大会議室 参加予定者：各種団体役員他50人程度 内 容：講演会 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 「山科区人権のつどい」の開催 | 継続 | 一般区民を対象に、わかりやすい内容で様々な人権問題について、講演会や啓発映画を上映し、理解を深めてもらう。 | 「山科区人権のつどい」 日時：12月9日（日）（予定） 場所：京都市東部文化会館 内容：講演会やバリアフリー上映の映画（予定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 街頭啓発の実施 | 継続 | 広く市民に人権の大切さを訴える。 | 基本的な人権を侵害する様々な人権問題の解決を目指し、区内で街頭啓発を実施する。 日 時：5月18日（金）、12月9日（日） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 「人権啓発ポスター展」の開催 | 継続 | 作品を出展してもらうことにより、出展者、鑑賞者それぞれに人権に対する理解と認識を深めてもらう。 | 区内の中学生から人権問題に関わるポスターを募集し、展示する。 「人権啓発ポスター展」 日時：12月上旬～12月下旬（予定） 場所：アートロードなぎつじ | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 区民まつりでの人権コーナーの設置 | 継続 | 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 | 多数の区民が集まる区民まつりにコーナーを設け、人権啓発パネルを展示する。 区民まつり開催 日時：11月23日（祝・金）（予定） 場所：山科中央公園 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 8 | 山科こころのふれあいネットワーク（山科こころの健康を考える会） | 継続 | こころの病を持つ人について理解を深め地域住民との交流を図り、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各種地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援して、ともに安心して暮らせるまちづくりを目指す。 | 精神障害に対する正しい知識の普及や理解、こころの健康づくりに関する啓発を通じて、積極的に支援を行う。 ・山科こころのふれあい夏まつり 年1回 日時：7月下旬（予定） 会場：山科アスニー 内容：普及啓発のためのイベント・就労（B）事業所の販売等 ・紙芝居を活用した地域への啓発活動 年5回程度 ・精神保健福祉シンポジウム 2月実施予定 内容、会場については未定 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 9 | 精神保健事業（精神障害者地域生活安定化支援事業） | 継続 | 地域から孤立しがちな精神障害のある方が、個別相談や当事者同士のつながりをもつことで、地域生活の安定をはかる。 | 当事者同士のつながりを、プログラムを通して他者との交流ができるよう、コミュニケーションの場をもち、レクリエーションや運動に取り組む。 月1回程度実施（年11回） | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 10 | 精神保健事業（精神障害者家族懇談会） | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 精神障害者を抱える家族の方々が集い、病気についての知識や再発防止、家族の役割等について学習する。 ・実施回数 年4回程度 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

下京区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|------------------------|--------|--|---|---------------------|------------|
| 1 | 庁舎内TVモニター広報への人権啓発記事の掲載 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 庁舎内TVモニター広報において、憲法月間と人権月間などの取組を掲載し、広く区民の参加を呼びかける。 【掲載予定時期】4月、11月 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 下京区ホームページへの人権啓発記事の掲載 | 継続 | 広く区民が閲覧できるホームページに人権に関する情報を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 人権に関する情報を広く区民に伝えるため、誰にとってもわかりやすく、親しみを持てるホームページの制作を目指す。 【掲載予定時期】4月、11月 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 人権問題を身近に感じられる紙面の制作を目指す。 【掲載予定号】4月15日号、11月15日号 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 区役所等における人権パネル展の開催 | 継続 | パネル展を通じて、人権について身近に考え関心を高める機会を提供する。 | 昨年度の実績を踏まえ、人権についてより身近に考えてもらうため、憲法月間及び人権月間に、親しみやすい人権に関する啓発パネルを展示する。 人権啓発パネルを展示 日 時：5月1日～11日、12月3日～14日 来庁者：約10,000人 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 地域ぐるみによる街頭啓発 | 継続 | 憲法月間や人権月間において、人権関連の啓発物品を区役所窓口の他、区民が集まる講演会やふれあい事業等の場で配付し、区内の人権意識の高揚を図る。 | 憲法月間や人権月間において、人権に関する啓発物品を講演会場や区役所窓口で配布し、区民に対する啓発を行う。また、下京区ふれ愛ひろば会場にて、来場者に啓発物品を配布し、広く啓発を行う。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 憲法月間事業の開催 | 継続 | 憲法月間において、区民や事業者等を対象に人権をテーマとした講演会や映画上映会を開催し、人権への関心を高める。 | より多くの区民の方の関心を高めるようなテーマを設定し、開催する。 映画上映会「人権を考えるつどい」（仮） 内 容：未定 講 師：未定 日 時：5月下旬 場 所：未定 参加者：250名（予定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 区民ふれあい事業の開催 | 継続 | 区民が多数集うふれあい事業の機会を捉え、啓発ブースなどでの人権関連物品の配付を通じて区民の人権への関心を高める。 | 区民相互の交流とふれあいを深めることを目的に開催する「下京区ふれ愛ひろば」において、人権啓発ブースを出展する等、区民の人権意識の向上を目的に啓発活動を実施する。 内 容：人権啓発コーナーでの「人権啓発パネル展」、各種啓発物品の配布 日 時：11月11日（日）（予定） 場 所：梅小路公園（予定） 運 営：京都人権擁護委員協議会（予定） 参加者：約1万人（予定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |
| 8 | 人権月間事業 | 継続 | 人権月間において、区民や事業者等を対象に人権をテーマとした講演会や映画上映会を開催し、人権への関心を高める。 | 昨年度の実績を踏まえ、より多くの区民の方に関心を高めるようなテーマを設定し、開催する。 人権講演会 内 容：未定 日 時：12月上旬（詳細未定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 9 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 区民ふれあい相談コーナーの弁護士等の相談において、人権にも配慮した相談対応等を通じて、人権意識を高めていく。 | 昨年度の実績を踏まえ、区民の方が相談しやすいよう考えて実施を継続する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------|--------|---|--|---------|-----------|
| 10 | 下京こころのふれあいネットワーク事業 | 継続 | 地域と保健医療福祉関係団体、関係行政機関等が協力し、こころの病について、正しい知識と認識を深めるための啓発活動等を通じこころの病がある人への理解を深め、障害のある人もない人も互いに尊重し助け合うまちづくりを目指す。 | <p>昨年度の実績を踏まえ、こころの病や障害について理解を深め、こころの健康への区民の関心を高めるとともに、地域で生活する精神に障害のある区民への支援について関心を高められるようネットワーク参画団体と協力しながら活動を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会（年1回） ・地域懇談会（年1回） ・学区に出向いて、精神保健福祉に係る普及啓発・事業所見学・意見交流等 ・パネル・作品展 <p>ネットワークに参画している医療関係機関、福祉施設・就労支援施設、保健センター、社会福祉協議会などの活動紹介や作品、写真の展示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク通信の発行 ・ネットワーク活動の紹介 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 11 | 精神保健福祉事業 ＜家族懇談会＞ | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | <p>精神に障害のある方の家族が、病気についての知識や家族の役割について理解を深め、精神に障害のある方及びその家族の自立を図ることを目的として、家族の交流会を実施する。</p> <p>【家族懇談会】 年3回開催予定 場所：保健センター多目的ホール他</p> | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

南区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------------|--------|---|---|---------------------|------------|
| 1 | 心のふれあい みんなの広場・講演会 | 継続 | 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。 | 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため、市民を対象とした講演会を推進する。 【予定】 日 時：12月中 場 所：龍谷大学響都ホール校友会館 講 師：未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 人権映画鑑賞会 | 継続 | 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図る。 | 人権文化の構築を目指して人権擁護の普及高揚を図るため市民を対象とした映画鑑賞会を推進する。 【予定】 日 時：8月中 場 所：龍谷大学響都ホール校友会館 上映作品：未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 区役所における人権パネル展の開催 | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 広く区民に人権の大切さについての意識を高めてもらう機会として、パネル展を実施する。 ・「人権啓発パネル」展 日 時：5月中 場 所：ヘルスピア21 1階ホール前 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 区民のふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |
| 5 | 区民ふれあい事業の開設 | 継続 | 区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体づくりと地域の活性化を図る。 | 「人とまち、交流とふれあいでまちづくりを！」をスローガンに、区民のまち（区）に対する愛着意識の高揚を図るとともに、区民相互の交流とふれあいを深め、健康な体づくりと地域の活性化を図ることを目的に、南区民ふれあいまつりを開催する。 【予定】 日 時：11月中 場 所：東寺境内 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |
| 6 | 「区民ぐるみ組織」への支援策の検討及び実施 | 継続 | 区民が自ら計画等を決定することで、より身近な人権啓発事業に着手でき、区民の人権意識高揚に繋げる。 | 区内の各学区、各種団体の代表による「南区人権文化推進会議」が、年2回の会議で啓発事業計画等を決定。区役所は事務局として会議や事業の運営を支援する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載（人権に関する啓発活動） | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 人権文化を構築することを目的として、市民しんぶんの区版に憲法月間・人権強調月間・人権月間での啓発記事及び人権講演会等の事前告知記事を掲載する。 【予定】 7月15日号 「人権映画鑑賞会」開催周知 11月15日号 「人権講演会」「街頭啓発」 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 8 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 継続 | 広く市民に人権の大切さを訴える。 | 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会により、人権啓発物品での啓発活動を行う。 【予定】 ○街頭啓発（5月、12月） 人権文化推進会議委員及び地域啓発推進協議会により、人権啓発物品を配布する。 ○人権啓発旗の掲揚（5月、8月、12月） 人権文化推進会議委員自宅周辺及び地域啓発推進協議会事業所周辺に、啓発標語の旗を掲揚する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 9 | 南区こころのふれあいネットワーク | 継続 | こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 | 精神障害に対する正しい知識の普及、こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発、ボランティアの育成並びに精神障害者に対する支援活動を行う。 【予定】 ・総会 ・つどい ・精神保健福祉ボランティア講座 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

| 番号 | 事業名 | 新規・ 継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------|------------|--|--|---------|-----------|
| 10 | 精神保健事業[家族懇談会] | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、病気についての知識や家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及びその家族の自立を図る。 | 保健福祉センターにおける精神保健福祉に関する事業の一環として、精神障害者の家族に対し相談指導等を積極的に推進し、疾病の知識と理解を深めるために系統立てた学習と交流の場を提供する。 【予定】年4回程度実施 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

右京区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------|--------|---|---|---------------------|-----------|
| 1 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 引き続き、市民しんぶん区版（区HP）で憲法月間や人権月間の関連事業の募集や周知を行うことにより、区民に人権問題についての意識を高めてもらう。 | 地域力推進室 企画担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 憲法月間、人権強調月間、人権月間人権啓発 | 継続 | 現代社会が抱える様々な人権問題について、広く親しみやすい映像の公開を通じて人権意識の底上げを行う。また、今年度実施する右京人権啓発事業「はーとふるシアター」の取組みを周知し、人権意識を高揚する機会とする。 | 「はーとふるシアター」において制作した映像作品を公開し、併せてアンケートを実施することにより、人権問題への意識を高めるとともに、「はーとふるシアター」の普及を図る。 日 時：平成30年5月、8月、12月 場 所：サンサ右京1階区民ロビー | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 「はーとふるシアター」の実施 | 継続 | 映画産業のまち「右京区」ならではの人権啓発事業として、区民が主体となった広く親しみやすい映像制作により、人権意識の高揚を図る。また制作作品を収録したDVDの学校等への配布や、きょうと動画情報館を通じたインターネットでの公開を行い、区民一人一人が人権問題を再考するきっかけとすることを目的として実施する。 | 公募型プロポーサル方式により、学生やNPOなど幅広い団体から受託候補者を選定し、「区民による区民のための人権啓発教材作り」をコンセプトにしたコンテンツ制作を実施。 募集時期：平成30年4月上旬～5月中旬（予定） コンテンツ公開時期：平成31年3月中旬（予定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 小学生・中学生による人権ポスター展 | 継続 | 各月間に併せて、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただく。 | 8月の人権強調月間に併せて、右京区内の小学生・中学生に人権啓発ポスターを制作してもらい、多くの区民の方に広く「人権の尊重」について理解していただくことを目的に、「小学生・中学生による人権ポスター展」を実施する。 日 時：平成30年9月上旬 場 所：サンサ右京1階区民ロビー 内 容：右京区内の小学生・中学生の描いた人権啓発ポスター約200枚を展示する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 区民ふれあい事業の開催 | 継続 | 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 | 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図ることを目的に実施する。 内 容：右京区民ふれあいフェスティバル2018 日 時：平成30年10月27日（予定） 場 所：太秦安井公園、右京ふれあい文化会館（予定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |
| 6 | 右京こころのふれあいネットワーク | 継続 | こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が積極的に支援し、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 | 昨年度の実績を踏まえ、障害のある人と、多くの区民との交流を通じて、精神障害について学び、互いに支えあえる地域づくりについて考えていく。 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 7 | 精神保健事業【家族懇談会】 | 継続 | 精神に障害のある方のご家族等を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 精神障害者の社会復帰に資するよう、患者家族や地域住民が病気に関する知識や家族・地域住民の果たす役割について理解を深めていただける場を提供する。 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

西京区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------------|--------|--|---|---------------------|------------|
| 1 | 市民しんぶん区版への人権啓発記事掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 5月の憲法月間及び12月の人権月間における取組の告知や啓発記事の掲載を行うことにより、区民の人権意識の高揚を図る。 ・4月号 「憲法月間映画のつどい」の事業告知 ・11月号 人権に関する映画上映会、小・中学生による人権をテーマとした作品展の開催告知 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 西京区民映画のつどいの開催 | 継続 | 区民に人権を尊重することの大切さについて理解と認識を深めてもらい、一人一人が個人として尊重される、人権文化の息づくまちづくりを推進する。 また、だれもが尊重されるまちづくりの推進を図るため、映画のバリアフリー上映を行うことで、健常者に対してバリアフリー上映や障害のある方への理解を深めていただくとともに、障害のある方に鑑賞の機会を持っていただく。 | 広く区民を対象として映画上映会を開催する。また、参加者には啓発物品を配布する。 人権月間「西京区民映画のつどい」 日 時：平成30年12月15日（土）（予定） 場 所：西文化会館ウエスティ ※上映映画は未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 小・中学生による人権啓発作品展の開催（絵画・書道展） | 継続 | 小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、それらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。 | 人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、小・中学生に人権の大切さを学習させるとともに、作品を展示することにより、広く区民に人権の尊さについて訴えかける。 小・中学生合同作品展 日 時：平成30年12月3日（月）～12月14日（金）（予定） 場 所：西京区役所1階ロビー | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 | 人権尊重の考え方が日常生活の中で根付いていくための取組の一つとして、各種相談事業を実施する。 法律相談 毎週水曜日 行政相談 毎月第1木曜日 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |
| 5 | 区民ふれあい事業の開催 | 継続 | 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 | 子どもから高齢者まで多くの区民が相互にふれあい、交流を深めることを目的として、充実した内容のふれあいまつりを開催する。 西京区民ふれあいまつり 日 時：平成30年11月17日（土）（予定） 場 所：西文化会館ウエスティ | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |
| 6 | 地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施 | 継続 | 区内の自治連合会及び各種団体役員の方々に呼びかけ、人権に関する身近な問題、新聞掲載記事等を題材とした研修を受けてもらうことにより、人権意識の高揚を図る。 | 憲法月間（洛西支所実施事業）及び人権月間における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。 ○憲法月間 「西京区民映画のつどい」（洛西支所実施事業） 日 時 平成30年5月26日（土）（予定） 場 所 ホテル京都エミナス 明治アニバーサリーホール 内 容 上映映画は未定（バリアフリー上映） ※憲法月間「西京区民映画のつどい」に併せて、人権啓発パネル展を開催予定。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズを配布予定。 ○人権月間 「西京区民映画のつどい」 日 時 平成30年12月15日（土）（予定） 場 所 西文化会館ウエスティ 内 容 上映映画は未定（バリアフリー上映） ※人権月間「西京区民映画のつどい」に併せて、啓発グッズの配布及び人権啓発パネル展を同時開催予定。 また、まちづくり推進担当窓口においても啓発グッズ配布予定。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---|--------|--|--|---------|-----------|
| 7 | こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク事業） | 継続 | こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が協力し、こころの病のある人について理解を深め、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 | こころの病や障害について、知識と理解を深めるとともに、こころの健康について身近な問題として関心を高められるよう、啓発事業を実施する。また、既存の事業に参画する。 また、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化のため、定期的に参画団体の会議を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 講演会（年1回）9月実施予定 関係団体会議（年8回） 通信の発行（年1回） 区民ふれあいまつり、健康ひろばブース出展 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 8 | 精神障害者家族懇談会 | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間を持ち、交流を深める。 ○年3回実施予定 ○交流会、学習会、イベントへの参加等 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

西京区洛西支所

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|------------------------------------|--------|--|---|--------------------|------------|
| 1 | 西京区民映画のつどいの開催 | 継続 | 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。 | 市民に憲法と人権の尊重を訴えるため、バリアフリーの映画上映会を開催し、市民と共に人権について考えていく。 ○憲法月間「西京区民映画のつどい」（予定） 上映前にバリアフリー上映方式の趣旨説明と体験を行い、参加者への意識付けを行う。 日 時：5月26日（土）13：30～16：00（開場13：00） 場 所：ホテル京都エミナス 明治アニバーサリーホール 内 容：映画「未定」バリアフリー上映 参加者：約400名（予定） ※人権啓発パネル展示会、福祉・障害者施設の活動紹介を同時開催。 | 地域推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 | 今後も人権尊重の考え方がさらに日常に根付くための取組として、各種相談事業を継続実施する。 | 地域推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |
| 3 | 区民ふれあい事業の開催 | 継続 | 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 | 子どもから高齢者まで区民が相互のふれあいを図り、より一層の交流を深めることを目的として実施する（健康、福祉、環境美化、防災等の多様なコーナーを設け、区民が楽しみながら交流を深めるとともに、様々な情報を入手できる場とする）。 | 地域推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |
| 4 | 洛西ケーブルビジョンでのスポットの放映（憲法月間RCV市民啓発番組） | 継続 | 憲法月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、人権尊重の気運の高揚を図る。 | 憲法月間のポスターを背景に、人権尊重のナレーションを放映し、人権尊重の気運の高揚を図る。 ○憲法月間（予定） 内 容：1日6回、毎回30秒、人権ほっとフォト入賞作品を背景に人権尊重のナレーション放映 放送日：5月1日～5月31日 対 象：洛西ニュータウン及び周辺住民等 | 地域推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 地域役員研修及び各学区・地域における啓発活動の実施 | 継続 | 人権問題は日常生活を営む地域社会で起こる問題であることを提案し、日々の暮らしの中で人権について考え、行動するきっかけづくりの場を提供する。 | 憲法月間及び人権月間（西京区役所実施事業）における「西京区民映画のつどい」への参加を通じて、地域役員の人権意識の一層の向上を図る。また、各学区・地域に啓発物品を配布し、各学区の実情に応じた自主的な啓発活動を進めてもらう。 ○憲法月間啓発 日 時：5月26日（土）（予定）（再掲） 場 所：ホテル京都エミナス ※憲法月間「西京区民映画のつどい」に併せ、人権啓発パネル展、福祉・障害者の施設活動紹介を開催 ○人権月間啓発（予定）※西京区役所実施事業 日 時：12月15日（土） 場 所：京都市西文化会館ウエスティ ※人権月間「西京区民映画のつどい」に併せ、人権啓発パネル展を同時開催する予定 | 地域推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 小・中学生による人権啓発作品展の開催（絵画・書道展） | 継続 | 小・中学生に、人権をテーマとした絵画等の作成を通じて、人権の大切さを浸透させるとともに、これらの作品を展示することにより、区民に広く人権の尊さを訴える。 | 小・中学生による人権をテーマとした作品展（予定） 展示日：12月3日（月）～12月14日（金）（小・中学生合同） 場 所：洛西支所1階ロビー 出展作品：絵画及び習字 | 地域推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 精神障害者家族懇談会 | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 精神障害のある方の家族が、病気についての知識や社会資源の活用、家族の役割について理解を深めることにより、精神障害のある方及び家族の自立を図ることを目的とする。また、当事者や他の家族との共有の時間をもち、交流を深める。 ○年3回実施予定 ○交流会、学習会、イベントへの参加等 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

| 番号 | 事業名 | 新規・ 継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---|------------|--|--|---------|-----------|
| 8 | こころの病のある人が地域で安心して暮らせるようにする会（精神保健福祉ネットワーク） | 継続 | こころの病のある人について、理解を深め、保健医療福祉関係団体、関係行政機関、各地域団体、地域住民等関係者が協力し、こころの病のある人について理解を深め、障害のある人もない人も安心して生活できるまちづくりをめざす。 | こころの病や障害について、知識と理解を深めるとともに、こころの健康について身近な問題として関心を高められるよう、啓発事業を実施する。また、既存の事業に参画する。 また、当事者及び家族と区内の関係機関、団体等の連携を深め、ネットワーク機能の強化のため、定期的に参画団体の会議を実施する。 ・講演会（年1回）9月実施予定 ・関係団体会議（年8回） ・通信の発行（年1回） ・区民ふれあいまつり、健康ひろばブース出展 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

伏見区

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---|--------|---|---|---------------------|------------|
| 1 | 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページへの人権啓発記事の掲載 | 継続 | 市民しんぶん区版に人権啓発記事を掲載することで、区民の人権意識の高揚を図る。 | 市民しんぶん伏見区版「きらり伏見」及び伏見区ホームページにおいて、憲法月間及び人権月間に併せて行われる各種事業や区内で開催される人権関連事業への区民の参加を促すため、事前広報を行う。さらに、人権関連事業への区民の意識向上を目指し、人権啓発特集記事を掲載する。 【予定】 4月15日号：憲法月間関連事業 5月15日号：「人権啓発講座」の告知 6月15日号：「ふしみ人権の集い学習会」の事前告知 11月15日号：人権月間関連特集 1月15日号：「ふしみ人権の集い」の事前告知 | 地域力推進室 総務・防災担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 伏見区人権月間事業 | 継続 | 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深める。 | 人権を尊重する考えが根付いた人権文化の構築に向けて、人権問題への区民の関心を高め、理解を深める機会として、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。 ふしみ人権の集い第2回学習会 人権を考える講演会<内容未定> | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | ふしみ人権の集い | 継続 | 幅広い区民の方に人権について身近に考えてもらう機会を提供する。 | 伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し、「人権文化のまちをひとりひとりの心から」をテーマに地域ぐるみの啓発活動として、様々な人権をテーマにした講演会を実施するなど、学習と交流の機会を提供する。 【予定】 第1回学習会 <未定> 第2回学習会 <未定> 第24回ふしみ人権の集い <未定> | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 小中学生による人権啓発絵画ポスター展及び人権啓発絵画ポスター・標語展の開催 | 継続 | 製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。 | 行動計画が目指す人権文化の息づくまちづくりのための取組の一環として、12月の人権月間をはじめとした様々な機会に区内の児童・生徒が製作した絵画により「人権啓発絵画展」及び「人権啓発絵画ポスター・標語展」を実施する。製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供することを目的としている。 【人権月間 人権啓発絵画ポスター展、人権啓発絵画ポスター・標語展】 【第24回ふしみ人権の集い 人権啓発絵画ポスター展】 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | ふしみ人権の集い実行委員会ニュースの発行 | 継続 | ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため。 | ふしみ人権の集い実行委員会が実施する学習会等の取組を広報するため、広報機関誌「いーくある」を発行（VOL.57～59を発行予定） | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活がより良いものとなることを目的とする。 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |
| 7 | 区民ふれあい事業の開催 | 継続 | 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 | 多くの区民の協力と参加により、人と人との交流を育むため、伏見区におけるふれあいプラザを開催する。 【予定】伏見ふれあいプラザ2018 日時：9月2日 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |
| 8 | 伏見区人権啓発推進協議会人権啓発講座 | 継続 | 区内企業・団体を中心とした「伏見区人権啓発推進協議会」の研修会を開催することで、人権意識の普及・高揚を図る。 | 人権啓発講座を実施し、企業等への参加を促して区民、企業・団体、行政一体となった取組を進める。 <内容日時未定> | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 9 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 継続 | 広く市民に人権の大切さを訴える。 | 憲法月間、人権月間及び「ふしみ人権の集い」の広報のため、伏見区人権啓発推進協議会、行政や地域住民が往来の多い駅前などで啓発物品を配布する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-----------------------------------|--------|---|---|---------------------|-----------|
| 10 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置 | 継続 | 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育む。 | 伏見区におけるふれあいプラザにおいて人権啓発ブースを設け、来場者到人権の大切さを訴える。 【予定】伏見ふれあいプラザ2018 日時：9月2日 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 11 | 区役所等における人権パネル展の開催 | 継続 | 来庁者に対して人権問題について考える機会と話題を提供する。 | 「人権啓発パネル展」 実施：5月 場所：伏見区総合庁舎ロビー | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 12 | 伏見区こころのネットワーク事業(伏見区こころの健康推進実行委員会) | 継続 | 区内の精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 | 「こころのネットワーク事業」として地域住民の精神に障害のある方への正しい理解と認識を深め、身近な問題として考えてもらうために、啓発事業を実施する。 ・地域懇話会、学習会等：精神保健福祉への理解を深める普及啓発事業をより充実させるために、本所・深草支所・醍醐支所各々で実施。 時期・会場・内容は未定。 ・その他:各地域において、作品展などを通して精神障害者の活動を理解してもらう機会づくりを行う形式・時期・会場は未定。 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 13 | 家族懇談会 | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持することを目的としている。 | 精神に障害のある方の家族が集まり、病気についての正しい知識を学び家族の役割について理解するとともに、他の家族との交流を図る場として懇談会や学習会を開催する。 【内容】 時期：未定 会場：保健福祉センターほか 内容：家族会の懇談、学習ほか | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

伏見区深草支所

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--------------------------------------|--------|--|---|---------------------|------------|
| 1 | 区役所等における人権パネル展の開催 (市民啓発活動の取組) | 継続 | 広く市民に人権の大切さを訴える。 | 憲法月間を契機に市・区民の人権意識向上を図るため、コミュニティホールに人権パネルを展示する。 5月1日(火)～5月31日(木) 人権に関する人権啓発パネルを展示する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 継続 | 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。 | 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図るため、憲法月間と人権月間に深草支所管内にて街頭啓発を実施する。 ・憲法月間 5月上旬 ・人権月間 12月上旬 実施場所未定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 区民ふれあい事業の開催 | 継続 | 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 | 多くの区民の参加と協力による多彩な催しで、人と人との交流を育む。 第28回深草ふれあいプラザ 日 時：10月21日(日)開催予定 場 所：藤森神社及び藤の森児童公園 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |
| 4 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーの設置 | 継続 | 多くの区民の参加と協力により、区民相互の交流を育む。 | 深草ふれあいプラザに人権啓発コーナーを設けパネルを展示し、人権の大切さを訴える。 第28回深草ふれあいプラザ 日 時：10月21日(日)開催予定 場 所：藤森神社及び藤の森児童公園 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 伏見区人権月間事業(人権を考える講演会～ふしみ人権の集い第2回学習会～) | 継続 | 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が人権問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 | 伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて、事業を実施する。深草支所では、伏見区人権啓発推進協議会、各種団体、学校、行政等により構成された「ふしみ人権の集い実行委員会」が企画運営し講演会を実施する。 ふしみ人権の集い第2回学習会 実施予定日 12月上旬 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 小・中学生の絵画、ポスター展 | 継続 | 製作する児童・生徒や保護者、鑑賞する人々がそれぞれ絵画を通じて、人権問題について考える機会と話題を提供する。 | 児童・生徒の人権教育及び作品展の開催による市・区民の人権意識の普及、高揚を図る。 12月3日(月)～21日(金) コミュニティホールにて開催予定 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 | 人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、窓口や電話での各種相談事業を実施する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |
| 8 | 精神保健事業 (精神障害者家族懇談会) | 継続 | 精神に障害がある方の家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 精神障害を抱える家族が集まり、相互理解を深める。 内容：講話・意見交流・情報交換など 日時：未定 場所：未定 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |
| 9 | 精神保健事業 (地域懇話会) | 継続 | 精神に障害のある方の人権を守り、自立と社会参加の促進の援助を拡大するとともに、精神に障害のある方への正しい理解と認識を深めるために、啓発事業を実施する。 | 伏見区こころの健康推進実行委員会(伏見区内の各種団体並びに行政等が委員会を構成)主催による、精神保健福祉に関する地域懇話会を実施。 時期・会場・内容は未定。 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

伏見区醍醐支所

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-----------------|--------|---|---|---------------------|------------|
| 1 | 伏見区人権月間事業 | 継続 | 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 | <p>人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、また理解を深める機会になるよう、伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。</p> <p>人権を考える講演会 日時：12月9日（予定） 場所：京都市醍醐交流会館 内容：未定</p> <p>人権月間街頭啓発 日時：12月6日（予定） 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内容：「人権を考える講演会」や「ふしみ人権の集い」などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発ビラと啓発物品を配布する。</p> <p>人権啓発絵画・ポスター展 日時：12月（予定） 場所：醍醐支所2階ロビー、管内金融機関 出展数：60点（予定） 内容：醍醐管内の小・中学生が描いた人権啓発絵画・ポスターを展示する。</p> | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 伏見区憲法月間事業 | 継続 | 人権文化の息づく地域社会づくりの機運を育む取組の一つとして、区民が問題への関心を高め、理解を深める機会を提供する。 | <p>伏見区役所、深草支所、醍醐支所それぞれにおいて事業を実施する。</p> <p>憲法月間街頭啓発 日時：5月16日（予定） 午後2時30分～ 医仁会武田総合病院前 午後3時30分～ 上記以外の3箇所 場所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内容：人権啓発パネル展・人権啓発書道展・伏見区人権啓発講座などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発物品を配布する。</p> <p>人権啓発書道展 日時：5月1日～31日 場所：醍醐支所2階ロビー 出展数：100点 内容：醍醐管内の小中学生による、人権をテーマとした書道展を実施する。</p> <p>伏見区人権啓発推進協議会 人権啓発講座 予定 日時：5月（未定） 場所：伏見区総合庁舎 講師：未定 テーマ：未定 備考：伏見区の事業として実施</p> | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 区民ふれあい相談コーナーの開設 | 継続 | 弁護士等による相談を機に、人権尊重の考え方が日常生活に根付き、区民の生活の向上を図る。 | <p>人権尊重の考え方が日常生活に根付いていくための取組として、各種相談事業を実施している。</p> <p>【内容】 窓口や電話での相談を常時受付 法律相談：毎週水曜日</p> | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 相談・救済 1 |
| 4 | 区民ふれあい事業等の開催 | 継続 | 地域社会を構成する様々な人たちの参加・協力のもと、区民相互のふれあいや、区民の自治意識の高揚、地域の活性化を図る。 | <p>多くの区民の参加と協力により、人と人、世代間の交流とふれあいを深める。</p> <p>第28回醍醐ふれあいプラザ 日時：9月16日（予定） 午前10時～午後2時 場所：折戸公園 内容：未定</p> <p>福祉のまち醍醐・交流大会 日時：1月26日（予定） 午前10時15分～午後3時40分 場所：京都市醍醐交流会館 内容：未定</p> | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 複数課題 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------|--------|--|---|---------------------|------------|
| 5 | 区民ふれあいまつり等における人権コーナーなどの設置 | 継続 | 多くの区民の協力と参加により、区民相互の交流を育むことを目的とする。 | 会場内を訪れる多くの地域住民に対して、人権擁護思想の普及・交流を図る。 第28回醍醐ふれあいプラザ福祉のまち醍醐・交流大会 内容：人権啓発コーナーを設け、人権啓発パネルを展示して、啓発物品を配布する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 地域ぐるみによる街頭啓発の実施 | 継続 | 地域各種団体を中心に人権意識の普及と各事業の周知及び参加者の拡大を図る。 | 憲法月間及び人権月間の取組として実施し、啓発チラシと啓発物品を街頭で配布することで、人権擁護思想の普及、高揚を図る。 憲法月間街頭啓発 日 時：5月16日（予定） 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前）、午後3時30分～（上記以外3箇所） 場 所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：人権啓発パネル展・人権啓発書道展・伏見区人権啓発講座などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発物品を配布する。 人権月間街頭啓発 日 時：12月6日（予定） 午後2時30分～（医仁会武田総合病院前）、午後3時30分～（上記以外3箇所） 場 所：医仁会武田総合病院前、バセオ・ダイゴロー、MOMOテラス、マツヤスーパー醍醐店前 内 容：「人権を考える講演会」や「ふしみ人権の集い」などを広報するため、地域住民の往来が多い商業施設などで啓発ピラと啓発物品を配布する。 | 地域力推進室 まちづくり推進担当 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 精神保健事業 【精神障害者家族懇談会】 | 継続 | 精神に障害のある方のご家族を対象に、日々の暮らしの中での精神的ストレスを和らげ、こころの健康を維持する。 | 精神障害者を抱える家族を対象に実施する。家族が、精神障害者を理解し、支えていくための学習や情報提供を行う。また家族同士が、お互いの思いを共有するための交流の機会を設ける。 2回開催予定 内 容：医師等による学習会、交流、社会復帰相談指導事業と合同講座 | 障害保健福祉課 | 障害者 3 |

市会事務局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------------|--------|--|--|-----|-----------|
| 1 | 本会議傍聴及び委員会モニター視聴に係るバリアフリー化 | 継続 | 誰もが傍聴・視聴できるような環境を整える。 | 手話通訳の事前申請，介助犬等の同伴があれば受付対応し，誰もが利用しやすいように努める。 | 総務課 | 障害者 8 |
| 2 | 職員研修 | 継続 | 職員の人権問題に対する理解と認識をより一層深め，人権意識の高揚を図る。 | 人権に関する様々な課題に対する認識及び課題解消に向けた内容の研修を実施する。 | 総務課 | 推進・研修 2 |
| 3 | 点字請願，陳情の受付 | 継続 | 全ての市民に利用してもらえるような市会制度を整える。 | 点字による請願，陳情の受付を行う。 | 議事課 | 障害者 12 |
| 4 | 市会だよりの点字版，拡大版，音声版の発行 | 継続 | 全ての市民に開かれた市会の推進に向け，視覚に障害のある方にも市会に関する情報を提供する。 | 読みやすい市会だよりの発行に努める。 | 調査課 | 障害者 12 |
| 5 | インターネットによる情報発信 | 継続 | 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 | ウェブアクセシビリティへの更なる対応と迅速な更新に努める。 | 調査課 | 複数課題 1 |
| 6 | リーフレット「私たちの市会」の外国語版の作成 | 継続 | 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 | 外国人の方等へ外国語版リーフレットの提供を行う。 | 調査課 | 多文化 1 |
| 7 | インターネット議会中継における手話通訳の実施 | 継続 | 全ての市民に開かれた市会の推進を図る。 | 聴覚障害のある方が自宅等でもインターネットを活用して議会中継（本会議及び予算・決算特別委員会市長総括質疑）を見られる機会を提供する。 | 調査課 | 障害者 8 |

選挙管理委員会事務局

| 番号 | 事業名 | 新規・ 継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-------------|------------|------------------------------|--|------------|-----------|
| 1 | 投票しやすい環境の整備 | 継続 | 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりを図る。 | 投票所の施設改善など誰もが投票しやすい環境づくりに努める。また、障害のある方及び重度の在宅療養者等が選挙権の行使を容易にできるよう、指定都市選挙管理委員会連合会を通じて国に対する法改正の要望を行っていく。 | 選挙管理委員会事務局 | 複数課題 1 |

監査事務局

| 番号 | 事業名 | 新規・ 継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|------|------------|--------------------------------|--|-------|------------|
| 1 | 職員研修 | 継続 | 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 | 講義のみではなく、DVD教材の視聴や職員同士のディスカッションを中心とした内容で研修を実施する。また、研修テーマについても未実施の分野や職員の関心の高いものを選び、幅広い知識を身に付ける。 | 監査事務局 | 推進・研修 2 |

人事委員会事務局

| 番号 | 事業名 | 新規・ 継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-----------------------------|------------|---|-----------------------------|----------|-----------|
| 1 | 身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 | 継続 | 身体に障害のある方へ就職の機会を提供し、全ての人にとって暮らしやすい社会の実現を図る。 | 身体に障害のある方を対象とした京都市職員採用試験の実施 | 人事委員会事務局 | 障害者 4 |

消防局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------------------|--------|--|---|-------|-----------|
| 1 | 印刷物への人権啓発標語の掲載 | 継続 | 当局が発行する印刷物に人権啓発標語を掲載することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 | より多くの市民に人権擁護思想を普及高揚させるため、消防局等において発行する印刷物に人権啓発標語を掲載する。 | 総務課 | 教育・啓発 2 |
| 2 | 市民からの相談電話を通じた情報提供 | 継続 | 市民からの消防に関わる要望・意見・相談・問合せ等に適切に対応し、市民の消防に対する認識を深めるとともに、市民の要望等を消防行政に反映させ、より一層信頼させる消防行政を推進するため、昭和43年から実施している。 | 消防業務に関連して、人権が侵害された場合の相談窓口として適切な対応を行う。 | 総務課 | 相談・救済 1 |
| 3 | 京都市政出前トークを通じた高齢者への防火防災指導 | 継続 | 高齢者を対象としたテーマとして、「みんなで守る！～高齢者の防火安全対策～」を設定し、高齢者への防火防災に関する普及啓発を実施している。 | 各団体からの出講依頼に基づき、高齢者に対する防火防災指導を実施する。 | 総務課 | 高齢者 9 |
| 4 | 人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出 | 継続 | 消防署、消防出張所等に人権啓発看板等を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 | より効果的な人権擁護思想の普及を図るため、人権月間等（憲法月間、人権月間、人権強調月間）において消防署、消防出張所等に人権啓発看板を掲出する。 | 総務課 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 市民防災センターにおける防災体験 | 継続 | 災害の疑似体験を通じて、子どもや高齢者を含む来館者に対して防災に関する知識や技術の普及向上及び防災意識の高揚を図る。 | 工夫を凝らしたイベント等を実施し、一人でも多くの市民の来館を促す。 | 総務課 | 複数課題 1 |
| 6 | ジュニア消防団 少年消防クラブ | 継続 | 少年少女に防火防災に関する知識及び技能を普及し、防火防災思想を高めるとともに、防火防災マナーを身につけた社会人を育成する。 | 市内各ジュニア消防団において、概ね月1回、年間12回の研修及び消防出初式でのパレードへの参加を予定している。 | 消防団課 | 子ども 9 |
| 7 | 消防団員を対象とする研修会 | 継続 | 消防団員の人権意識の高揚を図る。 | 昨年度の実績を踏まえ、消防団員の人権意識の高揚を図るための研修会を実施していく。 | 消防団課 | 教育・啓発 2 |
| 8 | パワーハラスメント防止に向けた研修及び職場教育の実施 | 新規 | 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位等、職場内での優位性を背景に身体的、精神的苦痛を与えるパワーハラスメント防止に向け、コンプライアンス推進月間等を活用した職員教育を実施するもの。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ハラスメント防止に関する方針」及び「ハラスメント撲滅宣言」の周知 ・”きょうかん”推進委員会拡大会議等の開催 ・パワーハラスメント防止に向けた研修、職場教育の実施 | 人事課 | 推進・研修 2 |
| 9 | 多くの外国人観光客等が利用する施設に対する防火・防災講習会の開催 | 新規 | 多くの外国人観光客等が利用するホテル、旅館等の施設において、外国人観光客等に配慮した防火・防災対策が進むよう、必要な講習会を開催するもの。 | 外国人観光客等が利用する施設の防火管理者等を対象とした講習会の開催 | 予防課 | 多文化 5 |
| 10 | ユニバーサルデザイン化された避難誘導システムの設置指導 | 継続 | 平成6年1月に「視聴覚障害者等の火災安全対策に係る設備等の設置指導要領」を制定し、社会福祉施設や宿泊施設などを対象として、聴覚障害者用の警報設備（点滅形誘導灯など）をはじめとする避難誘導システムの設置を促進することにより、安心安全なまちづくりを目指している。 | 引き続き、対象施設への避難誘導システムの設置指導を推進する。 | 指導課 | 障害者 7 |
| 11 | 防火安全指導の実施 | 継続 | 職員が、高齢者や障がい者等の在宅避難困難者宅を年1回以上訪問し、出火及び人命の危険に係る事項の点検を行うとともに、その結果に基づき指導又は助言を行う。その際、いざという時に119番通報や救急隊員等への情報提供を迅速に行っていたためのふれあい手帳や安心カードを配付する。 | 全ての対象世帯において、面談することを目標に1年を通して実施する。 | 市民安全課 | 複数課題 1 |
| 12 | 熱中症対策指導の実施 | 継続 | 無理な節電により、高齢者等が熱中症にかからないよう、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。 | 高齢者等に対し、防火安全指導等を通じて、注意を呼び掛ける。 | 市民安全課 | 複数課題 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--|--------|---|---|-------|-----------|
| 13 | 防火防災教育訓練の実施 | 継続 | 女性、子ども、高齢者等を含め市民全てを対象に、各地域において、消火実験会や地震対応訓練、防火防災に関する講習などを実施する。 | 女性、子ども、高齢者等を含め一人でも多くの市民が参加できるよう、各地域において、防火防災に関する訓練や講習などを実施する。 | 市民安全課 | 複数課題 1 |
| 14 | 防災行動マニュアル策定の推進 | 継続 | 災害時は、自主防災会と自主防災部の連携した活動が重要であることから、地域の実情や被害想定を踏まえ、平常時の備えや災害発生時の安否確認方法、避難行動等について事前に計画し、自主防災会役員、自主防災部長の行動を具体的に記載した自主防災会の防災計画となる防災行動マニュアルの策定を推進し、学区全体での災害対応力の向上を図る。 | 各自主防災会で策定された災害種別ごとのマニュアル（地震編、水災害編、土砂災害編）について、より実効性の高い内容となるよう、防災訓練等を通じて必要な見直しや検証を行うよう指導する。 | 市民安全課 | 複数課題 1 |
| 15 | 地域の福祉関係団体と連携し、高齢者等のいのちを火災等から守るネットワークの構築 | 継続 | 在宅介護に係る事業者、民生児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等と火災等の災害から高齢者等のいのちを守るための情報交換を定期的に行うなど積極的に連携する。 | 各署において引き続き実施予定。 | 市民安全課 | 高齢者 9 |
| 16 | 安心アドバイザー研修の実施 | 継続 | ホームヘルパー等を対象に、高齢者宅等を訪問した際に、火災危険の排除や防火等のアドバイス等が出来る知識及び技術を備えるための研修の実施。 | 各署において引き続き実施予定。 | 市民安全課 | 高齢者 9 |
| 17 | 「チャレンジ！防災リズム」を活用した幼児への防災教育の実施 | 継続 | リズム遊びを通じて楽しく安全行動（地震及び火災に対する退避行動等）を習得させる。 | 各園（所）において、日頃の保育や教育の中での「チャレンジ！防災リズム」の実施を促す。 | 市民安全課 | 子ども 9 |
| 18 | 防火防災救急リーフレットを活用した乳幼児の保護者への防火防災思想の普及啓発 | 継続 | 乳幼児の保護者に対して、乳幼児を対象とした火災予防対策、地震対策及び乳幼児への応急手当を普及啓発する。 | リーフレットを作成し、各保健センターを通じて乳幼児の保護者に配付するほか、乳幼児とその保護者を対象とした防火防災行事で活用する。 | 市民安全課 | 子ども 9 |
| 19 | 防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用した小学生への防火防災指導の実施 | 改善 | 「消防の仕事」について学習する学校授業等に際し、防火防災パンフレット「みんなの消防・防災探検」を活用し、小学生に防火防災に関する知識を普及し、防火防災思想を高める。 | 小学校1～3年生及び小学校4～6年生ごとにパンフレットを作成し、「消防の仕事」の授業等に合わせて各小学校に配付。対象者を小学校4年生のみから小学校全学年に拡大し取組を進める。 | 市民安全課 | 子ども 9 |
| 20 | 消防の図画・ポスター・作文の募集を通じた幼少年者への防火防災思想の普及啓発 | 継続 | 消防の図画・ポスター・作文募集を通じて、児童等はもとより広く市民の消防に対する理解と認識を深め、防火防災意識の高揚を図る。 | 9月中を募集期間とし、10月中旬に審査会を開催するとともに、入賞者に対する表彰式や展示会を各署で実施する。 | 市民安全課 | 子ども 9 |
| 21 | ホームページ上への幼少年向け等の広報媒体の掲載 | 継続 | 幼少年向け等に作成した広報媒体（みんなの消防・防災探検、消防の図画・ポスター・作文作品集、防火防災救急リーフレット）をホームページに掲載し、更なる防火防災に関する知識の普及を図る。 | 幼少年向け等に作成した広報媒体を作成した後、速やかにホームページに掲載していく。 | 市民安全課 | 子ども 9 |
| 22 | 京都市WEB119の実施 | 継続 | 聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方からの119番通報を確保するために携帯電話のWeb機能（インターネット機能）等を用いて、利用者が外出中でも文字通信により緊急通報を行えるシステム。京都市内の居住者や通勤通学者のほか、観光等で京都市を訪問される方も利用可能。 | リーフレットを活用し、未登録者に対し登録を促す。 | 市民安全課 | 障害者 12 |
| 23 | 緊急通報システムと連動した住宅用火災警報器整備事業 | 継続 | 緊急通報システムを使用している世帯のうち、自力歩行が不能な方を対象に、緊急通報システムに無線で連動する住宅用火災警報器を寝室に設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターに火災通報できる体制を構築している。 | リーフレットを活用し、防火安全指導等の機会を通じ、対象者に設置利用を促す。 | 市民安全課 | 複数課題 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------------|--------|--|--|-------|-----------|
| 24 | 消防ファクシミリの運用 | 継続 | 聴覚、言語機能又は音声機能に障がいのある方等からの緊急時の通報体制を確保するため、加入電話ファクシミリを用いた通報体制を整備している。 当該ファクシミリでは、緊急時の通報のほか、利用者からの防火相談に各消防署が対応したり、火災予防運動や出火防止キャンペーンの実施等、必要な情報提供を行っている。 | 防火安全指導等を通じて、対象者に対して未登録の場合、変更事項がある場合、新規登録・変更登録を促す。 | 市民安全課 | 障害者 12 |
| 25 | 4箇国語版 防火防災パンフレットの配付 | 継続 | 英語、中国語、ハングル、日本語で記載した防火防災パンフレットを活用して、本市に在住する外国人に対し、災害に対応できる知識と技能を身に付けさせる。 | パンフレットを外国人が利用する施設等を通じて配付するほか、各消防署で実施する外国人を対象とする防火防災事業で活用する。 | 市民安全課 | 多文化 2 |
| 26 | 4箇国語対応通報依頼カードのホームページ上への掲載 | 継続 | 緊急時の通報要領を記載した通報依頼カードをホームページに掲載することで、外国人に対し通報要領を周知する。 | ホームページへの掲載を継続する。 | 市民安全課 | 多文化 2 |
| 27 | 筆談具の設置 | 継続 | 聴覚に障がいのある方などとのコミュニケーションを図る手段として、各署所に筆談具を設置し、来庁時や防火安全指導時等に活用する。 | 引き続き、聴覚に障がいがある方が来庁した際などに活用する。 | 市民安全課 | 障害者 12 |
| 28 | 住宅用火災警報器取付支援の実施 | 新規 | 新築住宅への設置義務化から10年以上が経過する住宅用火災警報器の適切な本体交換を進めるため、自ら取付・交換のできない方に対して取付等の支援を実施するもの。 | 住宅用火災警報器を自ら取付・交換できない方に対する取付等の支援の実施 | 市民安全課 | 複数課題 1 |
| 29 | 年代別防災カリキュラムを活用した幼少年等に対する防災指導の実施 | 新規 | 幼年期から青年期までの発達段階及び学習段階に応じて身に付けておくべき防災に関する知識及び技能について、「年代別防災指導カリキュラム(正式版)」を活用した指導を行い、将来の地域防災の担い手として長期的な人づくりを推進するもの。 | 学校等と連携し「年代別防災指導カリキュラム(正式版)」を活用した幼少年等に対する防災指導を実施する。 | 市民安全課 | 子ども 9 |
| 30 | 「119番通報等における多言語通訳体制確保事業」の実施 | 継続 | 日本語による会話が困難な外国人観光客や留学生等に対して、電話同時通訳サービスを用いた多言語通訳体制を確保し、119番通報時や災害現場での対応を円滑に行う。 | 119番通報時や災害現場対応時において、電話同時通訳サービスを用いた24時間365日対応可能な多言語通訳体制を確保する。(平成25年10月から実施) | 情報指令課 | 多文化 2 |
| 31 | 4箇国語対応救急活動現場シートの運用 | 継続 | 英語、スペイン語、中国語、ハングル語の4箇国語に対応したピクトグラム(表したい概念を単純な絵文字で表現したもの。)を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を迅速に把握する。 | 引き続き、当該シートを活用し、外国人の観光客等の傷病状況の迅速な把握に努める。 | 救急課 | 多文化 2 |
| 32 | 救急活動記録書の遺族への提供 | 継続 | 本事業は、救急搬送された傷病者が死亡した場合に限り、京都市個人情報保護条例が限定している請求者の範囲を広げることで、遺族からの要望を受け、死亡された方の権利利益を保護した上で、救急活動記録書に記載された情報を遺族に提供するもの。 | 昨年度と同様に申請に基づき、救急活動記録書の遺族への提供を実施していく。 | 救急課 | 複数課題 1 |
| 33 | 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」の運用 | 継続 | 15言語に対応した救急対応型文機能付き自動音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を用いて、外国人の観光客等に対する救急活動時に傷病状況等を詳細に把握する。 | 昨年に引き続き、当該アプリを活用し、外国人の観光客等の詳細な傷病状況等の把握に努める。 | 救急課 | 多文化 2 |
| 34 | 福祉関係機関等との連携を図る「情報連絡シート」の導入 | 新規 | 福祉関係機関等が救急要請した際に、救急隊と速やかに連携できるよう、傷病者の必要な情報を記載する「情報連絡シート」を導入するもの。 | ・福祉関係施設、救急隊、医療機関の情報共有を図る「情報連絡シート」の積極的な導入と普及 | 救急課 | 高齢者 9 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|-----------------------|--------|--|--|-------|-----------|
| 35 | 障害者福祉講座の実施 | 継続 | 障害のある人の問題について理解と認識を深め、豊かな人権感覚と行動力を身に着ける。 | 平成30年度上半期及び下半期に各1回実施予定 | 教育管理課 | 推進・研修 2 |
| 36 | 国際文化系研修の実施 | 継続 | 外国人が災害時要介護者にならないために、必要な知識や方法等への理解を深めるなど、地域に住む外国人への対応能力の向上を図る。 | 平成30年度上半期に実施予定 | 教育管理課 | 推進・研修 2 |
| 37 | 手話講座の実施 | 継続 | 聴覚言語に障害がある方との意思伝達に必要な手話を修得する。 | 平成30年度上半期及び下半期に各1回（延べ3日間ずつ）実施予定 | 教育管理課 | 推進・研修 2 |
| 38 | 階層別研修、担当業務別研修 | 継続 | 消防業務と人権との関わりについて、職員の理解を深める。 | 消防業務と人権との関わりについて理解を深めるため、消防学校における階層別、担当業務別の各課程において人権に視点を置いた研修（カリキュラム）を行う。 | 教育管理課 | 推進・研修 2 |
| 39 | 職場研修 | 継続 | 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 | より効果的な研修となるよう、職場研修においては参加型、体験型研修を積極的に取り入れる。 | 教育管理課 | 推進・研修 2 |
| 40 | 外部講師による人権講座の開催 | 継続 | 人権行政を推進するに当たり、様々な人権課題についての職員の更なる理解を深める。 | 人権行政を推進するにあたり、さまざまな人権課題についての職員の更なる理解を深めるため、外部の専門講師による人権講座を定期に開催する。 局本部、消防学校、各消防署及び分署で各1回実施予定 | 教育管理課 | 推進・研修 2 |
| 41 | 人権研修推進者の養成 | 継続 | 職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図る。 | 職場研修を推進する人権研修推進者、人権研修推進補助者等の資質向上を図るため、行財政局等が実施する人権関連講座及び消防局が実施する人権関連講座等を受講させる。 | 教育管理課 | 推進・研修 2 |
| 42 | 人権研修推進者等による研修内容等の検討 | 継続 | 人権研修推進者が研修内容を自ら検討することで、職場研修をより効果的なものとする。 | 職場研修をより効果的なものとするため、人権研修推進者等により職場研修の方法、内容等の事前検討を行うとともに研修結果についても十分な検証を行うものとする。 | 教育管理課 | 推進・研修 2 |
| 43 | ホームページ上へのAEDマップの公開 | 継続 | 市民の方や観光客に対して、あらかじめ市内のAED設置場所を知っていただき、AEDを使用した応急手当を速やかに行っていただくことにより救命率の向上を図る。 | 昨年度と同様に掲載承諾を得て公開する。 | 技術指導課 | 複数課題 1 |
| 44 | 安心救急ステーション事業における外国人対応 | 継続 | 商店街やコンビニエンスストア、観光地の土産物店等を対象に、付近で救急事案が発生した際の119番通報や応急手当、救急隊への的確な引継ぎなど救命リレーの第1走者としての活動を担う事業所を「安心救急ステーション」と認定し、市民、観光客の一層の安心安全を確保するもの。認定事業所には、外国語対応シートを配付している。 | 平成24年度に当初の目標である1,500事業所の認定を達成し、今年度も引き続き、本事業の趣旨に賛同していただける事業所等への認定を行うとともに、市民、観光客の安心安全の確保のため、当該事業を推進していく。 | 技術指導課 | 多文化 2 |
| 45 | 救命入門コース | 継続 | 小学5、6年生を対象に、胸骨圧迫とAEDの実技を中心とした短時間講習（90分）を、実施し、学童時期から救命の意識を高めるとともに、将来的に普通救命講習の受講者の裾野を広げる。 | 小学校等において、救命入門コースの受講を推進する。 | 技術指導課 | 子ども 9 |
| 46 | 普通救命講習Ⅲ | 継続 | 学童保育関係者等を主な対象として、主に小児、乳児及び新生児を蘇生対象とした救命講習（心肺蘇生法、AEDの使用法、異物除去、止血法）の受講を推進する。 | 普通救命講習及び上級救命講習を併せ、救命講習年間修了者数34,000人の達成を目指す。 | 技術指導課 | 子ども 9 |
| 47 | 幼年消防クラブ | 継続 | 幼児に正しい火の取扱いを教育し、火遊びによる火災を防止するとともに、消防の仕事に対する理解を深め、防火の大切さを習うことを目的とする。 | 園内での活動を中心に行い、消防署見学、花火指導、防火映画会及び消防の図画・ポスターの写生会などを実施する。また、消防出初式でのパレードへの参加を予定している。 | 技術指導課 | 子ども 9 |
| 48 | 未就学児とその保護者に対する防火等の指導 | 継続 | 未就学児を火災や家庭内事故から守る。 | 未就学児を火災や家庭内事故から守るため、未就学児とその保護者を対象に参加型の「みんなでコンサート」を実施。「パネルシアター」などを活用し、音楽を通じて防火に関する安全教育を行う。 | 技術指導課 | 子ども 9 |

交通局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------|--------|--|---|-------|-----------|
| 1 | 所属・職場研修 | 継続 | 「すべての人の人権を尊重する」をテーマに、職員が互いに相手の人権を尊重し合い、あらゆる差別の無い明るい社会と快適な職場環境の形成を目指す。 | 各所属において人権研修を実施する。 実施月：6月～7月 実施回数：70回 受講者数：約1,600人 | 各課 | 推進・研修 2 |
| 2 | 人権啓発看板、啓発のぼり旗等の掲出 | 継続 | バス営業所、地下鉄駅及び局施設の玄関等の人権啓発看板を掲出することにより、より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 | 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発看板 | 各事業所 | 教育・啓発 2 |
| 3 | 職場活性化専門委員会 | 継続 | 市民・お客様への対応、人権文化、公務員倫理等について、職員研修等の効果を高めるとともに、両推進者が職場研修のリーダーとしての自覚と指導力を高める。 | 「京都市交通局における職場活性化の推進に関する要綱」の制定に伴い、新たに任命する職場活性化総括推進者（課長級職員）及び職場活性化推進者（補佐・係長級職員）で構成される。 職場活性化専門委員会 実施回数：10回程度 | 研修所 | 推進・研修 2 |
| 4 | 啓発ポスターの作成及び掲出 | 継続 | 市バス・地下鉄利用者への人権啓発及び乗客誘致を図る。 | 京都市内の人権に関する史跡や施設等を題材にした人権啓発ポスターを作成する。また、併せて、当該施設への市バス・地下鉄による路線案内を掲載し、市バス・地下鉄の車内及び交通局施設等に掲出する。 実施月：5月（憲法月間）、8月（人権強調月間）、12月（人権月間） 施設名：京都ライトハウス 配布数：各月 1,350枚 | 研修所 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 街頭人権啓発活動の実施 | 継続 | 地下鉄の利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気づき、人権意識の向上を図る。 | 憲法月間・人権月間の各月間中、地下鉄の主要駅（四条駅・山科駅）で啓発チラシ及び啓発物品を配布する。 実施月：5月、12月 配布場所：地下鉄四条駅、山科駅 配布数：各月 400個 | 研修所 | 教育・啓発 2 |
| 6 | 市バス車内への人権啓発絵画の展示 | 継続 | 市バスの利用者に向けて、人権の尊重や、人権問題に気づき、人権意識の向上を図る。 | 市バス車内に、小学生の人権啓発絵画を掲出する。 実施月：12月 掲出車両：洛バス9両 掲出枚数：198枚 | 研修所 | 教育・啓発 2 |
| 7 | 局職員に対する人権問題啓発講座 | 継続 | 基本的人権について再認識するとともに、人権問題全般（女性、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人等）について広い視野に立った研修を実施し、様々な人権問題について正しく理解し認識を深め、人権意識を磨く。 | 集合研修を実施する。 実施日：12月 実施回数：1回 内容：重要な課題について検討する。 | 研修所 | 推進・研修 2 |
| 8 | 階層別職員研修 | 継続 | 公務員としての自覚と認識を深め、職員として果たすべき役割、責務の自覚、サービスの厳正を守る意識を高める。 | 新規採用時及び昇任時等において、階層ごとに、その職の遂行に必要な知識、実践能力を培うとともに、人権問題についても学習を深める。 新規採用職員研修（事務、技術・バス運転士・地下鉄駅職員）、 新任主任研修（自動車部）、新任係員研修（自動車部） | 研修所 | 推進・研修 2 |
| 9 | 参加・体験型研修を取り入れ、より効果的な研修の実施 | 継続 | 人権文化の構築を目指し、受け身の研修から、フィールドワーク等参加・体験型研修を取り入れることにより、自ら考え自ら行動する、能動的で資質と能力の高い職員の育成を図る。 | 実施講座：フィールドワーク 1～2回、20人程度 | 研修所 | 推進・研修 2 |
| 10 | 交通局契約の広告代理店に対する人権啓発研修 | 継続 | 広告代理店と人権啓発に関する情報を共有し、人権意識を向上させることで、どのような方も利用しやすい地下鉄を目指す。 | 人権啓発に関する情報を収集し、市バス、地下鉄の広告を取り扱う広告代理店の職員を対象に、日常業務との関連のある内容について、情報連携を進めていく。 | 営業推進室 | 教育・啓発 2 |
| 11 | 刊行物等への啓発標語の掲載 | 継続 | 交通局施設の掲示板や市バス車内及び地下鉄駅に啓発標語の掲載された啓発ポスターを掲出することにより、より多くの職員や市民に人権擁護思想の普及高揚を図る。 | 実施月：5月、8月、12月 掲出物：啓発ポスター | 営業推進室 | 教育・啓発 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|----------------------|--------|--|--|--------------|-----------|
| 12 | 市バスにおける多言語による案内 | 継続 | 外国人観光客などのお客様に市バスを快適にご利用いただくことを目指す。 | <p>取り組んでいる内容について、更に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・系統の行先表示、路線図、時刻表、音声案内に日、英の2箇国語表記（観光系統は日、英、中、韓の4箇国語） ・一日乗車券の日、英、中の3箇国語表記、案内マップ「バスナビ」の4箇国語対応 ・「京都市バス”おもてなしコンシェルジュ”」による外国語での路線、観光案内 ・全車両に配備している「4箇国語対応コミュニケーションボード」での指さしや筆談による案内 ・市バスの車内案内モニターで表示する停留所名等の4箇国語対応 | 自動車部 | 複数課題 1 |
| 13 | 地下鉄全駅に「こども110番の駅」の設置 | 継続 | 子どもを犯罪などの危険から守る。 | 地下鉄全駅に「こども110番の駅」を設置した。不審者に襲われるなどして逃げ込んできた子どもを保護するとともに、保護者、学校、警察に連絡し対応するなど、安全な地域づくりに貢献する。 | 運輸課 | 子ども 9 |
| 14 | ノンステップバスの充実 | 継続 | 車いす利用者はもとより、子どもや高齢者並びに身体の不自由な方などにも、安全で容易に乗り降りできる、ノンステップバスの充実を図る。 | 導入予定車両数44両（路線車両818両のうち累計789両） | 技術課 | 障害者 7 |
| 15 | 地下鉄における多言語による案内 | 継続 | 外国人観光客などのお客様に地下鉄を快適にご利用いただくことを目指す。 | <p>取り組んでいる内容について、更に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線図、音声案内、駅施設での案内に日、英の2箇国語表記（駅施設での案内のうち、のりば・出入口誘導案内、トイレ使用方法、地上部シンボルマークは日、英、中、韓の4箇国語） ・車両の「車内案内表示」及び「車外行先表示」を日、英、中、韓の4箇国語表記 ・案内サインの刷新（鉄道ピクトグラム、駅ナンバリング表示） ・一日乗車券の日、英、中の3箇国語表記、案内マップ「地下鉄駅周辺ガイド」の4箇国語対応 ・駅改札に配備の「自動翻訳機能付タブレット端末（筆談機能付）」による案内 | 高速鉄道部 | 複数課題 1 |
| 16 | 地下鉄駅施設の整備 | 継続 | 地下鉄駅の施設を整備することで、どのような人にとっても利用しやすい駅を目指す。 | 地下鉄駅については、人にやさしく、安全・快適な地下鉄を目指した設備の充実を図る。エレベーターの更新やエスカレーターの更新、トイレのリニューアル（段差解消、和式便器の洋式化等）により、お客様の利便性向上を図る。 | 技術監理課 電気課 | 障害者 7 |

上下水道局

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--------------------------|--------|--|--|-------------|------------|
| 1 | 職場研修の充実 | 継続 | 職員一人一人が人権に対する認識を更に深め、意識の向上を図る。 | 職員一人一人が人権感覚を磨き、人権文化を築いていく責任を自覚し、様々な人権問題の解決に向けて積極的に実践する職員づくりのため、職場研修の充実を図る。 | 各課・事業所 | 推進・研修 2 |
| 2 | 庁内誌への啓発標語の掲載 | 継続 | 職員一人一人の人権意識の高揚を図る。 | 職員の自主学習の素材提供として定期的に発行する庁内誌に、啓発標語を掲載する。 | 職員課 | 推進・研修 2 |
| 3 | 関連企業に対する啓発活動の実施（人権月間の取組） | 継続 | 人権文化の構築を目指し、企業と人権問題の関わりについて、正しい理解と認識を深める。 | 上下水道工事事業者団体である京都市公認水道協会の会員等に対し、人権月間等に「講演・啓発ビデオ視聴、意見交流」による研修会を実施する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】人権月間等の取組 日時：12月初旬、場所：水道会館他、内容：①講演②映像 | 職員課 | 教育・啓発 2 |
| 4 | 人権啓発看板等の掲出 | 継続 | より多くの市民に人権擁護思想の普及高揚を図り、人権文化の構築を目指す。 | 営業所・事業所等局施設の玄関に人権啓発看板等を掲出する。 | 職員課 | 教育・啓発 2 |
| 5 | 各種会議等による局内連携の充実 | 継続 | 本市の人権文化推進会議の一員として参画するとともに、上下水道局人権行政の推進を図る。 | 人権行政主任・副主任会議、調整推進会議等において、効果的な研修方法等を協議する。 【予定】 人権行政推進主任・副主任会議、調整推進会議等の開催 | 職員課 | 推進・研修 1 |
| 6 | 職員研修 | 継続 | 「人権文化推進計画」に基づき、広く人権問題について、その本質を正しく認識するとともに、日常業務を通じてはもとより、地域社会においても積極的に実践できる職員づくりを図る。 | 「憲法月間講座」等を開催する。研修内容については、重要課題を偏りなく実施するように年度で調整を図る。 【予定】 憲法月間講座 日時：5月、場所：上下水道局研修室、内容：講演（講演内容未定） 人権月間講座 日時：12月 場所：上下水道局研修室、内容：講演（講演内容未定） | 職員課 | 推進・研修 2 |
| 7 | 人権研修等に関する資料の提供 | 継続 | 職員が自己の能力向上を目指して、自発的、主体的に研鑽できるよう、また、職場における人権研修を推進するため、教材としてDVDや書籍等の研修資料の充実を図る。 | 【予定】 DVDの購入 | 職員課 | 推進・研修 2 |
| 8 | コミュニケーションボードの設置 | 継続 | 外国人のお客さまや障害のあるお客さまとの窓口対応における意思疎通の円滑化を図る。 | 上下水道局営業所の窓口における主な対応の内容をイラストで表し、英語、中国語、韓国・朝鮮語で説明したコミュニケーションボードを作製し、各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備する。 | お客さまサービス推進室 | 複数課題 1 |
| 9 | 聴覚障害者への窓口対応支援事業 | 継続 | 高齢者や耳の不自由な方が安心していただけるよう、局施設に「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置し、環境づくりを図る。 | 上下水道局本庁舎守衛室、琵琶湖疏水記念館、お客さまサービス窓口コーナー、営業所、水道管路管理センター及び下水道管路管理センターに「耳マーク」を表示した案内板や筆談用具を設置するとともに、外勤職員が筆談用具を携行する。 | お客さまサービス推進室 | 複数課題 1 |
| 10 | お客さま対応研修 | 継続 | 全てのお客さまにとって利用しやすい窓口とは何かを考える。 | 手話言語の理解を深める研修を行い、営業所職員、点検事務委託先職員及び京都市上下水道サービス協会職員を対象に京都市聴覚言語障害センター職員から講義を受ける。 | お客さまサービス推進室 | 推進・研修 2 |
| 11 | 外国人のお客さまに対するサービス向上 | 継続 | 外国人のお客さまに向けた受付方法の充実を図る。 | 英語版記入例（給水申込書、口座振替依頼書及びクレジットカード継続払申込書）を作製し、各営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配備し、ホームページにも掲載する。 | お客さまサービス推進室 | 多文化 1 |

教育委員会

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|--------------------------------------|--------|---|---|-------|-----------|
| 1 | 人権研修の実施 | 継続 | 所属職員一人一人に人権問題に関する認識を深めさせ、その解決に向けたそれぞれの職務に相応する役割の自覚を促す。 | ・年度当初に職場研修の実施計画を策定し、年間を通じて、職員の人権意識高揚に向けた研修を実施する。 テーマ：教育課題に関すること、日 時：未定、場 所：総合教育センター（予定） | 総務課 | 推進・研修 2 |
| 2 | 留学生による学校活動支援事業 | 継続 | 京都市立小・中学校において、留学生の活躍の場を拡大・充実するとともに、より一層の国際理解教育の推進を図る。 | ・多文化学習推進プログラムの拡大 従来から実施している当プログラム事業をより一層充実させるために、学校への留学生派遣制度（京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIK」）を積極的に活用し、外国人の講師として活動することで活躍の場を拡大するとともに、更なる国際理解教育を推進する。 ・母語支援活動 日本語で日常会話ができる留学生を市立学校に継続的に派遣し、外国籍及び外国にルーツをもつ児童生徒に対し、母語による授業中の学習支援や会話のサポート等を行うことにより、子どもたちの学校生活への適応を促進するとともに、留学生の活躍・交流の場の拡充に役立てる。 | 学校指導課 | 多文化 4 |
| 3 | 地域読み書き教室支援事業 | 継続 | 小学校程度の基本的な文字の読み書きの習得を必要とする方々を対象に、文字の習得を図る。 | 要件を満たす団体に対し、年間100,000円を限度とした補助金を交付し、文字の習得を図るために各地域で行われるサークル等の自主的な活動を支援する。 | 学校指導課 | 複数課題 1 |
| 4 | 「人権教育指導資料集（参考試案）」の活用 | 継続 | 児童生徒の発達段階に応じた資料集を使用することで、適切な人権意識の高揚を図る。 | 「人権教育指導資料集（参考試案）」を活用し、児童生徒の発達段階に十分留意した系統的な指導を推進する。 | 学校指導課 | 教育・啓発 1 |
| 5 | 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づいた人権教育の推進 | 継続 | 本市の人権教育の指針である「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づき、各校で人権教育の一層の充実を図る。 | これまで本市学校教育において行ってきた様々な人権問題の解決に向けた取組の成果と課題を整理し、平成14年5月に「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を作成した。作成から7年が経過した平成21年度に、「人権教育検討委員会」を設置し、平成22年3月に内容を改訂した。本指針の内容としては、学校教育で取り組むべき重点課題として、(1)子どもにかかわる課題、(2)男女平等にかかわる課題、(3)障害のある人にかかわる課題、(4)同和問題にかかわる課題、(5)外国人・外国籍市民等にかかわる課題、(6)HIV感染者等にかかわる課題、(7)その他の課題等を挙げている。 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」を基本指針として、各校の実態に即して策定している「人権教育全体計画」及び「年間指導計画」に基づいて人権教育の一層の充実を図っていく。また、教職員の人権意識の高揚及び指導力の向上を図るための研修会も実施する。 | 学校指導課 | 教育・啓発 1 |
| 6 | 男女平等にかかわる課題に関する学習等の推進 | 継続 | 学校教育の中で男女平等教育を推進し、男女共同参画社会の実現を目指す。 | 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づく男女平等にかかわる課題に関する学習等を推進する。 (1) 不合理な性別役割分担意識とそれを背景にする女性に対する偏見等が子どもたちに与えている影響の大きさを踏まえ、男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして、年間計画の中に位置付け、子どもへの指導を推進する。 (2) セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(夫婦や恋人などの男女問題において特に男性から女性に加えられる暴力)を人権問題として位置付け、教育・啓発を充実させる。 (3) 進学・就職に際して、男女共にその個性や能力が十分に発揮できるよう「個が生きる進路の実現」に向けた進路指導の一層の充実に取り組む。 (4) 男女平等教育を効果的に推進するうえで、家庭・地域の果たす役割の重要性をふまえ、家庭・地域教育学級や保護者懇談会等様々な機会をとらえて、家庭・地域の連携を強化する。 (5) 教職員自身の性別意識や偏見等を払拭し、すべての教育活動を見つめなおすために、男女平等教育を推進するうえでの指導内容等に関する教職員研修を充実させる。 | 学校指導課 | 男女 4 |
| 7 | 同和問題にかかわる課題に関する学習等の推進 | 継続 | 児童生徒の人権意識の高揚を目指し、人権尊重を基盤とした社会の実現を図る。 | 「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づく同和問題にかかわる課題に関する学習等を推進する。 ・すべての子どもたちの自立と家庭教育力向上の支援など、人権教育としての取組を一層充実させる。 ・社会科での同和問題の学習をはじめ、人権尊重の観点から、発達段階に応じて、同和問題を児童生徒に正しく理解させる指導を推進する。 | 学校指導課 | 同和問題 3 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 | |
|----|-----------------------------|--------|--|---|---------------------------|-----------|---|
| 8 | 外国人・外国籍市民等にかかわる課題に関する学習等の推進 | 継続 | すべての子どもたちに、民族や国籍の違いや文化伝統の多様性を認め、相互の主体性を尊重し、共に生きる国際協調の精神を培う外国人教育の取組を進めることにより、多文化共生社会の実現を図る。 | <p>「《学校における》人権教育をすすめるにあたって」に基づく外国人・外国籍市民等にかかわる課題に関する学習等を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多文化学習推進プログラムの実施 各校の実態に即した形で留学生派遣制度（京都市国際交流協会「国際理解プログラムPICNIK」）等を活用し、外国人の講師をととして、多様な言葉や文化にふれる取組を推進する。 京都市土曜コリア教室の実施 全市の児童（小学校3年～6年）を対象とし、韓国・朝鮮の言葉・遊び・音楽等を通して、韓国・朝鮮の生活や文化にふれるとともに、参加児童の交流を深める。 （実施予定） 定員：60人（京都市在住の国公立小中学生） 教室実施回数：全6回程度（内1回分は民族の文化にふれる集いに参加） 民族の文化にふれる集い（予定） 日時：平成31年2月2日（土） 場所：京都市呉竹文化センター 内容：市立学校児童・生徒及び市内の民族学校に通う児童生徒による、民族舞踊、民族楽器の演奏、歌等の舞台発表、児童・生徒の作品展示など 市内にある民族学校や国際学校、外国の学校との継続的な交流に取り組む。 市立学校・幼稚園において「外国人教育方針」の補足となる「外国人教育の充実に向けた取組の推進について」の通知を受けた取組を推進する。 | 学校指導課 | 多文化 | 4 |
| 9 | 帰国・外国人児童生徒等に対する支援 | 改善 | 市立小中学校に在籍する、外国にルーツをもつ児童生徒等に対し、適切な日本語指導や母語による適応支援、アイデンティティを保持する取組等を実施することにより、学力を保障し、進路の実現を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 特別の教育課程による日本語指導の実施 原則として、来日1年以内の日本語指導が必要な児童生徒に対して、特別の教育課程を編成し、教育課程内での別室指導を実施する。 日本語指導ボランティアの派遣 特別の教育課程による日本語指導を終えた日本語指導が必要な児童生徒に対し、放課後の時間帯に日本語指導を行うボランティアを随時派遣する。 通訳ボランティアの派遣 通訳を必要とする児童生徒及び保護者に対し、通訳を随時派遣する。 母語支援員の配置・派遣 母語による学校生活の適応促進や通訳等の言語面の支援を行う母語支援員を該当児童生徒が在籍する学校に配置・派遣する。 日本語を母語としない生徒や保護者のための多言語進路ガイダンスの実施 日時：平成30年8月上旬（予定） 内容：日本語を母語としない生徒や保護者を対象に、中学校卒業後の進路選択についての説明やグループ別相談会等を行う。 多言語による小学校生活スタートガイドの作成 外国にルーツをもつ子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるよう、日本の小学校生活や入学までに各家庭でやっておきたいこと、母語で子育てをする大切さなどについてまとめた保護者向け冊子を多言語で作成し、小学校入学前に配布する。 | 学校指導課 | 多文化 | 4 |
| 10 | 高齢者との交流等の推進 | 継続 | 長寿社会への理解と認識を深め、世代を超えてつながりを持ち、支え合う意識の共有を図ることを目的とする。 | 各学校において、生活科や総合的な学習の時間での高齢者との交流や伝統文化、福祉をテーマにした学習を実施する。 | 学校指導課 | 高齢者 | 8 |
| 11 | 人権啓発ポスターコンクール（京都人権啓発推進会議） | 継続 | 人権を題材にした啓発ポスターを募集・掲示することにより、市民の人権意識の高揚を図る。 | 誰もが笑顔で暮らせる明るい社会を築くため、日常の身近な出来事などを題材として基本的人権の尊重・擁護を訴える取組。京都人権啓発推進会議（事務局：京都府人権啓発推進室）の主催により、府内小・中・高等学校、特別支援学校、外国人学校在籍する児童・生徒を対象に人権擁護啓発ポスターを募集する。応募作品は選考を行い、優秀作品は展示するとともに、府民を対象とした啓発資料等に活用する。 | 学校指導課 文化市民局 人権文化推進課 | 教育・啓発 | 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 | |
|----|-------------------------|--------|---|---|---------|-----------|------|
| 12 | 総合育成支援教育の推進 | 継続 | インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援体制の構築と、一人一人のニーズに応じた教育の推進。 | <ul style="list-style-type: none"> 子どもや保護者の願いと教育的ニーズを踏まえた就学相談の実施 障害のある子どもたちの教育の場についての見学説明会などの実施 【「出会いとふれあいのオープンスペース」開催予定】 6月～7月に10日程度実施 「個別の包括支援プラン」や「個別の指導計画」による指導の推進 「総合育成支援員」の配置や「総合育成支援教育ボランティア」の養成・派遣 【「総合育成支援教育ボランティア養成講座」開催予定】 期間：6月～7月（2会場で5回連続講座を開催予定） 9月～11月（2会場で5回連続講座を開催予定） 定員：各会場20名 内容：障害のある子どものサポート等実践的な研修や障害理解等の理論研修 就学支援シート事業の推進 内容：LD（学習障害）等の支援の必要な子どもの特性や必要な配慮・支援の情報について、小学校入学後の学習や生活を円滑に開始できるよう、就学前の段階で、幼稚園や保育所等の就学前施設から小学校に伝える。 | 総合育成支援課 | 障害者 | 10 |
| 13 | 障害のある生徒の就労支援 | 継続 | 障害のある生徒の自立と社会参加を目指し、企業や労働・福祉関係機関とともに進路開拓・雇用促進、職場定着を図る。 | <ul style="list-style-type: none"> 企業、労働・福祉機関、行政、学校で構成される「総合支援学校デュアルシステム推進ネットワーク会議」の開催（平成21年度から、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。） 労働・福祉機関、行政、学校、PTAで構成される「巣立ちのネットワーク」による啓発活動や「障害のある市民の雇用フォーラム」の開催（平成21年度から、障害保健福祉推進室所管の京都市障害者就労支援推進会議の総合支援学校生徒就労支援推進部会として位置付けられている。） 東山総合支援学校（平成28年4月開校）が中心となって取り組む地域とともに進める新たなキャリア教育の更なる推進 | 総合育成支援課 | 障害者 | 4・10 |
| 14 | 特別支援教育の理解促進 | 継続 | 地域の一員として当たり前で生活していける社会の実現を目指し、障害のある子どもたちへの市民の理解・認識を深める。 | <ul style="list-style-type: none"> 小中学校育成学級等で学ぶ子どもたちの作品を一堂に集め、学習成果の発表の一環として「小さな巨匠展」を開催する。 障害のある子どもと障害のない子どもが共に活動することで、双方の社会性や豊かな人間性を育成する「交流及び共同学習」を積極的に進める。 「手話言語がなくなると心豊かな共生社会を目指す条例」の基本理念に則り、学校教育の場において手話に対する児童・生徒への理解促進や教職員への啓発を行う。 | 総合育成支援課 | 障害者 | 9・10 |
| 15 | 障害のある市民の生涯学習事業 | 継続 | 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進することを図る。 | 障害のある市民の生涯学習の機会を保障し、自立と社会参加を促進する事業として、成人講座を実施する。 | 総合育成支援課 | 障害者 | 8 |
| 16 | 「いじめ防止対策推進法」の施行に伴う取組の推進 | 継続 | いじめの防止等に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図り、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を構築する。 | <ul style="list-style-type: none"> いじめの未然防止及び早期発見、迅速かつ適切な対応、いじめの再発防止の取組の推進 学校いじめ防止等基本方針の策定 | 生徒指導課 | 子ども | 3 |
| 17 | 児童虐待に関する研修の実施 | 継続 | 関係機関との一層の連携を図り、児童虐待の未然防止や早期発見、再発防止に向けた取組を推進する。 | <p>今日の教育現場における多種多様な子どもたちの課題は、単に当該児童生徒の特性のみならず、家庭・学校・地域という子どもたちを取り巻く環境や、周囲の大人たちの対応、友人関係等、多くの要因が複雑に絡み合っており起きている。そこで、課題の見立てと対応について、実践的な教職員対象の研修会を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校でのソーシャルワーク実践研修の実施 日時：5月9日、7月11日、7月26日、7月27日、7月31日 場所：京都市教育相談総合センター | 生徒指導課 | 子ども | 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 | |
|----|-----------------------------------|--------|--|---|---------------------|-----------|---|
| 18 | 心の居場所づくり推進事業 | 改善 | 子どもたちの居場所をつくり、子どもが伸び伸びと学び育つ環境を整える。 | <ul style="list-style-type: none"> • 学びのパートナー等学生ボランティアの活用 • 「洛風中学校」「洛友中学校」「ふれあいの社」の教育充実 • 「碎啄21・絆」の取組実施 • フリースクールと連携した不登校対策の実施 • 「こども相談24時間ホットライン」の運営 • 不登校相談支援センターの運営 • 不登校フォーラムの実施 • 児童生徒登校支援連携会議の実施 • スクールカウンセラーの配置 <p>平成30年度、全京都市立小・中・高・総合支援学校に配置。 学校における教育相談体制の充実及び課題の早期対応や予防を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> • スクールソーシャルワーカーの配置 <p>平成30年度は配置校を51校（小学校50校、高等学校1校）に拡充する。</p> | 生徒指導課 | 子ども | 3 |
| 19 | 携帯電話・インターネット不適切利用防止対策の推進 | 継続 | スマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもたちの間で無料通話アプリ等を介したトラブルや犯罪等の危険性、長時間利用等の依存性の問題が増加している中、子どもたち自身がこれらを正しく活用できる力を育成するとともに、子どもと保護者など大人が課題意識を共有し、共に行動することを促すため、市民や事業者と連携し、社会総がかりでインターネットの不適切利用防止対策を推進する。 | <ul style="list-style-type: none"> • 小中学生が主体的に課題を理解して自ら解決策を考え、保護者の課題意識の向上及び家庭等での行動の支援にもつなげる授業プログラム「携帯情報通信機器に関する学習・啓発プログラム」（通称：スマホ学習）の実施を通じて、プログラム内容の改良及び実施校の拡大を図る。 • 携帯電話事業者との連携により、児童生徒向けに、携帯電話・インターネットの危険性を伝える授業を実施する。 • 市民ボランティアである「情報モラル市民インストラクター」が、小中学校等で実施している家庭教育講座やPTAが主催する研修会等で、子どもの携帯情報通信機器（スマホ・ゲーム機を含む）利用に関わる保護者向け・市民向けの啓発活動「情報モラル講座」を展開する。 • インターネット上の誹謗中傷や個人情報の書き込みを早期発見・解決するため、京都府教育委員会と連携し、ネット上の書き込みの監視を実施する。 | 学校事務支援室 生徒指導課 | 子ども | 8 |
| 20 | 健康教育の推進 | 継続 | 子どもたち一人一人の「心と体の健康」に焦点を当てた健康教育の取組を充実することにより、身体的・精神的・社会的に、より健康になろうとする子どもたちの育成を目指す。 | <ol style="list-style-type: none"> (1)児童・生徒のセルフエスティーム（自尊感情や自己肯定感）の向上を図る。 (2)児童・生徒の「自己実現」を目指し、個と個をつなぐ集団づくりの取組を推進する。 (3)「学習を行動に結びつけるスキル」を獲得させるための取組を推進する。 (4)児童・生徒の「心と体の健康」を支援する活動を推進する。 (5)様々な感染症・アレルギー疾患等について、人権尊重の視点に立った指導をする。 | 体育健康教育室 | 教育・啓発 | 1 |
| 21 | 学校における性に関する指導・エイズ教育の推進 | 継続 | <ol style="list-style-type: none"> (1)児童・生徒に性やエイズについての正しい認識をもたせる。 (2)人権尊重の観点に立った性に関する指導やエイズ教育を推進する。 (3)児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれる性に関する指導やエイズ教育の系統的な指導体系を確立する。 | 学校における性に関する指導についての参考資料を作成する。 | 体育健康教育室 | 感染症 | 4 |
| 22 | 生涯学習アドバイザー・特別社会教育指導員制度 | 継続 | 地域における生涯学習の振興、人権啓発活動の推進、PTA活動の振興を図る取組などについて、学校、社会教育団体への助言・指導を行う生涯学習アドバイザーを置くことで、市民に生涯学習の推進を促す。 | 生涯学習アドバイザー、特別社会教育指導者を積極的に支援する。 | 生涯学習部 生涯学習推進担当 | 教育・啓発 | 1 |
| 23 | 温もりの電話相談員の養成 | 継続 | 京都市地域女性連合会とのパートナーシップの下、子育ての悩みから季節野菜の料理法まで、どんなことでも気軽に相談できる電話相談の相談員を養成し、温もりのある地域社会の構築を目指す。 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談員全体研修会 2回開催 ○相談員実践研修会 2回開催 ○スーパーバイザーの委嘱 | 生涯学習部 生涯学習推進担当 | 子ども | 6 |
| 24 | 各学校・幼稚園における保護者対象の学習会、懇談会等人権学習会の開催 | 継続 | 「京都是ぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念をふまえ、子どもたちの命を守り、子ども一人一人の今と未来を大切に家庭の教育力の向上につながるテーマを設定した学習会や、保護者同士の語り合いの場を設け、家庭でのよりよい教育の充実・促進を図る。 | 家庭や地域で、「京都是ぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念を核とした取組が実践されるように、各学校・幼稚園において保護者を対象とした学習会、懇談会等（家庭教育講座（幼・小・中・総）等）や、単位PTA・支部や連協における学習会を実施をする。 | 生涯学習部 学校地域協働推進担当 | 教育・啓発 | 1 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------------|--------|--|--|--------------------------------------|------------|
| 25 | 京都市PTAフェスティバル | 継続 | 京都市立の全校種のPTA会員が一堂に集い、会員同士の交流や各校PTAの活性化を図り、また、親子が一緒になって遊び、学ぶことを通して親子の絆を深めることを目的に開催。その際に、人権啓発のパネル展示を行い、参加された方の人権に関する意識の高揚を図っている。 | 開催日：平成30年12月8日（土） 場 所：みやこめっせ 第3展示場 内 容：PTA活動の充実を図るため、実行委員会にて内容を精査・検討する予定。 | 生涯学習部 学校地域協働 推進担当 | 教育・啓発 1 |
| 26 | 憲法月間・人権月間におけるPTA街頭啓発・パレード | 継続 | 市民に人権の尊さと呼び掛け、差別のない明るいまちづくりを推進する。 | 憲法月間・人権月間の機会に、京都市PTA連絡協議会が実施する啓発物品の配布及びパレードによる街頭啓発活動を支援する。活動目的の徹底、他団体との幅広い連携等により、より充実した取組を行う。 (1)人権啓発パレード（憲法月間） 日 程：平成30年4月14日（土） 場 所：京都御池中学校～総合教育センター 参加者：約500人 (2)PTA街頭啓発（人権月間） 日 程：平成30年12月1日（土） 場 所：市内23ブロックに分かれて実施 | 生涯学習部 学校地域協働 推進担当 | 教育・啓発 1 |
| 27 | 人権行政に関する情報の職員への提供 | 継続 | 職員一人一人の人権意識を高める。 | 職員一人一人が人権意識を高めるため、人権関係の情報誌、チラシの配布、講演会等のポスター掲示による職員への情報提供を行う。 | 生涯学習部 学校地域協働 推進担当 | 推進・研修 2 |
| 28 | 「ゴールデン・エイジ・アカデミー」の開催 | 継続 | 市民が、生涯にわたり自ら学び、教養を深める中で、人生の楽しみをより深く豊かなものにすることを目指す。 | 歴史・文学・社会問題等の多様な題材をテーマとした講演会を毎週金曜日に実施しており（生涯学習総合センターで開催、生涯学習総合センター山科で同時中継）、人権特別企画として人権に関わるテーマを設定した講演会を開催する。 【開催予定】 日時：12月頃に1回（金）（予定）、場所：京都市生涯学習総合センター | 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター中央事業館） | 教育・啓発 1 |
| 29 | 人権啓発映画の貸出し | 継続 | あらゆる人権問題についての正しい理解と認識を深める。 | 映画・ビデオの貸出しを行い、市立学校（園）の教職員を対象とする校内研修や保護者啓発用の学習教材として活用を進める。 （内容未定） | 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター中央事業館） | 推進・研修 2 |
| 30 | 「学びのフォーラム山科」の開催 | 継続 | 講演会を通じて、市民の方の人権意識を始めとした教養を高める。 | 教養を高め、文化、歴史、健康、食生活、時事問題など市民の方が興味・関心を持つ内容をテーマとして、毎週水曜日に講演会を開催しているが、11月中旬～12月中旬には、12月の人権月間にちなんで人権に関する講演会を開催する予定である。（演題及び講師については未定） | 生涯学習部 施設運営担当 （生涯学習総合センター山科） | 教育・啓発 1 |
| 31 | 人権問題関連図書の展示と貸出し | 継続 | 市民があらゆる人権問題についての理解と認識を深める。 | 人権問題関連図書の展示と貸出しを行い、市民啓発に資する。 【予定】 ・京都市図書館全館… 憲法月間（5月）：憲法・人権問題関連図書の展示と貸出し 人権月間（12月）：人権月間関連図書の展示と貸出し ・京都市図書館（「きょういのちほっとブック事業」への協力館） 自殺予防週間（9月10日～16日）：「こころやいのちの大切さ」をテーマに自殺予防・自死遺族支援等に関する図書の展示と貸出し | 各図書館 | 教育・啓発 1 |
| 32 | 教職員研修（教職員の職務別・経験年次別研修） | 継続 | 学校教育における人権教育の確立・推進を目指し、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する資質・指導力の向上を図る。 | (1) 職務別・経験年次別研修 管理職、人権教育に関わる主任、採用1年目教職員等を対象に実践発表及び協議形式等による研修を実施する。 (2) 教職員を対象とする希望参加制の研修 全教職員を対象に「学校における人権教育をすすめるにあたって」の具現化に向けて、講演や実践発表等を内容とする研修を実施する。 上記(1)・(2)の研修にあたっては、受講者の参加意識を一層引き出し、研修効果を高めるための受講者参加型にする等、研修方法の工夫を図る。 | 総合教育センター | 推進・研修 2 |

| 番号 | 事業名 | 新規・継続等 | 事業目的 | 平成30年度 事業計画 | 担当課 | 該当事業・対応番号 |
|----|---------------------|--------|--|---|---------------|-----------|
| 33 | 校・園内研修の実施 | 継続 | 自校・園における人権教育の確立・推進を図る。 | 各校・園において人権教育に関する研修を計画的に実施する。 | 総合教育センター | 推進・研修 2 |
| 34 | 教職員の教育研究団体研修への支援 | 継続 | 学校教育における人権教育の確立・推進を図るとともに、教職員の人権意識の高揚及び実践を推進する。 | 教育研究諸団体の主体的な研究・研修を支援する。 | 総合教育センター | 推進・研修 2 |
| 35 | 教育研究資料・教育関係図書の実践 | 継続 | 本市教職員及び市民等を対象に、人権に対する意識の高揚を図る。 | 人権及び人権教育に関する図書・資料を展示し、閲覧・貸出しを行う。(平成30年12月3日～12月28日に人権月間にちなんだ企画展を予定) | 総合教育センター | 推進・研修 2 |
| 36 | 「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業 | 継続 | 中学校が授業の一環として、生徒それぞれの興味や関心に応じた様々な職業体験や勤労体験に取り組む「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業を実施し高齢者福祉施設等での体験活動を通して、他人への思いやりの心や主体性の育成を目的とする。 | 約10,000人の生徒が老人デイサービスセンターや特別介護老人ホーム等の高齢者福祉施設をはじめ、障害者福祉施設や医療機関など多種多様な約3,500の事業所で職業・勤労体験を行う。 | 京都まなびの街生き方探究館 | 複数課題 1 |
| 37 | 教育相談総合センターでの教育相談 | 継続 | 子どもに関する様々な悩みに対して専門的な相談窓口を設け、保護者の子育てを支援するとともに子どもの健やかな成長を促す。 | (1)カウンセリング 子どもの不登校・いじめや友人関係・性格や行動・学習や学校生活のことなど、心のケアを要すると思われること、また、子どもの教育上のさまざまな課題や子育ての不安について、教育・心理専門のカウンセラーが来所相談に応じる。 (2)日曜不登校相談 「最近学校に行くのを渋りだした」など、不登校についての不安や気がかりについて相談に応じる。 | 教育相談総合センター | 子ども 3 |
| 38 | 不登校児童・生徒の「心の居場所」づくり | 継続 | 不登校児童生徒の健やかな成長に向け、学習や社会性育成の場を設ける。 | (1)ふれあいの杜 個別カウンセリング、小集団体験活動、学習(教科)活動を通して、不登校児童・生徒が新たな人間関係を築く中で、学校生活に適應し、自立心に富み、いきいきとした生活が送れるようになることを目指す。 (2)キャンプ ふれあいの杜に通級する児童生徒が、自然とふれあい、また目標に向かって活動を進めることにより普段では経験できない達成感を経験することにより、子どもたちの自立を目指す。 また、集団宿泊活動を通して、基本的な生活習慣の定着や人間関係の更なる構築等を図る。 | 教育相談総合センター | 子ども 3 |
| 39 | 常設展示の実践 | 継続 | 広く市民に対し京都での明治初期の地域住民と番組小学校の教師による障害児教育への熱意と工夫を伝える。 | 常設展示の1コーナーに「京都盲啞院」の創設に関する資料を展示し、視聴覚障害児のための日本で最初の近代教育の取組を紹介する。 | 学校歴史博物館 | 教育・啓発 2 |